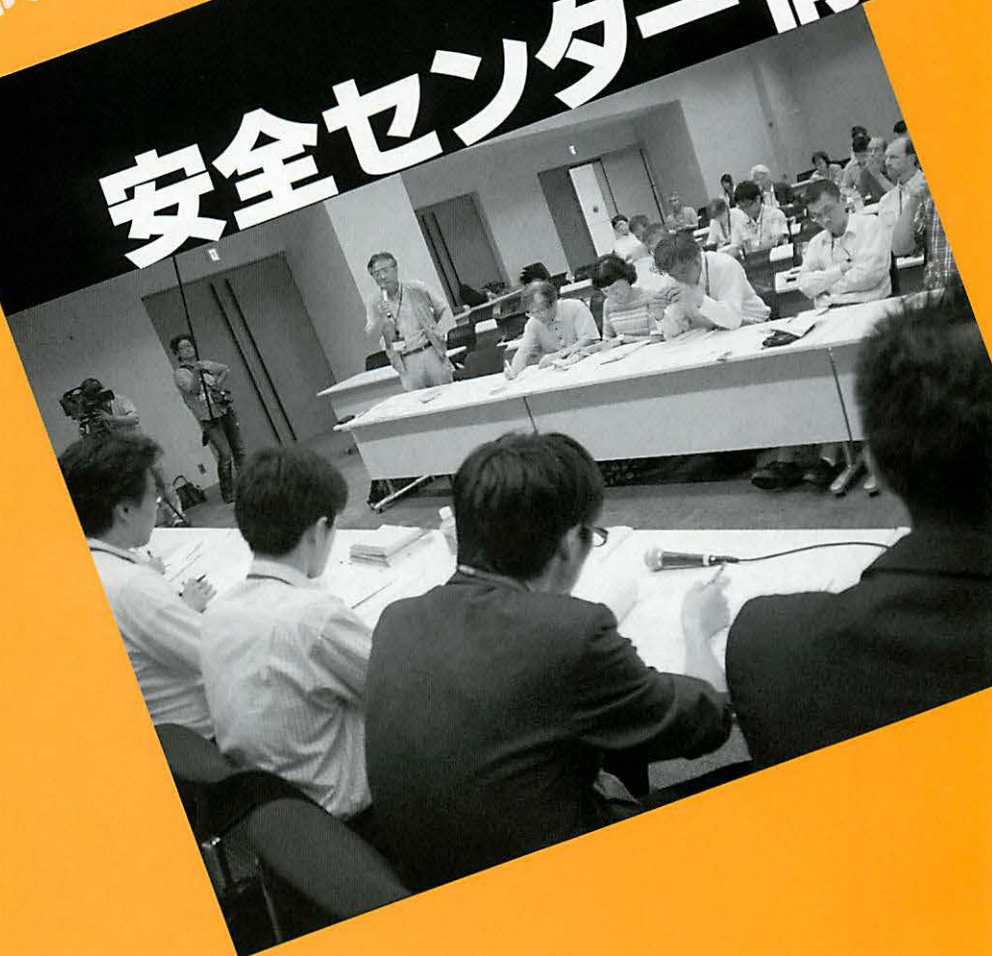


安全センター情報2011年9月号 通巻第386号
2011年8月15日発行 毎月1回15日発行
1979年12月28日第三種郵便物認可

2011 9

安全センター情報



特集● 労働安全衛生をめぐる状況

写真：福島原発事故被ばく労働問題で厚生労働省等と交渉

全国労働安全衛生センター連絡会議 第23回総会は 11.26-27 札幌開催

【第一報】

日時：2011年11月26日(土)14時～27日(日)12時

会場：ロイトン札幌(<http://www.daiwaresort.co.jp/royton/>)

〒060-0001 札幌市中央区北1条西11丁目 TEL 011-271-2711

■働く者の健康セミナー・札幌

11月26日(土)14時～17時、セミナー参加費 1,000円

※以下の①または②を選んで10月末までに主催団体にお申し込みください。

【セミナー① アスベスト】

人類史上最悪の産業災害とも言われるアスベスト被害の、北海道及び全国の現状と課題、健康被害の補償・救済をはじめとしたアスベスト対策の最新動向に加えて、東日本大震災におけるアスベスト問題も取り上げます。報告者として、以下の方々を予定しています。

本田哲史医師(札幌緑愛病院職業病センター所長)

古谷杉郎(全国労働安全衛生センター連絡会議事務局長)

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会北海道支部

北海道建設アスベスト訴訟原告団・弁護団、その他

【セミナー② メンタルヘルス・ハラスメント】

いま職場でもっともホットな話題のひとつ、メンタルヘルス・ハラスメント、具体的な相談に第一線で対応している担当者の経験から、精神障害等の労災認定基準の改正を含めた行政の最新動向、今後の職場での取り組みや対策のあり方まで取り上げます。報告者として、以下の方々を予定しています。

天明佳臣医師(全国労働安全衛生センター連絡会議議長)

松浦俊一(北海道勤労者安全衛生センター事務局長)

いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター

全国労働安全衛生センター連絡会議メンタルヘルス・ハラスメント対策局、その他

■懇親会

11月26日(土)18時～19時半、懇親会参加費 5,000円

■第23回総会

11月27日(日)9時～12時

■宿泊

会場のロイトン札幌に、ツインルーム 8,500円、ツインルームのシングルユース 7,500円で手配することができます。ご希望の方は、10月末までに主催団体にお申し込みください。

■懇親会

全国労働安全衛生センター連絡会議 03-3636-3882 joshrc@jca.apc.org

NPO 北海道勤労者安全衛生センター 011-272-8855 safety@rengo-hokkaido.gr.jp

北海道医療生協札幌緑愛病院職業病センター 011-883-0330

特集／日本の労働安全衛生

労働安全衛生をめぐる状況 2010年→2011年

1 労働災害・職業病の統計データ	2
2 労働災害・職業病の発生状況	6
3 労働安全衛生対策	9
4 労災補償対策	13
職業病認定関係通達等	17

統計資料	20
------------	----

2010年度労働基準行政関係通達等	53
-------------------------	----

安全センター情報2010年度目次	71
------------------------	----

全国安全センター規約・規定	78
---------------------	----

全国安全センター第22回総会議案

第1号議案 活動報告と方針案	63
第2号議案 2010年度収支決算案	67
第3号議案 2011年度収支予算案	69
第4号議案 2011年度役員体制案	70

労働安全衛生をめぐる状況

2010年→2011年

1. 労働災害・職業病の統計データ

● 労働災害の総件数

労働災害の総発生件数として公表されているデータは、今のところ存在していない。

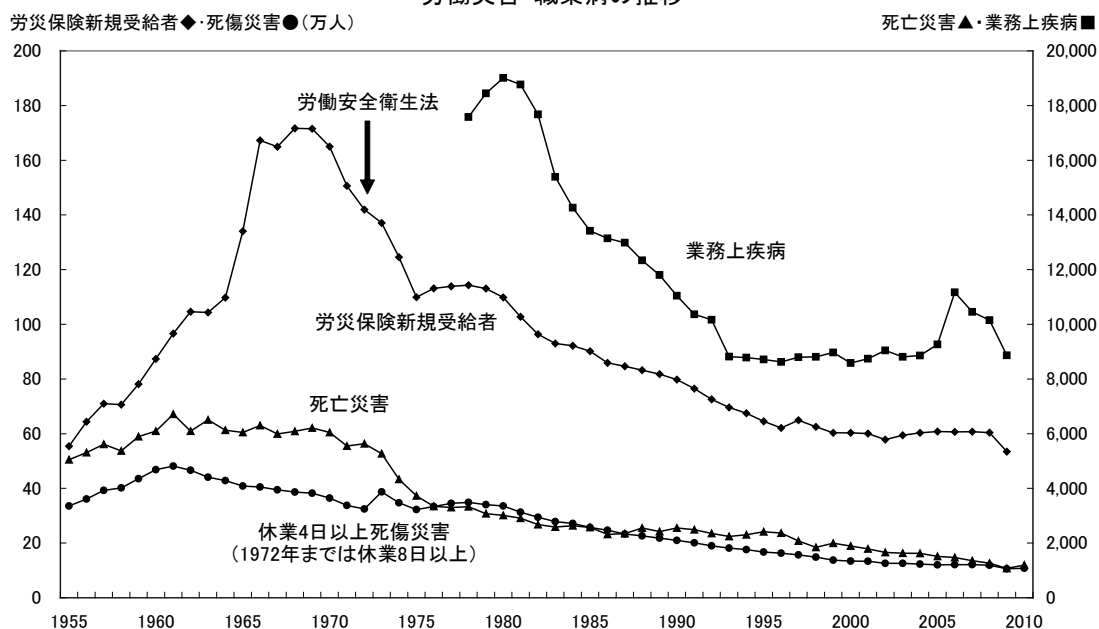
労働者死傷病報告書は、「労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は4日以上休業したとき」に、「遅滞なく」、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない

いとされている。また、「休業3日以内」のものは、3か月分をまとめて提出しなければならない（労働安全衛生法施行規則第97条）。しかし、これに基づく『休業3日以内』のデータは公表されていない。

2007年8月7日に公表された総務省行政評価局の「労働安全衛生等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」は、「休業4日未満の労働災害に関する労働者死傷病報告について、当該データの集計・分析や公表を行うなど、その利用を促進すること」という所見を示したが、これまでに具体的な対応は公表されていない。

なお、労働者死傷病報告書は、労災非適用事

労働災害・職業病の推移

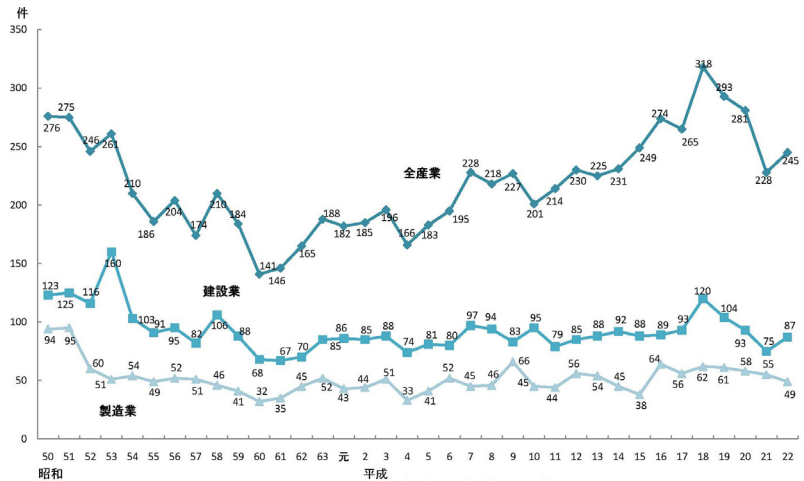


業に係るものも含む一方で、労災保険給付の対象となる通勤災害や退(離)職後に発症した職業病、労働者ではない労災特別加入者に係る死傷病は含まれない。

本誌では、労働災害の総件数に代わる数字として、「労災保険事業年報」による労災保険の新規受給者数を紹介してきた(表1(20頁)参照)。「安全の指標」(後述)が平成11(1999)年度版から、労災保険新規受給者数のデータを掲載するようになったが、そこで紹介されているのは業務災害分だけで、本誌では、業務災害と通勤災害の合計数を紹介している。「安全の指標」では、当初は出典の記載がなかったが、平成18(2006)年度版から「資料出所:労災保険事業年報」と記載されるようになった。「労災保険事業年報」に業務災害と通勤災害の内訳が示されるようになったのは、平成12(2000)年度版以降のことで、1999年12月21日に旧総務庁行政管理局が旧労働省に対して行った「労災保険業務に関する行政監察結果に基づく勧告・通知」のなかで、「労災保険財政に係る情報開示について…国民にわかりやすい形で公表すること」とされたのを受けて、「労災保険事業年報」の厚さが以前の2倍以上になってからである。

労災保険の新規受給者数は、災害発生年度ではなく、労災保険給付の支給決定年度で集計した数字であり、2009年度の労災保険新規受給者は、業務災害480,035人(89.8%)、通勤災害54,588人(10.2%)、合計534,623人(100%)。

その発生年度別内訳は、2009年度404,479人(75.7%)、2008年度124,930人(23.4%)、2007年度3,058人(0.6%)、2006年度797人(0.1%)、2005年度342人(0.1%)、2004年度以前1,017人(0.2%)、となっている(平成21年度版労災保険事業年報)。



重大災害発生状況の推移

● 死亡災害・重大災害

死亡者数は、全国安全週間(7月1～7日)に合わせて、前年の数字を公表している「安全の指標」(5月末頃発行、中央労働災害防止計画)の数字が最も一般に使われているものだろう。最近は、それ以前に、厚生労働省が4～5月に発表する前年の「死亡災害発生状況」が、同省のホームページ(報道発表資料)に掲載されるようになっている(2011年は5月20日に発表)。「労働基準監督年報」や安全衛生情報センターホームページも、同じ数字を載せている。出所は、「死亡災害報告」または「安全課調べ」と記載されている。

これによると、2009年の死亡者数は1,075人(暦年・業務災害のみ)であるが、2009年度の労災保険の葬祭料・葬祭給付支払件数は3,591件と、3倍以上になっている。後者の3,591件の内訳は、業務災害3,284(91.5%)、通勤災害307件(8.5%)であり、発生年度別では、2009年度839件(23.4%)、2008年1,059件(29.5%)、2007年度414件(11.5%)、2006年度199件(5.5%)、2005年度117件(3.3%)、2004年度以前963件(26.8%)である(平成21年度版労災保険事業年報)。

また、厚生労働省のホームページ(報道発表資料)では、平成15(2003)年分から、「死亡災害発生状況」と合わせて「重大災害発生状況」も発表

労働安全衛生をめぐる状況

されており、こちらは「重大災害報告より作成」したものとされている。「重大災害」とは、「一時に3人以上の労働者が業務上死傷又は病した災害事故」のこと。この数字は、本誌の統計資料に数字は載せていないが、前頁にその動向を図に示した。

● 休業4日以上死傷災害

厚生労働省のホームページ（各種統計調査結果）に、「労働災害発生状況」統計が掲載されるようになった。前述の「死亡災害発生状況」及び「重大災害発生状況」は、このなかにも含まれている。

ここに示されている「死傷災害（死亡災害及び休業4日以上死傷災害）」の出所は、「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告（労災非適）より作成」と説明されている。「安全の指標」の「死傷者数」の出所は、「労災保険給付データ」と記載されているが、数値は同じである。

一方、安全衛生情報センターホームページが、出所を「労働者死傷病報告」とした異なる数字を紹介している。本誌執筆時点では、2010年の速報値と2009年分のみ掲載されているが、過去にはそれ以外の時期のデータも掲載していた。本誌が入手できている1999年以降分の数字を、「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告（労災非適）」による数字と並べて、本頁別掲表に示した。

「労働者死傷病報告」による数字（表の左欄）が、事業主が届け出た報告の件数をそのまま集計したものであったとすれば（「届出件数」）、それが、「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告（労災非適）」による数字（表の中欄＝「公表件数」）よりも年6千～1万3千件も多いという状況は、本来受けられるべき労災保険給付を受けていない事例が多数存在していることを示唆しているとも考えられ、説明が必要でないだろうか。

そもそも、前出の「労働災害発生状況」統計が、「死亡災害発生状況」及び「重大災害発生状況」については事業主の報告によるデータを採用しているのに、「死傷災害発生状況」については、あえて事業主の報告による数字は「労災非適」事業についてのみ採用して、「労災適用」事業につい

休業4日以上死傷者数			
年	労働者死傷病報告による	労災保険給付データ及び労働者死傷病報告（労災非適）による	両者の差
	「届出件数」	「公表件数」	
1999	141,055	133,948	7,107
2000	139,974	133,948	6,026
2001	140,149	133,598	6,551
2002	132,339	125,918	6,421
2003	132,936	125,750	7,186
2004	131,563	122,804	8,759
2005	133,050	120,354	12,696
2006	134,298	121,378	12,920
2007	131,478	121,356	10,122
2008	129,026	119,291	9,735
2009	114,152	105,718	8,434

ては労災保険給付データの方を採用しているのはなぜかということも説明されていない。

また、労災保険給付データの方には、労働者死傷病報告書を提出する必要のない、通勤災害、労災保険特別加入者や退（離）職後の発症・死亡等も含まれ得るが、それらの取り扱いがどうなっているかも明示されてはいない（業務災害分についてのデータのみであろうと思われる）。

● 業務上疾病

厚生労働省のホームページ（各種統計調査結果）には「業務上疾病発生状況」も掲載されるようになった。ここにある「業務上疾病発生状況（業種別・疾病別）」は、「暦年中に発生した疾病で翌年3月末までに把握した休業4日以上のもので、出所を「業務上疾病調」と記載した、一般に使われている、全国労働衛生週間（10月1～7日）に合わせて発行されている「労働衛生のしおり」（7月末頃、中央労働災害防止協会）掲載のものと同一ものである。後掲の表2（22頁）では、これを「公表件数」としている。

以前、情報公開法に基づく開示請求も行って厚生労働省に説明を求めたところ、「公表件数」は、労働者死傷病報告をそのまま集計しているのではなく、例えば、「非災害性」（第3号）として届け出られた「腰痛」を、事情を確認したうえで「災害性」＝「負傷による腰痛」（第1号）に振り替え、また、「じ

分類			疾病分類項目	年度別労災補償状況							
大	小	CODE		2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
			負傷(負傷を伴わない事故を含む。)	133,643	133,401	130,166	129,173	129,137	130,166	124,603	112,478
	01	骨折	66,322	66,547	65,130	65,386	65,248	65,130	62,654	57,019	
	02	切断	6,098	5,877	5,525	5,319	5,023	5,525	4,517	3,817	
	03	関節の障害(捻挫、亜脱臼及び転位を含む。)	16,591	17,138	16,842	17,394	17,690	16,482	18,031	16,570	
	04	打撲傷(皮膚の剥離、擦過傷、挫傷及び血腫を含む。)	19,971	19,899	19,550	18,892	19,127	19,550	18,894	16,936	
	05	創傷(切作、裂創、刺創及び挫減創を含む。)	19,451	18,847	18,016	17,285	17,078	18,016	15,719	13,905	
	06	外傷性の脊髓損傷	658	655	649	621	676	649	646	590	
	07	頭頸部外傷症候群(いわゆる「むちうち症」)	385	407	435	402	439	435	343	332	
	08	火傷(高熱物体を取り扱う業務による火傷を除く。)	3,040	2,900	2,999	2,854	2,865	2,999	2,859	2,445	
	12	01から08までに掲げるもの以外の負傷又は負傷を伴わない事故(感電、溺水、窒息等)	1,127	1,131	1,020	1,020	991	1,020	940	864	
一～九			業務上疾病合計(表4(29頁)参照)	9,045	8,806	8,858	9,271	11,171	10,456	10,148	8,862
			合計	142,688	142,207	139,024	138,444	140,308	140,622	134,751	120,528

ん肺及びその合併症」については、届出件数ではなく労災保険給付データを使っている等との説明であった。しかし、処理方法を示した文書は存在していない、以下の安全衛生情報センターのデータがどういう性質のものかもわからないという回答であった。

本稿執筆時点で、安全衛生情報センターホームページには、2005～2009年分と2010年の速報値について、出所を「厚生労働省『労働者死傷病報告書』」と明記した業務上疾病発生状況の暦年データが掲載されている。「『じん肺又はじん肺合併症』の数値を差し引いたデータ」とされているが、2005年7,413件、2006年7,635件、2007年8,099件、2008年8,341件、2009年6,968件となっている。

他方、「補償件数」については、毎年度の「業務上疾病の労災補償状況調査結果(全国計)」が、比較的入手しやすいものである(とは言っても、ホームページ上に掲載されているわけではない)。これには、第一～九号別の新規支給決定件数、及び、振動障害、じん肺症等、非災害性腰痛、上肢障害、職業がん、脳血管疾患及び虚血性心疾患、精神障害等に係る都道府県別データなどが収録されている。もととなる調査については、毎年度、補償課長から指示が出されており、調査内容

は微妙に変化している。

全国安全センターは、情報公開法を使って、1999年度分以降の「業務上疾病の労災補償に係る統計の一切」を開示させている。大本となる統計データは、「傷病性質コード別労災補償状況」という集計表で、これは表4(29頁)にまとめて紹介してある(表9(40頁)で、2009年度分の都道府県別データも紹介)。「それらが何らかの文書・冊子の一部をなしている場合には、当該文書・冊子等のすべて」を開示請求しているが、毎年開示されるのは、3枚の集計表のみである。

「傷病性質コード別労災補償状況」と「業務上疾病の労災補償状況調査(全国計)」の数字は同じものであり、前者が後者の小分類別内訳となっている。後掲の表2(22頁)においては、「補償件数」として示してある。「公表件数」が「届出件数」そのものではなく、前述のような操作が行われたものであるにもかかわらず、「補償件数」との間にかなりの格差が生じていることの説明がなされたことはない。

さらに、平成14(2002)年度分以降の「傷病性質コード別労災補償状況」では、傷病性質コードで01～12が割り当てられている「負傷(負傷を伴わない事故を含む)」のデータも掲載されるようになっ

労働安全衛生をめぐる状況

た。前頁表のとおりである（負傷の合計数と全体の合計数が一致していない）が、これに業務上疾病の合計数を加えた数字が何を意味するのか。明記はされていないものの、労災保険給付を受けた休業4日以上 の傷病数だと思われるのだが、死亡災害が含まれるかどうかは不明。含まれるとすれば、4頁の表に示したふたつのデータとは別に、もうひとつ別の休業4日以上の死傷者数のデータがあることになって、一層困惑させられる。

結局、わが国の労働災害・職業病の統計データについては、いまだに「闇」の部分が多いと言わざるを得ない状況である。

2. 労働災害・職業病の発生状況等

● 労働災害の発生状況

2011年5月20日に厚生労働省が発表した平成22年における死亡災害発生状況によると、2010年に労働災害により死亡した労働者数は1,195人で、前年比11.2%（120人）の増加と、11年ぶりに増加に転じた。重大災害も2頁の図のように、2010年には増加している。

2010年の休業4日以上の死傷災害は107,759人。同じく、前年比1.9%（2,041人）の増加に転じた。

2010年度は、①死亡者数について2012年において2007年と比して20%以上減少させる、②死傷者数について平成24年において2007年と比して15%以上減少させる、③労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増

年度	業 種	労災保険新規受給者数	死亡災害		休業4日以上		休業3日以下・不休	
		人数	人数	指数	人数	指数	人数	指数
1996	全業種	654,855	2,363	1	160,499	67.9	491,993	208.2
1997	全業種	649,404	2,078	1	154,648	74.4	492,678	237.1
1998	全業種	625,427	1,844	1	146,404	79.4	477,179	258.8
1999	全業種	602,853	1,992	1	137,316	68.9	463,545	232.7
2000	全業種	603,101	1,889	1	132,059	69.9	469,153	248.4
2001	全業種	600,210	1,790	1	131,808	73.6	466,612	260.7
2002	全業種	578,229	1,658	1	124,260	74.9	452,311	272.8
2003	全業種	593,992	1,628	1	124,122	76.2	468,242	287.6
2004	全業種	603,484	1,620	1	121,184	74.8	480,680	296.7
2005	全業種	608,030	1,514	1	118,840	78.5	487,676	322.1
2006	全業種	606,645	1,472	1	119,906	81.5	485,267	329.7
2007	全業種	607,348	1,357	1	119,999	88.4	485,992	358.1
2008	全業種	604,139	1,268	1	119,291	94.1	483,580	381.4
2009	全業種	534,623	1,075	1	105,718	98.3	427,830	398.0
合計	全業種	8,472,340	23,548	1	1,816,054	77.1	6,632,738	281.7
2009	製造業	126,610	186	1	23,046	123.9	103,378	555.8
	鉱 業	724	9	1	345	38.3	370	41.1
	建設業	48,485	371	1	21,465	57.9	26,649	71.8
	運輸業	37,993	144	1	14,987	104.1	22,862	158.8
	林 業	3,620	43	1	2,128	49.5	1,449	33.7
	その他	317,191	322	1	43,747	135.9	273,122	848.2

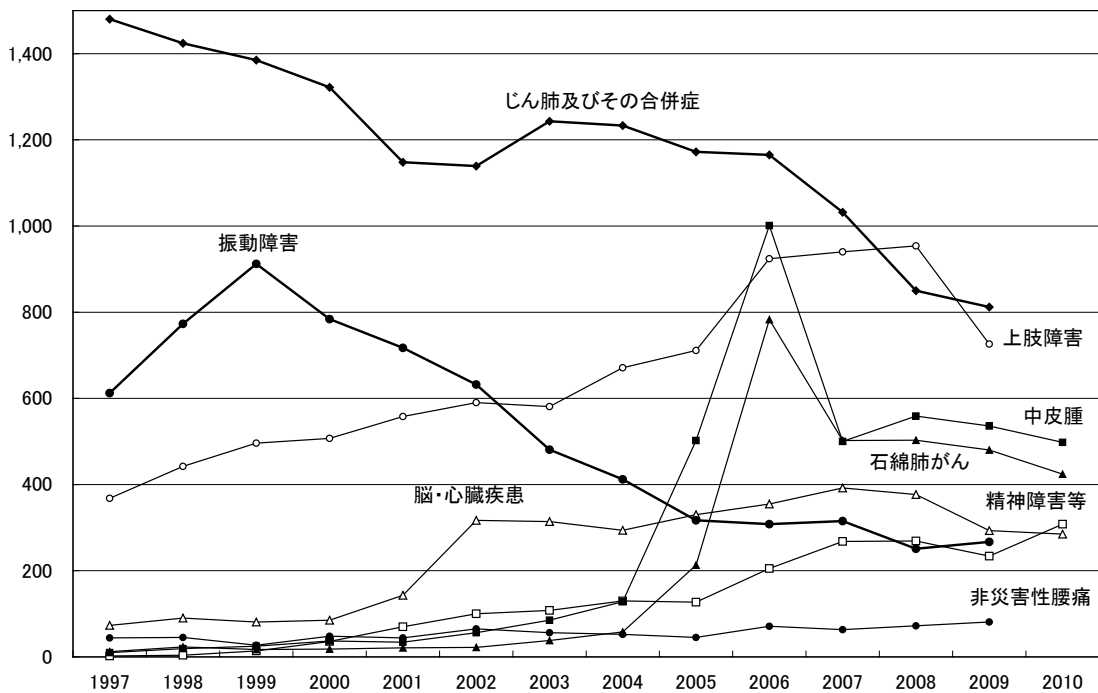
加傾向に歯止めをかけ減少に転じさせること、を目標に掲げた第11次労働災害防止計画（2008～2012年度）の3年目であった。2007年8月の総務省行政評価局の勧告は、労働災害防止計画についても言及しており、この数値目標の設定は勧告を踏まえたものである。

2頁の図をみればおわかりのとおり、死亡災害と休業4日以上の死傷災害はほとんど似たような動向を示しており、何とか減少傾向を維持してきたものの、2010年は増加に転じてしまった。

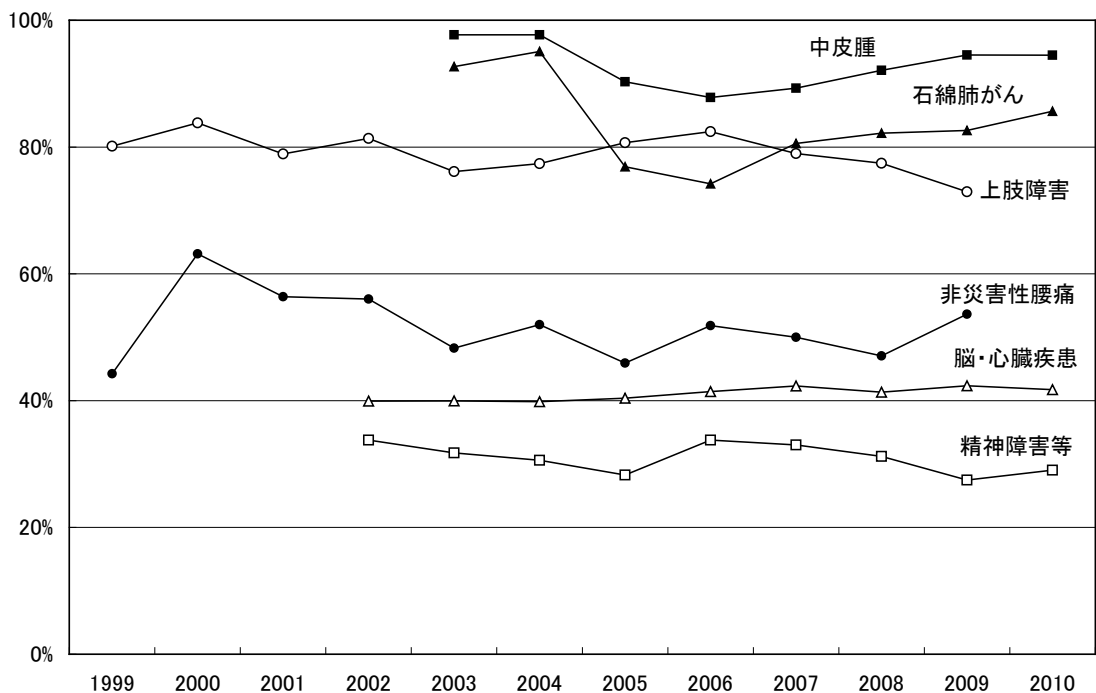
労災保険新規受給者数は、ここ15年間くらいほぼ横ばい状態が続き、2009年度は前年比11.5%（69,516人）減少したものの、2010年度がどうなったか心配である。また、業務上疾病も、2006年に急増したのがクボタショックの影響－アスベストによる中皮腫・肺がんの労災補償増加が主因であったとして、その後減少して以前の水準に戻ったと言えるのかどうか、予断は許さない。

「労災隠し」の氷山の一角をあらわしている労働安全衛生法第100条（報告等）違反による書類

主な職業病の認定件数の推移



主な職業病の認定率の推移



労働安全衛生をめぐる状況

業 種	事業場数	労働者数	新規受給者数	死亡者数	重大災害件数	死傷者数	業務上疾病数
	2009年度末	2009年度	2009年度	2010年(暦年)	2010年(暦年)	2010年(暦年)	2009年(暦年)
製造業	15.6%	17.3%	23.7%	17.7%	20.0%	21.4%	19.8%
建設業	23.2%	8.2%	9.1%	30.5%	35.5%	19.9%	9.6%
運輸業	2.8%	5.5%	7.1%	15.1%	9.8%	14.2%	13.5%
鉱 業	0.1%	0.0%	0.1%	0.4%	0.4%	0.3%	1.9%
林 業	0.6%	0.1%	0.7%	4.9%	2.4%	2.0%	55.2%
その他	57.7%	68.9%	59.3%	31.4%	31.9%	42.3%	
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
実 数	2,621,343	52,788,681	534,623	1,075	245	107,759	7,491

送検件数は、1999年74件、2000年91件、2001年126件、2002年97件、2003年132件、2004年125件、2005年114件であったが、その後、2006年137件、2007年は140件、2008年は147件と連続して増加、2009年は101件に減少した。

1件の重大災害の背後には、29件の軽症災害と300件の無傷害災害があるというよく知られたインリッピの法則の「1:29:300」という数字の厳密性はともかくとして、死亡災害件数を1とした場合の、休業4日以上災害件数(休業4日以上の死傷災害災害-死亡災害)及び休業3日以内+不休災害の件数(労災保険新規受給者数-休業4日以上の死傷災害災害)の比率を別表(6頁)に示した。

過去13年間平均ではこの比率は、1:77.1:281.7ということになるが、業種別のばらつきが著しい。とりわけ、林業では、休業4日以上の災害件数の方が3日以内+不休災害の件数よりも多いという逆転現象を示しており、鉱業、建設業と運輸業でも、製造業やその他事業と比較すると、休業+不休災害の件数が著しく低い。これは「労災隠し」の存在を示唆しているとも考えられる。このような分析も、本来は「労災隠し」の根絶のために活用できるはずである。

● 業務上疾病・労働者の健康状況

2009年度の業務上疾病(職業病)の認定(補償)件数は8,862件で、前年比12.7%(1,286件)と大幅に減少して、1万件を割った。

「補償件数」でみれば、職業病全体の約半分を「業務上の負傷に起因する疾病」が占め、その7～8割を「負傷による腰痛」が占めている。

前頁に「主な職業病の認定件数の推移」を示した。伝統的な職業病の双壁である「じん肺及びその合併症」と「振動障害」の認定件数は、減少傾向にある。前者は、2003年度から原発性肺がんが合併症に追加されたにもかかわらずである。

逆に「上肢障害」は、1997年の労災認定基準改正以来一貫した増加傾向を示し、2008年度に「じん肺及びその合併症」を上回ったが、2009年度には初めて大きく減少している。

「中皮腫」と「石綿肺がん」は、2005年夏のクボタショックを受けて認定件数が激増。とくに2006年度には過去の分(死亡から5年以内の事例等)が集中したものと考えられるが、被害は増えているはずなのに、2008年度以降若干の減少傾向を示しているのが気にかかるところである。

「脳・心臓疾患」は、2001年の労災認定基準改正以来増加してきたが、2008年度以降減少に転じている。「精神障害等」は、1999年の判断指針策定以来増加し続け、2010年度にはついに「脳・心臓疾患」を上回った。

前頁下の図は、「認定率」を分析してある。表5(32頁)に、請求件数、不支給決定件数が判明している職業病に係るデータのすべてを示してある。表5の最下欄には、認定率①=認定件数/請求件数(いずれも当該年度)、認定率②=認定件数/(認定件数+不支給決定件数)の二つの指標を示してあるが、前頁下の図は認定率②である。

認定率②は、「中皮腫」がもっとも高く90%前後、次いで「石綿肺がん」、「上肢障害」が80%前後で推移している。これらと比較すると、「脳・心臓疾患」、「精神障害等」は著しく低く、「脳・心臓疾患」

が40%台、「精神障害等」では30%前後にとどまっている。「非災害性腰痛」は50%前後で、両群の間に位置しているという状況である。

なお、「災害性(負傷による)腰痛」、「異常温度条件による疾病」、「化学物質による疾病」では系統的に、また近年は「細菌、ウイルス等の病原体による疾病」も、「公表」件数が「補償」件数を上回っており、使用者が職業病と判断して死傷病報告を届け出たにも関わらず、労災補償の手続がなされていないケースが多々あるのではないかと示唆されるところである。

なお、各種統計の業種別内訳を、一覧にして前頁表に示しておいた。

労働者の健康状況全般については、定期健康診断受診者のうちの有所見率が、1990年の23.6%から2009年の52.3%へと経年的に増加し続けている。項目別の有所見率では、胸部X線検査、血圧、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査で経年的な増加傾向が認められる。

厚生労働省は2008年10月に、5年に一度実施している「平成19年労働者健康状況調査の概況」を発表した。何らかの「健康の保持・増進」に取り組んでいると答えた事業所は、1992年43.9%→1997年46.4%→2002年37.4%→2007年45.2%。「心の健康対策(メンタルヘルスケア)」の実施率は、1992年22.7%→1997年26.5%→2002年23.5%→2007年33.6%。一方、「喫煙対策」の実施率は、1992年34.1%→1997年47.7%→2002年59.1%→2007年75.52%へと連続して上昇している。

労働者に対する調査では、自分の仕事や職業生活に関して「強い不安、悩み、ストレスがある」とする労働者の割合は、1992年57.3%→1997年62.8%→2002年61.5%→2007年58.0%となっている。その内容は、「職場の人間関係の問題」38.4%(前回35.1%)が高く、次いで「仕事の質の問題」34.8%(前回30.4%)、「仕事の量の問題」30.6%(前回32.3%)となっている。

1992年64.6%→1997年72.0%→2002年72.2%と増加していた、普段の仕事で「身体が疲れる」という質問項目がなくなる一方、「長時間労働者に対する医師による面接指導制度」に関する調査項目

が新規に追加されている。

なお、「平成18年労働環境調査」、「平成19年等労働者健康状況調査」、「平成20年技術革新と労働に関する実態調査」、「平成21年建設業労働災害防止対策等総合実態調査」、「平成22年労働安全衛生基本調査」等の概況報告が、厚生労働省のホームページに掲載されている(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50.html>)。

3. 労働安全衛生対策

● 労働基準関係行政通達の開示

全国安全センターでは毎年度のはじめに、厚生労働省労働基準局及びそのもとにある部課室の発議・発送文書台帳を、情報公開法に基づき開示させている。また、この台帳に記載された文書で安全衛生・労災補償行政の運営にあたって開示させることが適当と考えられるものをピックアップして開示を求めてきた。そのような作業の結果をまとめたものが、53頁に掲載する「労働基準行政関係通達等」である。

この間、労働基準行政の文書開示の姿勢は、以前と比べ格段に改善されてきていることを指摘できるのはうれしいことである。具体的には、厚生労働省の「法令等データベース」(<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>)の「通知検索」で確認していただきたい。「登録準備中の新着通知」も合わせてチェックすることをお勧めする。

● 改正労働基準法の施行

労働基準法の一部を改正する法律が2008年12月12日に公布され、2010年4月1日から施行された。主な改正内容は、1か月60時間を超える時間外労働について、法定割増賃金率が現行の25%から50%に引き上げられることだが、中小企業については「当分の間」猶予される(法施行3年経過後に改めて検討するとされている)。

また、割増賃金の支払いに代えた有給休暇付与の仕組みや、限度時間(1か月45時間)を超える時間外労働に対する割増賃金率引き上げ等の

これらの報告書は順次、労働政策審議会安全衛生分科会で検討され、12月22日に同審議会から厚生労働大臣に対して、「今後の職場における安全衛生対策について」建議が行われた。主な内容は以下のとおりで、労働安全衛生法の改正等に対応することが予定されているが、2011年8月現在で改正法案は国会に上程されていない。

- ① 機械譲渡時における機会の危険情報の提供の促進
- ② 職場における自主的化学品管理の促進－GHS分類の危険有害性化学品すべてをラベル表示・MSDS交付対象物質にする等
- ③ 職場における受動喫煙防止対策の抜本的強化－一般事務所、工場等については全面禁止や空間分煙を事業者の義務化、飲食店等については受動喫煙の機会低減の義務化、罰則は当面なし
- ④ 職場におけるメンタルヘルス対策の推進－「新たな枠組み」、外部専門機関活用の方組みの導入等

● いじめ・嫌がらせ対策

全国安全センターは、いじめ・嫌がらせを職場の安全衛生の課題として明確に位置づけて、防止法がない少なくとも予防対策指針なりガイドラインを策定するよう提起し続けてきた。

厚生労働省は、問題の防止・解決に向けた環境整備（労使を含めた国民的な気運の醸成）を図るためとして、職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議を、2011年7月8日から開催することとした。今後の動向を注目していきたい。

● アスベスト・化学物質対策

化学物質のリスク評価検討会の2009年度報告書が2010年7月20日に公表され、その結果を踏まえた化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会の報告書も同年10月12日にまとめられた。提言の内容は以下の①として対応された。

以下を内容とする労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則の一部改正が行われ、③は2011年3月1日、①②は4月1日から施行されている

(①の一部に適用猶予期間の設定あり)。

- ① 酸化プロピレン、1,4-ジクロロ-2-ブテン、1,1-ジメチルヒドラジン及び1,3-プロパンスルホンに係る労働者の健康障害防止措置の拡充
- ② 「無機砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く）を製造する工程において粉碎する業務」を健康管理手帳対象業務に追加
- ③ 石綿等の全面禁止に係る適用除外製品等の見直し（残る適用除外は「国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるジョイントシートガasketで径1,500mm以上の大きさのもの」のみとなり、2011年度中にも全面禁止の実現が期待されている。）

再生碎石への石綿含有建材の混入防止の徹底について、厚生労働省、環境省及び国土交通省の三省は合同で、2010年9月9日に対策を発表するとともに、同年12月24日にはパトロール及び立入検査の実施結果を公表した。

2011年1月27日には、基安化発0127第1号「石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業等における集じん・排気装置の保守点検の徹底等について」、基安発0127第2号「石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について」も発出された。

2010年10月20日付けで日本工業規格Z7250（化学物質等安全データシート（MSDS））及び日本工業規格Z7251（GHSに基づく化学物質等の表示）が改正されたこと等に伴い、同年12月16日付け基安化1216発第1号によって「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」（2006年10月20日付け基安化発第1020001号）が改正されている。

また、同年12月22日付け基安発1222第2号「インジウム・スズ酸化物等取扱い作業による健康障害防止対策の徹底について」が示され、12月28日付け基安発1228第2号で有害ばく露作業報告の対象物が追加されている。

● 東日本大震災に伴う安全衛生対策

2011年3月11日に東日本大震災が発生した。厚

生労働省は、3月18日に「平成23年度東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」、3月28日に「その2」、5月27日に「その3（低層住宅の屋根改修工事等関連）」のほか、安全衛生対策関連の主なものだけでも以下のような通達を发出している。

- ・ 3月16日「産業保険推進センター等における健康相談について」（メンタルヘルス対策支援）
- ・ 3月25日「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する緊急相談窓口の開設について」
- ・ 4月11日「東日本大震災の復旧工事において使用する呼吸用保護具の取扱いに関する特例について」
- ・ 4月13日「東日本大震災により労働安全衛生法に基づく免許を滅失等した被災者への免許を取得していることを証する書面の発行等について」
- ・ 4月22日「東日本大震災に係るがれき処理に伴う労働災害防止対策の徹底について」
- ・ 4月27日「初めてがれき処理に従事する労働者等の労働災害防止について」
- ・ 5月10日「東日本大震災の復旧工事における船舶の解体等作業に係る労働災害防止対策の徹底について」
- ・ 5月31日「平成23年の職場における熱中症予防対策の重点的な実施について」
- ・ 6月30日「石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散及びばく露防止対策の徹底について」

また、6月末までの時点で合計15万枚の防じんマスクを、がれき処理等に当たる労働者等が利用できるように、岩手、宮城、福島等の各労働局において無償配布できる体制をとった。建設業労働災害防止協会に東日本大震災復旧・復興工事安全推進本部が設置され、6月30日に第1回会合が開かれている。

5月11日には環境省とともに東日本大震災アスベスト対策合同会議（東日本大震災の復旧工事に係るアスベスト対策検証のための専門家会議）が設置され、東京労働安全衛生センターの外山尚紀氏

が委員に加わっている。

なお、石綿障害予防規則は2009年の改正で、鋼製の船舶の解体についても規制対象とされたが、当時船舶の解体等における石綿曝露防止対策の規格化を検討中だった国際標準化機構（ISO）が2010年12月にISO30007を制定したこと、東日本大震災で津波により陸上に打ち上げられた船舶の解体が行われる事態となったことを踏まえ、隔離や電動ファン付き呼吸用保護具の使用等について、同規則の再改正が2011年7月に行われ、8月1日から施行される。これにより、船舶の解体についても建築物解体と同等の措置が求められることになる。

● 原発事故に伴う放射線被ばく対策

福島第一原発事故に対し、「原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を迅速に実施するため」として、緊急作業従事労働者の被ばく線量限度を100mSvから250mSvに引き上げる、電離放射線障害防止規則の特例に関する省令が3月15日に公布された。決定に当たっては、インターネットと電話を使って放射線審議会で持ちまわり審議が行われただけである。

さらに4月28日付けで基発0428第1号「緊急作業に従事した労働者のその後の緊急作業以外の放射線業務による被ばく線量に係る指導について」が出されたが、今回の緊急作業時の被ばくの通常の被ばく線量との別扱いを容認するものであった。

このような対応が、さらなる被ばく線量限度のなし崩し的な緩和につながる可能性が懸念される。

一方、6月27日から東電福島第一原発作業員の長期健康管理に関する検討会がはじまった。福島第一原発で緊急作業に従事する労働者の被ばく線量等を長期的に管理し健康管理を行うために必要なデータベースの構築手法や本情報を活用しての長期的な健康管理の在り方について検討するものとされている。

さらに、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会における福島原発事故に伴う原子力損害賠償に関する作業などもまさに進行中である。

全国安全センターでは、これまでの対応の経緯・妥当性を検証して安易な対策の緩和を許さず、安

全衛生・労災補償対策等を確実にさせていくために、厚生労働省等との交渉を継続している。

なお、関連する厚生労働省通達として、以下のようなものがある。

- ・5月11日「福島県内の災害廃棄物等を取り扱う業務に係る措置について」
- ・5月17日「『福島県内の下水処理副次産物の当面の取扱いに関する考え方』等について」「福島第一原子力発電所から20キロメートル圏内における作業に係る措置について」
- ・6月23日「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物及び災害廃棄物の当面の取扱いについて」

● その他の安全衛生対策

厚生労働省省内事業仕分けは、2010年6月28日に安全衛生指導業務を取り上げ、労災防止指導員制度(1,349人)について、2010年度末で廃止と決めた。数少ない現場に密着し、労使代表が関与する制度が、ほとんど公けに議論されることもなく廃止されるのは大きな損失である。

厚生労働省組織規則が一部改正され、2011年4月1日から、都道府県労働局の安全衛生課が健康安全課、労働衛生課が健康課に、各々改称されている。

1974年3月6日付け基発第105号「企業における自主的安全衛生管理活動のための監督指導について」が、2010年10月20日付け基発1020第2号によって改正されている。

2011年5月6日には、厚生労働政務官が参集した安全から元気を起こす懇談会により、「安全から元気を起こす戦略(労働災害撲滅のための戦略)」がとりまとめられ、また、全国安全週間に合わせて「あんぜんプロジェクト」が立ち上げられた(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>)。

一方、日本学会議・労働雇用環境と働く人の生活・健康・安全委員会が2011年4月20日に、「労働・雇用と安全衛生に関わるシステムの再構築を－働く人の健康で安全な生活を確保するために－」と題した提言を発表している。

4. 労災補償対策

● 労災補償行政関係事務連絡

労災補償関係でも行政通達の「法令等データベース」への掲載が進んだことは事実であるが、一方でこの間、発議・発送文書台帳に記載されない事務連絡というかたちで重要な指示が出されていることも目についた。全国安全センターでは、労災補償部関係のすべての事務連絡を開示請求することを通じて、まずは発出した事務連絡の一覧表を作成・開示させるようにするとともに、必要と考えられる事務連絡を入手している。この情報も、53頁の「労働基準行政関係通達等」に含めている。

● 職業病リストの見直し

2010年5月7日付けで、職業病リスト(労働基準法施行規則別表第1の2)が改正された。

具体的には、第三号4が、「電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害」に改正。

第四号7に、「石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚」を追加。

第六号1を、「患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患」に改正。

第七号9「塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫」の後に「又は肝細胞がん」を追加。

第七号10「電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫」の後に、「甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫」を追加。

第八号「長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む。))若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病」を追加。

第九号「人の生命にかかわる事故への遭遇そ

の他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病」を追加。

包括的救済規定疾病に係る標準処理期間は「定めない」とこととされていたが、職業病リスト改正に伴いこれらの疾病に係る標準処理期間も定められて、第九号は8か月、その他は他の例示列举疾病と同じく6か月とされた。

● 石綿関連疾患・じん肺の取り扱い

環境省が2009年11月に、中央環境審議会に石綿健康被害救済小委員会を設置して、石綿健康被害救済法の指定疾病の追加について検討し、2010年7月1日から、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚の2疾病が追加された。

ここで、じん肺健康診断や労災認定で行われているものと異なる「著しい呼吸機能障害」の評価方法が採用されたことが契機となって、厚生労働省は、じん肺法におけるじん肺健康診断等に関する検討会及び石綿による疾病の認定基準に関する検討会を開催することとなり、各々2010年5月13日及び7月6日に報告書が公表された。これに基づき、じん肺管理区分の判定基準及び労災認定基準が改正されている。

2011年1月21日には、デジタル撮影によるじん肺標準エックス線画像に関する検討会報告書が公表された。厚生労働省は、これに基づきデジタル撮影による新たな標準画像集を作成することとしている。これがどのように活用されていくのか、また、現行のじん肺標準エックス線フィルムやじん肺診査ハンドブックの取り扱いなどを含めて、じん肺管理区分・労災認定をめぐる動向は注視していく必要がある。

石綿による疾病の認定基準に関する検討会は、その後もびまん性胸膜肥厚と肺がんについての検討を続けており、認定基準の改正が予定されている。

● 精神障害等の判断指針の見直し

2010年10月15日から、精神障害等の労災認定



の基準に関する専門検討会が開催されている。審査の迅速化や効率化を図ることを目標としながら、心理的負荷評価表の見直し等が検討されており、判断指針の改正が予定されている。

セクシュアルハラスメント事案についての特有の事情を踏まえた精神障害の労災認定基準やその運用の在り方を検討するため、同検討会内にセクシュアルハラスメント事案に係る分科会が設けられ、2011年2月2日から6月23日まで5回開催された後、7月4日に分科会報告書が公表された。

● 外貌の醜状障害の障害等級認定基準

2011年12月1日に外傷障害に係る障害等級の見直しに関する専門検討会報告書がとりまとめられたことをふまえて、障害等級認定基準の「頭部、顔面、頸部(上肢及び下肢の醜状を含む。)」が削除されて、「外貌(上肢及び下肢の醜状を含む。)」の醜状障害に関する障害等級認定基準に改められた。男女差の解消などを図ったものだが、具体的には、以下のとおり。

第7級-外貌に著しい醜状を残すもの(女性のみの限定をなくした)

第9級-外貌に相当程度の醜状を残すもの(新設)

第12級-外貌に醜状を残すもの(男性について条件緩和・級数引き上げ)

これは、2011年2月1日以降に支給事由が生じたものについて適用されている

● 社会復帰促進等事業の取り扱い

平成23年6月3日

【労災保険相談ダイヤル】を開線します。

労災保険に関するさまざまな相談に応じます！

例えば、
「労災保険とは、どんな制度？」
「労災請求の手続きを教えてください。」
「労災の申請書類はいつまで使えるの？」
※ 労災年金相談も承ります。
(労働者本人または家族が対象です。)

お気軽にお電話ください。

FUN
FUND FUTURE

0570-006031

【受付時間】平日～金 9:00～17:00
(土・日・祝日、年末年始はお休みです。)
※ 労災に該当するかどうかは、労働基準監督署で判断し、ご連絡します。
※ お申し込みには必ずしも、労働基準監督署での届出や診断書提出などが必要ではありません。連絡がないと対応できません(一時的な欠勤)。

厚生労働省
労働基準局労災補償部

厚生労働省・経済産業省共同推進：労働政策研究振興センター
東京支店 〒100-8331 東京都千代田区千代田1-2-2 TEL: 03-3581-3111 FAX: 03-3581-3112

● 労災保険業務の事業仕分け

- ① 労災保険の窓口業務の改善、職員の意識・行動の変革
- ② 精神障害等の増加に対応した労災補償の見直し等
 - ・労災申請に対する審査の迅速化のため労災認定の基準の在り方を検討（現在は審査に8か月要しているところ、6か月を目安に標準処理期間の短縮を行う）
 - ・精神障害以外の業務上疾病事案の処理期間を計画的に短縮し、その結果を踏まえ、当該事案の標準処理期間を見直す
- ③ 業務の集約化等によるコストの削減等
 - ・相談対応のためのコールセンターの開設に伴う相談業務の集約化（2011年度～）
 - ・労災診療費審査業務の国への集約化等（国への集約化は2011年度から実施、診療費の請求におけるレセプトのオンライン化は2013年度～、（財）労災保険情報センターの地方事務所は廃止される見込み）
 - ・労災指定医療機関に対する労災診療費相当額の貸付事業の見直し（業務集中化）による事務費の大幅な縮減等（補助事業としては継続するが、コストは最大限に縮減）
 - ・労災給付システムの見直し（短期給付等の支払事務の本省集約化（2011年5月～））
- ④ 労災保険財政の不断の検証
 - ・労災保険財政状況や積立金の計算方法等の

2010年12月27日付け基発1227第1号により、上記通達を廃止して、下記に係る、通達発出後に行う支給決定等については処分性があるものとして、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の対象として取り扱うことを指示した。

なお、アフターケアについては、上記通達によって改正された「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領」により、アフターケア健康管理手帳の交付方法が局長の職権による交付から、アフターケア対象者からの申請に基づく交付に変更されている。

情報をわかりやすくホームページ等で説明

- ・次期料率改定に向けて、積立金やメリット制を含む労災保険財政等に関する外部有識者による検討委員会を2010年秋を目途に設置（2011年3月4日に労災保険財政検討会中間報告を公表）

なお、2010年度の請求書受付後6か月経過した長期未決済事案の件数が前年同期比で約3割減少したとされ、新規発生防止のため、とくに3か月経過した事案については、原則として請求書受付後6か月以内の決定をめざすこととされている。

● 労災かくし対策

労災かくしの排除に対する対策に関して、2011年度の労災補償業務運営留意事項通達では、以下のことを指摘している。

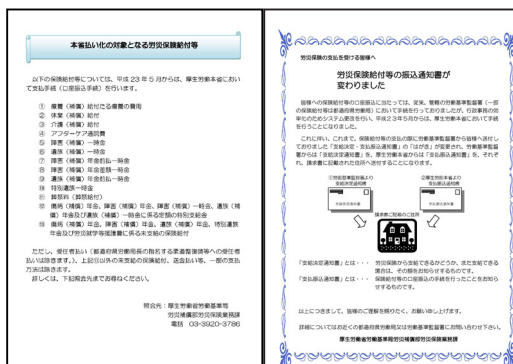
「全国健康保険協会（協会けんぽ）各都道府県支部から、業務上又は通勤による負傷に当たるとして、健康保険法の保険給付について不支給（返還）決定を受けた者の情報を受け、それらの者に対して労災請求の勧奨を行う取組については、引き続き推進を図ること。（…）」

なお、新規の休業補償給付支給請求書の受付に際し、労働者私傷病報告の提出年月日の記載がない場合には、監督・安全衛生担当部署への情報提供を徹底すること。」

● 東日本大震災に伴う労災補償対策

東日本大震災に伴う対応については、労災補償行政についても多くの指示が示されている。主なものは、以下のとおりである。

- ・3月11日「東北地方太平洋沖地震に伴う労災保険給付の請求に係る事務処理について」
- ・3月14日「東北地方太平洋沖地震に伴う労災診



療の取扱いについて」「東北地方太平洋沖地震に係る労働保険料等の納期限の延長について」

- ・3月24日「東北地方太平洋沖地震に係る業務上外の判断等について」「東北地方太平洋沖地震と労災保険Q&A」の送付について」
- ・3月30日「東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費等の請求の取扱いについて」
- ・3月31日「東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費等の請求に係る事務処理について」
- ・4月21日「東日本大震災に係る業務上外等の判断のための調査に係る岩手、宮城及び福島労働局への業務支援について」
- ・5月2日「東日本大震災による災害により行方不明となった者に係る遺族（補償）給付支給請求書等の提出があった場合等の取扱いについて」
- ・5月26日「東日本大震災の被災者に関する遺族（補償）年金等の定期報告の取扱いについて」
- ・5月27日「労働者が東日本大震災に伴い被災した場合の給付基礎日額の算定の特例について」



全国安全センター情報公開推進局

<http://www.joshrc.org/open/>

いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター (IMC)

<http://ijimental.web.fc2.com/>

<http://ijimemakenai.blog84.fc2.com/> <http://d.hatena.ne.jp/yokito5656/>

業務上疾病の認定に係る関係通達等

出典:厚生労働省労働基準局労災補償部補償課「労災保険
業務上疾病の認定基準及び関連通達集」(平成23年3月)【 】は編集部で追加

労働基準法施行規則 第35条に基づく別表第 1の2の号別適用	通達等の標題	施行年月日及び通達番号等
	労働基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について	昭和53.3.30基発第186号 改正平成5.10.29基発第619号 改正平成22.5.7基発0507第3号
	労働基準法施行規則の一部を改正する省令の施行等について	平成22.5.7基発0507第3号
(腰痛) 第一号又は第三号2	業務上腰痛の認定基準等について	昭和51.10.16基発第750号
	業務上腰痛の認定基準の運用上の留意点について	昭和51.10.16事務連絡第42号
(脳・心臓疾患) 第一号	脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について	昭和62.10.26基発第620号
(せき髄損傷) 第一号	せき髄損傷に併発した疾病の取扱いについて	平成5.10.28基発第616号
(電離放射線障害) 第二号5又は第七号10	電離放射線に係る疾病の業務上外の認定基準について	昭和51.11.8基発第810号
(高気圧障害) 第二号6又は第二号13	高気圧作業による疾病(潜函病・潜水病等)の認定について	昭和36.5.8基発第415号
(騒音性難聴) 第二号11	騒音性難聴の認定基準について	昭和61.3.18基発第149号 改正平成3.12.25基発第720号
	騒音性難聴の認定基準の運用上の留意点について (参考通達)	昭和61.9.25事務連絡第47号
	チェーンソー等を使用する業務における騒音性難聴の業務上外等の取扱いについて	昭和56.7.16事務連絡第33号の2
(振動障害) 第三号3	振動障害の認定基準について	昭和52.5.28基発第307号
	振動障害の認定基準の運用上の留意点等について	昭和52.5.28事務連絡第23号
	(参考通達) 林業労働者に係る振動障害の補償等の取扱いについて	昭和48.3.14基発第127号
	林業労働者に係る振動障害の補償対策について	昭和50.11.8基発第659号
	振動障害の業務上外認定に係る事務処理の適正な実施について	平成20.8.1事務連絡
	「振動障害の治療指針」について	昭和61.10.9基発第585号
	「振動障害の治療指針」の周知に当たっての留意点等について	昭和61.11.28事務連絡第51号
	振動障害総合対策の推進について(抄)	平成5.3.31基発第203号 改正平成21.7.10基発0710第5号
	適正給付管理の実施について	昭和59.8.3基発第391号 改正昭和61.7.10基発第412号
	適正給付管理の実施に係る事務処理上の留意点について	昭和59.8.3事務連絡第25号
	適正給付管理の実施にかかる事務処理方法の一部変更に伴う 実施上の留意事項について	昭和61.7.10事務連絡第29号
	振動障害に係る保険給付の適正化について	平成8.1.25基発第35号
	振動障害に係る適正給付管理対策の運用について	平成8.1.25事務連絡第1号
(上肢障害) 第三号4又は第三号5	上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について	平成9.2.3基発第65号
	上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準の運用上の留意 点について	平成9.2.3事務連絡第1号
(化学物質) 第四号	労働基準法施行規則の規定に基づき労働大臣が指定する単体 たる化学物質及び化合物(合金を含む。)並びに労働大臣が定め る疾病を定める告示に全部改正について	平成8.3.29基発第181号
(鉛中毒) 第四号1	鉛、その合金又は化合物(四アルキル鉛を除く。)による疾病の認 定基準について	昭和46.7.28基発第550号

労働安全衛生をめぐる状況

労基則別表の号別適用	通達等の標題	施行年月日及び通達番号等
(鉛中毒) 第四号1	鉛中毒に関する認定基準等の周知徹底について	昭和47.8.16基発第524号
	振動障害の認定基準等の運用上の留意点について	昭和51.11.11事務連絡第45号
(アルキル水銀中毒) 第四号1	アルキル水銀化合物による疾病の認定基準について	昭和51.8.23基発第602号
(水銀中毒) 第四号1	金属水銀、そのアマルガム及び水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基であるアルキル水銀化合物を除く。)による疾病の認定基準について	昭和52.1.10基発第13号
(マンガン中毒) 第四号1	マンガン又はその化合物(合金を含む。)による疾病の認定基準について	昭和58.1.5基発第2号
	マンガン又はその化合物による疾病の認定基準の運用上の留意点について	昭和58.1.14事務連絡第3号
(クロム障害) 第四号1、第七号14 又は第八号	クロム又はその化合物(合金を含む。)による疾病の認定基準について	昭和59.12.4基発第646号
	クロム等の有害物質を取り扱う業務に従事する労働者の肺がんの業務上外の認定及び鼻中隔せん孔にかかる障害補償等の取扱いについて	昭和50.8.23基発第502号
(有機燐中毒) 第四号1	有機燐系の農薬に因る中毒症の認定について	昭和39.10.5基発第1158号
(二硫化炭素) 第四号1	二硫化炭素による疾病の認定基準について	昭和51.1.30基発第123号
(一酸化炭素中毒) 第四号1	都市ガス配管工にかかる一酸化炭素中毒の認定基準について	昭和43.2.26基発第58号
(歯牙酸蝕症) 第四号1	歯牙酸蝕症の業務上疾病としての認定基準について	昭和27.9.9基発第646号
(有機溶剤中毒) 第四号1、第四号8 又は第七号8	脂肪族化合物、脂環式化合物、芳香族化合物(芳香族化合物のニトロ又はアミノ誘導体を除く。)又は複素環式化合物のうち有機溶剤として用いられる物質による疾病の認定基準について	昭和51.1.30基発第122号
(ニトロ又はアミノ誘導体中毒) 第四号1、第四号8 又は第七号	芳香族化合物のニトロ又はアミノ誘導体による疾病の認定基準について	昭和51.8.4基発第565号
(ニトログリコール中毒) 第四号1	ニトログリコール中毒症の認定について	昭和36.5.29基発第489号 改正昭和39.9.8基発第1049号
(カドミウム中毒) 第四号1	カドミウム合金又はその化合物による中毒の認定について	昭和46.2.5事務連絡
(塩化ビニル障害) 第四号1又は第七号9	塩化ビニルばく露作業従事労働者に生じた疾病の業務上外の認定について	昭和51.7.29基発第556号
(タール障害) 第四号3、第七号13 又は第七号17	タール様物質による疾病の認定基準について	昭和57.9.27基発第640号
(石綿障害) 第四号7、第五号 又は第七号7	石綿による疾病の認定基準について	平成18.2.9基発第0209001号 改正平成22.7.1基発0701第10号 改正平成22.12.10基発1210第6号 【改正平成22.12.10基発補発1210第1号】
	石綿による肺がん事案の事務処理について	平成19.3.14基発補発第0314001号
	石綿による疾病の認定基準の一部改正に係る運用に関し留意すべき事項等について	平成22.7.1基発補発0701第1号
	石綿による疾病に係る事務処理の迅速化等について	平成17.7.27基発補発第0727001号 改正平成17.9.28基発補発第0928001号
	社会保険業務センターへの照会に当たっての留意点について	平成17.7.29事務連絡
	日本年金機構の設立に伴う関係通知等の取扱いについて	平成21.12.28基発1228第11号 職発1228第18号能発1228第4号

労基則別表の号別適用	通達等の標題	施行年月日及び通達番号等
(石綿障害) 第四号7、第五号 又は第七号7	石綿による疾病の業務上外の認定のための調査実施要領について	平成18.6.6基労補発第0606001号 改正平成22.7.1基労補発0701第3号
	特別遺族給付金に係る対象疾病の認定について	平成18.3.17.基発第0317010号 改正平成20.12.1基発第1201001号 改正平成22.7.1基発0701第11号
	厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について	平成22.7.1基発0701第1号
	「特別遺族給付金に係る対象疾病の認定について」の一部改正に係る運用に関し留意すべき事項について	平成22.7.1基労補発0701第2号
	石綿による疾病の業務上外の認定のための調査実施要領について(特別遺族給付金関係)	平成18.6.6基労補発0606002号 改正平成22.7.1基労補発0701第4号 改正平成23.1.27基労補発0127第1号
	石綿確定診断等事業の実施について	平成21.7.28基労補発0728第1号
(じん肺症等) 第五号	石綿確定診断等事業の運用に当たり留意すべき事項について	平成21.7.28事務連絡
	改正じん肺法の施行について	昭和53.4.28基発第250号
	じん肺の合併症に係る療養等の取扱いについて	昭和53.6.1事務連絡
	じん肺法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について(抄)	平成15.1.20基発第0120003号
	じん肺法施行規則の改正に伴う労災補償上の取扱いに関する留意事項等について	平成15.1.20基労補第0120001号
	粉じんばく露歴に労働者性の認められない期間を含む者に発生したじん肺症等の取扱いについて	昭和61.2.3基発第51号
(感染症) 第六号	粉じんばく露歴に労働者性の認められない期間を含む者に発生したじん肺症等の取扱いに関する留意事項等について	昭和61.2.3事務連絡第73号
	非A非B型ウイルス性肝炎の業務上外について	昭和57.2.18基収第121号の2
	海外における業務による感染症の取扱いについて	昭和63.2.1基発第57号
(脳・心臓疾患) 第八号	C型肝炎、エイズ及びMRSA感染症に係る労災保険における取扱いについて	平成5.10.29基発第619号 改正平成22.9.9基発0909第1号
	脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について	平成13.12.12基発第1063号
(精神障害) 第九号	脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準の運用上の留意点等について	平成13.12.12基労補発第31号
	心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針	平成11.9.14基発第544号 改正平成21.4.6基発第0406001号
	精神障害による自殺の取扱いについて	平成11.9.14基発第545号
	心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針の運用に関しての留意点等について	平成11.9.14事務連絡第9号
	心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針の一部改正に係る運用に関し留意すべき事項等について	平成21.4.6基労補発第0406001号
	セクシュアルハラスメントによる精神障害等の業務上外の認定について	平成17.12.1基労補発第1201001号
	上司の「いじめ」による精神障害等の業務上外の認定について	平成20.2.6基労補発第0206001号
	心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断における事務処理について	平成12.3.24事務連絡第3号
(厚生労働大臣の 指定する疾病) 第十号	心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針における業務による出来事の心理的負荷の強度の修正等について	平成20.9.25事務連絡
	労働基準法施行規則別表第1の2第8号の規定に基づき、労働大臣の指定する疾病を定める告示等について	昭和56.2.2基発第66号
	労働基準法施行規則の規定に基づき労働大臣の指定する疾病を定める告示の一部改正について	昭和59年11月13日基発第610号
	労働基準法施行規則の規定に基づき労働大臣の指定する疾病を定める告示の一部改正について	昭和63.12.3基発第735号

労働安全衛生をめぐる状況

表1-1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移

年度	労災保険適用事業場数	労災保険適用労働者数	死亡災害発生状況	死傷災害発生状況(休業4(8)日以上)	労災保険新規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償)年金新規受給者数	障害・傷病新規受給者数合計
						新規受給者数	一時金	年金		
1947	115,901				85,759	2,276	2,276			2,276
1950	316,260	7,195,752			628,693	49,074	49,074			49,074
1955	559,171	10,244,310	5,050	335,442	554,255	63,838	63,838			63,838
1960	807,822	16,186,190	6,095	468,139	873,547	75,533	75,416	117	883	76,416
1965	856,475	20,141,121	6,046	408,331	1,340,702	73,300	73,028	272	1,051	74,351
1970	1,202,447	26,530,326	6,048	364,444	1,650,164	79,132	74,270	4,862	1,106	80,238
1973	1,532,476	28,762,112	5,269	387,342	1,370,470	68,140	63,396	4,744	1,383	69,523
1974	1,534,679	29,527,281	4,330	347,407	1,245,258	66,012	61,289	4,723	1,529	67,541
1975	1,535,276	29,075,154	3,725	322,322	1,099,056	57,600	53,387	4,213	1,482	59,082
1976	1,538,543	28,981,834	3,345	333,311	1,131,586	58,820	54,415	4,405	1,727	60,547
1977	1,585,760	29,357,392	3,302	345,293	1,138,808	59,494	55,274	4,220	5,860	65,354
1978	1,668,093	29,908,023	3,326	348,826	1,142,928	57,676	53,601	4,075	2,634	60,310
1979	1,763,532	30,759,019	3,077	340,731	1,130,621	57,659	53,643	4,016	2,707	60,366
1980	1,839,673	31,839,595	3,009	335,706	1,098,527	56,350	52,465	3,885	2,619	58,969
1981	1,896,973	32,750,233	2,912	312,844	1,027,477	54,651	50,567	4,084	2,286	56,937
1982	1,940,378	33,593,799	2,674	294,219	963,496	53,085	49,003	4,082	2,415	55,500
1983	1,993,359	34,510,310	2,588	278,623	929,841	51,306	47,405	3,901	2,326	53,632
1984	2,035,693	35,196,556	2,635	271,884	921,400	52,125	48,011	4,114	2,012	54,137
1985	2,067,091	36,215,432	2,572	257,240	901,855	50,410	46,648	3,762	1,674	52,084
1986	2,110,305	36,696,975	2,318	246,891	859,220	50,022	46,170	3,852	1,336	51,358
1987	2,176,827	38,799,735	2,342	232,953	846,508	47,978	44,256	3,722	1,218	49,196
1988	2,270,487	39,724,637	2,549	226,318	832,335	46,966	43,181	3,785	1,135	48,101
1989	2,342,024	41,249,304	2,419	217,964	818,007	44,265	40,759	3,506	891	45,156
1990	2,421,318	43,222,324	2,550	210,108	797,980	42,043	38,716	3,327	814	42,857
1991	2,491,801	44,469,300	2,489	200,633	764,692	40,221	37,108	3,113	804	41,025
1992	2,541,761	45,831,524	2,354	189,589	725,637	38,222	35,215	3,007	791	39,013
1993	2,576,794	46,633,380	2,245	181,900	695,967	37,166	34,132	3,034	752	37,918
1994	2,604,094	47,017,275	2,301	176,047	674,526	35,637	32,564	3,073	697	36,334
1995	2,643,828	47,246,440	2,414	167,316	665,043	34,543	31,433	3,110	815	35,358
1996	2,584,588	47,896,500	2,363	162,862	654,855	33,190	30,087	3,103	814	34,004
1997	2,698,597	48,435,492	2,078	156,726	649,404	33,126	30,202	2,924	778	33,904
1998	2,699,013	48,823,930	1,844	148,248	625,427	32,030	29,039	2,991	739	32,769
1999	2,687,662	48,492,908	1,992	137,316	602,853	30,750	27,855	2,895	722	31,472
2000	2,700,055	48,546,453	1,889	133,948	603,101	29,297	26,558	2,739	637	29,934
2001	2,692,395	48,578,841	1,790	133,598	600,210	28,954	26,414	2,540	606	29,560
2002	2,646,286	48,194,705	1,658	125,918	578,229	27,928	25,237	2,691	604	28,532
2003	2,632,411	47,922,373	1,628	125,750	593,992	27,314	24,543	2,771	880	28,194
2004	2,627,510	48,552,436	1,620	122,804	603,484	26,352	23,776	2,576	818	27,170
2005	2,630,805	49,184,518	1,514	120,354	608,030	25,904	23,387	2,517	599	26,503
2006	2,642,570	50,707,376	1,472	121,378	606,645	25,188	22,787	2,401	551	25,739
2007	2,642,607	51,313,223	1,357	121,356	607,348	25,236	22,811	2,425	635	25,871
2008	2,632,696	52,418,376	1,268	119,291	604,139	24,702	22,404	2,298	782	25,484
2009	2,621,343	52,788,681	1,075	105,718	534,623	24,127	21,813	2,314	578	24,705
2010			1,195	107,759						

注) 「死亡災害発生状況」及び「死傷災害発生状況」は厚生労働省労働基準局「労働基準監督年報」により、それ以外は、同省労働基準局「労災保険事業年報」による。前者は暦年。後者は年度で、通勤災害、労災保険特別加入者に係るもの、退(離)職後発症等も含む。

1995年の「死亡災害発生状況」には、阪神・淡路大震災を直接の原因とする64人、地下鉄サリン事件による2人を含んでいない。

「死傷災害発生状況」は、1973年以降は休業4日以上、1972年以前は休業8日以上のものである。

厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表1-2 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移(続き)

年度	葬祭料・ 葬祭給付 受給者数	遺族(補償)給付			新規年金 受給者数 合計	各年度末年金受給者数						
		新規受給 者数	一時金	年金		合計	傷病(補償)年金				障害(補 償)年金	遺族(補 償)年金
							計	じん肺	せき損	その他		
1947	1,248	1,245	1,245									
1950	4,412	4,585	4,585									
1955	5,010	5,107	5,107									
1960	6,039	6,161	6,161		1,000	3,496	3,379	2,372	965	42	117	
1965	5,880	6,548	6,548		1,323	8,185	6,970	4,469	2,128	373	1,215	
1970	5,898	7,854	1,507	6,347	12,315	54,865	9,331	5,275	3,064	992	20,390	25,144
1973	5,342	7,268	1,847	5,421	11,548	84,298	10,979	5,980	3,333	1,666	33,559	39,760
1974	5,212	7,284	1,848	5,436	11,688	93,920	11,725	6,377	3,506	1,842	37,638	44,557
1975	4,563	6,362	1,310	5,052	10,747	102,451	12,383	6,786	3,533	2,064	41,150	48,918
1976	4,464	5,965	1,162	4,803	10,935	110,846	13,262	7,234	3,677	2,351	44,568	53,016
1977	4,553	5,702	971	4,731	14,811	123,063	18,117	9,480	4,468	4,169	47,991	56,955
1978	4,610	5,553	923	4,630	11,339	131,395	19,373	10,353	4,567	4,453	51,190	60,832
1979	4,371	5,254	820	4,434	11,157	139,248	20,558	11,413	4,641	4,504	54,328	64,362
1980	4,238	5,150	753	4,397	10,901	146,754	21,607	12,487	4,696	4,424	57,276	67,871
1981	4,124	5,060	691	4,369	10,739	154,142	22,307	13,383	4,651	4,273	60,383	71,452
1982	4,146	4,984	746	4,238	10,735	160,910	22,990	14,317	4,594	4,079	63,380	74,540
1983	3,893	4,680	638	4,042	10,269	167,009	23,589	15,147	4,510	3,932	66,134	77,286
1984	3,839	4,808	698	4,110	10,236	172,986	23,909	15,782	4,436	3,691	68,981	80,096
1985	3,903	4,540	735	3,805	9,241	177,933	23,927	16,006	4,380	3,541	71,609	82,397
1986	3,609	4,475	699	3,776	8,964	182,545	23,494	15,927	4,255	3,312	74,344	84,707
1987	3,570	4,369	704	3,665	8,605	186,558	22,910	15,734	4,110	3,066	76,785	86,863
1988	3,789	4,410	773	3,637	8,557	190,528	22,343	15,499	3,988	2,856	79,284	88,901
1989	3,894	4,502	768	3,734	8,131	193,726	21,496	14,967	3,854	2,675	81,390	90,840
1990	3,846	4,675	819	3,856	7,997	196,763	20,653	14,355	3,743	2,555	83,310	92,800
1991	4,015	4,687	894	3,793	7,710	199,504	19,854	13,769	3,643	2,442	84,978	94,672
1992	3,753	4,657	866	3,791	7,589	202,133	19,021	13,194	3,486	2,341	86,513	96,599
1993	3,767	4,541	867	3,674	7,460	204,699	18,174	12,591	3,325	2,258	88,075	98,450
1994	3,775	4,507	838	3,669	7,439	207,211	17,373	12,030	3,179	2,164	89,588	100,250
1995	4,022	5,128	1,046	4,082	8,007	209,778	16,533	11,390	3,070	2,073	90,918	102,327
1996	3,803	4,933	815	4,118	8,035	212,465	15,915	10,932	2,978	2,005	92,069	104,481
1997	3,666	4,563	899	3,664	7,366	214,489	15,350	10,494	2,893	1,963	93,067	106,072
1998	3,330	3,812	833	2,979	6,709	216,007	14,646	9,940	2,825	1,881	94,096	107,265
1999	3,349	4,165	761	3,404	7,021	217,386	14,029	9,439	2,741	1,849	94,891	108,466
2000	3,231	4,096	807	3,289	6,665	218,386	13,392	8,926	2,653	1,813	95,489	109,505
2001	3,244	4,015	817	3,198	6,344	218,957	12,790	8,415	2,603	1,772	95,785	110,382
2002	3,239	3,894	790	3,104	6,399	219,720	12,202	7,924	2,532	1,746	96,310	111,208
2003	3,399	4,169	757	3,412	7,063	220,953	11,900	7,711	2,458	1,731	96,862	112,191
2004	3,322	3,984	770	3,214	6,608	221,574	11,617	7,490	2,405	1,722	96,979	112,978
2005	3,444	4,138	759	3,379	6,495	221,684	11,099	7,038	2,356	1,705	96,846	113,739
2006	4,017	5,973	1,091	4,882	7,834	223,240	10,581	6,564	2,301	1,716	96,733	115,926
2007	3,865	4,837	940	3,897	6,957	223,735	10,103	6,140	2,263	1,700	96,512	117,120
2008	3,703	4,222	926	3,296	6,376	223,592	9,785	5,890	2,199	1,696	95,989	117,818
2009	3,591	4,124	941	3,183	6,075	223,139	9,316	5,415	2,173	1,728	95,610	118,213
2010												

注) 遺族(補償)年金新規受給者数は、1982年度以降は年金と前払一時金、1968年度以降は年金と附則第42条の新規受給者数の合計

障害(補償)年金は、1965年度以前は1～3級、1966年度以降は1～7級になっている。

傷病(補償)年金は、1976年度以前は長期傷病補償給付の件数である。1959年度の数字は、1960年度当初、長期傷病者補補償へ移行した者の件数である。

厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表2-1 業務上疾病の発生状況

号	一			二			三			四			五		
分類	業務上の負傷に起因する疾病			物理的因子による疾病(がんを除く)―有害光線、電離放射線、異常気圧、異常温度、騒音、超音波等			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病―腰痛、振動障害、頸肩腕障害等			化学物質等による疾病(がんを除く)―労働大臣が指定する化学物質等による疾病を含む。			粉じんの吸入による疾病―じん肺及びその合併症		
	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1979	13,807	11,415	2,392	1,711	1,344	367	1,665	2,782	-1,117	713	398	315	2,491	2,150	341
1980	13,630	11,985	1,645	1,128	1,212	-84	789	2,674	-1,885	621	400	221	2,365	2,108	257
1981	13,269	11,792	1,477	1,646	1,197	449	711	2,451	-1,740	475	458	17	2,249	2,034	215
1982	12,235	11,131	1,104	1,128	1,011	117	447	2,187	-1,740	505	335	170	2,282	2,114	168
1983	11,651	9,731	1,920	821	888	-67	363	1,683	-1,320	426	413	13	2,163	1,899	264
1984	11,242	9,395	1,847	1,293	846	447	372	1,687	-1,315	608	348	260	1,561	1,339	222
1985	11,022	8,834	2,188	1,237	846	391	413	1,617	-1,204	456	309	147	1,387	1,353	34
1986	10,763	8,296	2,467	1,292	1,238	54	532	1,652	-1,120	368	298	70	1,472	1,272	200
1987	9,170	8,035	1,135	730	1,627	-897	733	1,382	-649	399	303	96	1,401	1,327	74
1988	9,598	7,831	1,767	566	1,217	-651	612	1,375	-763	364	279	85	1,308	1,254	54
1989	9,485	8,046	1,439	728	690	38	680	1,221	-541	316	277	39	1,201	1,238	-37
1990	8,759	7,791	968	501	592	-91	543	1,012	-469	331	216	115	1,185	1,144	41
1991	9,146	7,016	2,130	860	523	337	370	1,000	-630	370	260	110	1,103	1,140	-37
1992	8,323	6,683	1,640	729	489	240	240	1,131	-891	343	196	147	1,140	1,060	80
1993	7,306	5,823	1,483	524	411	113	290	1,035	-745	400	225	175	1,025	983	42
1994	7,183	5,406	1,777	733	579	154	235	953	-718	407	239	168	1,259	1,245	14
1995	6,451	5,000	1,451	726	646	80	290	1,097	-807	334	248	86	1,326	1,395	-69
1996	6,521	4,806	1,715	513	602	-89	293	1,163	-870	344	195	149	1,477	1,502	-25
1997	6,034	4,743	1,291	321	656	-335	287	1,330	-1,043	411	258	153	1,415	1,480	-65
1998	6,002	4,693	1,309	567	612	-45	320	1,522	-1,202	330	202	128	1,201	1,424	-223
1999	5,388	4,658	730	395	684	-289	357	1,727	-1,370	238	200	38	1,276	1,385	-109
2000	5,405	4,344	1,061	461	718	-257	438	1,595	-1,157	323	227	96	1,180	1,322	-142
2001	5,652	4,600	1,052	517	824	-307	381	1,514	-1,133	269	153	116	982	1,148	-166
2002	5,277	4,650	627	443	754	-311	346	1,448	-1,102	297	203	94	956	1,139	-183
2003	5,861	4,647	1,214	447	730	-283	393	1,281	-888	316	196	120	856	1,243	-387
2004	5,370	4,530	840	513	766	-253	368	1,283	-915	295	218	77	814	1,233	-419
2005	5,829	4,660	1,169	459	649	-190	425	1,223	-798	315	209	106	767	1,172	-405
2006	5,962	5,051	911	487	619	-132	432	1,449	-1,017	332	298	34	765	1,165	-400
2007	6,252	5,094	1,158	552	747	-195	518	1,494	-976	270	204	66	640	1,032	-392
2008	6,625	5,075	1,550	502	609	-107	490	1,465	-975	231	215	16	587	850	-263
2009	5,721	4,457	1,264	328	479	-151	388	1,223	-835	200	195	5	531	812	-281
合計	254,939	210,218	44,721	22,858	24,805	-1,947	14,721	46,656	-31,935	11,607	8,175	3,432	40,365	41,962	-1,597

注) 各号の左欄の数字は、労働省業務上疾病調(各年版中央労働災害防止協会「労働衛生のしおり」による(「安全衛生年鑑」も同じ)から、疾病分類を労働基準法施行規則別表第1の2に各号別に組み替えたもの。休業4日以上のもの、当該年(暦年)中に発生した疾病で翌年3月末日までに把握したもの、と説明されている。中欄の数字は、「年度別業務上疾病の労災保険新規支給決定件数」(被災労働者等から労災保険の給付請求がなされ、その

表2-2 業務上疾病の発生状況(続き)

号	六			七			八・九			二～九			一～九		
分類	細菌、ウイルス等の 病原体による疾病			がん原性物質若しくは がん原性因子又はがん 原性工程における業務 による疾病			その他業務に起因する ことの明らかな疾病等			職業性疾病 (2号から9号までの小計)			計		
	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1979	101	85	16	6	47	-41	50	226	-176	6,737	7,032	-295	20,544	18,447	2,097
1980	48	123	-75	3	41	-38	60	470	-410	5,014	7,028	-2,014	18,644	19,013	-369
1981	48	164	-116	6	49	-43	45	622	-577	5,180	6,975	-1,795	18,449	18,767	-318
1982	51	206	-155	5	60	-55	52	634	-582	4,470	6,547	-2,077	16,705	17,678	-973
1983	41	166	-125	6	68	-62	9	541	-532	3,829	5,658	-1,829	15,480	15,389	91
1984	56	162	-106	4	49	-45	11	440	-429	3,905	4,871	-966	15,147	14,266	881
1985	60	138	-78	0	67	-67	13	256	-243	3,566	4,586	-1,020	14,588	13,420	1,168
1986	108	113	-5	6	64	-58	6	211	-205	3,784	4,848	-1,064	14,547	13,144	1,403
1987	69	140	-71	4	61	-57	4	106	-102	3,340	4,946	-1,606	12,510	12,981	-471
1988	55	141	-86	4	53	-49	16	187	-171	2,925	4,506	-1,581	12,523	12,337	186
1989	40	128	-88	2	67	-65	13	133	-120	2,980	3,754	-774	12,465	11,800	665
1990	87	120	-33	1	51	-50	8	120	-112	2,656	3,255	-599	11,415	11,046	369
1991	92	173	-81	5	80	-75	5	174	-169	2,805	3,350	-545	11,951	10,366	1,585
1992	64	424	-360	2	54	-52	1	125	-124	2,519	3,479	-960	10,842	10,162	680
1993	75	156	-81	6	73	-67	4	108	-104	2,324	2,991	-667	9,630	8,814	816
1994	74	161	-87	9	79	-70	15	121	-106	2,732	3,377	-645	9,915	8,783	1,132
1995	92	118	-26	3	69	-66	8	140	-132	2,779	3,713	-934	9,230	8,713	517
1996	94	143	-49	0	68	-68	8	145	-137	2,729	3,818	-1,089	9,250	8,624	626
1997	74	179	-105	0	38	-38	15	110	-95	2,523	4,051	-1,528	8,557	8,794	-237
1998	142	183	-41	0	57	-57	12	118	-106	2,572	4,118	-1,546	8,574	8,811	-237
1999	111	132	-21	1	61	-60	51	122	-71	2,429	4,311	-1,882	7,817	8,969	-1,152
2000	215	159	56	0	72	-72	61	146	-85	2,678	4,239	-1,561	8,083	8,583	-500
2001	105	157	-52	1	86	-85	77	259	-182	2,332	4,141	-1,809	7,984	8,741	-757
2002	120	224	-104	3	95	-92	60	533	-473	2,225	4,396	-2,171	7,502	9,046	-1,544
2003	132	136	-4	2	143	-141	48	434	-386	2,194	4,163	-1,969	8,055	8,810	-755
2004	165	190	-25	1	209	-208	83	429	-346	2,239	4,328	-2,089	7,609	8,858	-1,249
2005	248	158	90	5	732	-727	178	461	-283	2,397	4,604	-2,207	8,226	9,264	-1,038
2006	241	214	27	1	1,810	-1,809	149	565	-416	2,407	6,120	-3,713	8,369	11,171	-2,802
2007	257	200	57	9	1,021	-1,012	186	664	-478	2,432	5,362	-2,930	8,684	10,456	-1,772
2008	207	205	2	10	1,080	-1,070	222	649	-427	2,249	5,073	-2,824	8,874	10,148	-1,274
2009	137	133	4	10	1,033	-1,023	176	530	-354	1,770	4,405	-2,635	7,491	8,862	-1,371
合計	3,409	5,131	-1,722	115	7,537	-7,422	1,646	9,779	-8,133	94,721	144,045	-49,324	252,392	242,544	9,848

年度(暦年ではない)中に支給決定がなされたもの。厚生労働省労働基準局「業務上疾病の労災補償状況調査結果」等。右欄の数字は、左欄の数字から中欄の数字を差し引いたもの。

厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表2-3 「身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病」の発生状況

分類	三 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病														
	三-1			三-2			三-3			三-4			三-5		
	重激な業務による筋肉、 腱、骨若しくは関節の 疾患又は内臓脱			重量物を取り扱う業務、 腰部に過度の負担を与 える不自然な作業姿勢に より行う業務その他腰部 に過度の負担のかかる 業務による腰痛 (非災害性腰痛)			さく岩機、チェーンソー等 の機械器具の使用により 身体に振動を与える業務 による手指、前腕等の末 梢循環障害、末梢神経障 害又は運動機能障害 (振動障害)			電話交換の業務その他 上肢に過度の負担のか かる業務による手指の痙 攣、手指、前腕等の腱、腱 鞘若しくは腱周囲の炎症 又は頸肩腕症候群 (頸肩腕症候群等)			1から4までに掲げるものの ほか、これらの疾病に付 随する疾病その他身体に 過度の負担のかかる作業 態様の業務に起因する ことの明らかな疾病		
	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1986	61	303	-242	247	56	191	54	941	-887	155	332	-177	15	20	-5
1987	124	324	-200	380	49	331	59	731	-672	127	264	-137	43	14	29
1988	117	351	-234	267	47	220	50	656	-606	154	304	-150	24	17	7
1989	144	347	-203	353	32	321	39	505	-466	111	313	-202	33	24	9
1990	73	324	-251	297	33	264	23	361	-338	131	268	-137	19	26	-7
1991	70	344	-274	186	41	145	23	377	-354	73	213	-140	18	25	-7
1992	38	458	-420	64	52	12	21	405	-384	97	195	-98	20	21	-1
1993	77	296	-219	96	30	66	24	496	-472	63	182	-119	30	31	-1
1994	80	262	-182	62	41	21	17	475	-458	57	156	-99	19	19	0
1995	75	309	-234	127	37	90	18	578	-560	56	149	-93	14	24	-10
1996	76	310	-234	112	35	77	16	556	-540	77	234	-157	12	28	-16
1997	95	283	-188	79	44	35	7	612	-605	94	368	-274	12	23	-11
1998	106	257	-151	109	45	64	10	773	-763	80	442	-362	15	5	10
1999	146	286	-140	73	27	46	6	912	-906	92	496	-404	40	6	34
2000	158	241	-83	72	48	24	12	784	-772	134	507	-373	62	15	47
2001	104	179	-75	77	44	33	16	717	-701	144	558	-414	40	16	24
2002	75	147	-72	70	65	5	7	632	-625	150	590	-440	44	14	30
2003	115	149	-34	61	56	5	7	481	-474	149	581	-432	61	14	47
2004	89	138	-49	54	52	2	9	412	-403	154	671	-517	62	10	52
2005	105	133	-28	55	45	10	4	317	-313	180	711	-531	81	17	64
2006	92	126	-34	31	71	-40	6	308	-302	233	924	-691	70	20	50
2007	119	160	-41	57	63	-6	5	315	-310	245	940	-695	92	16	76
2008	89	137	-48	47	72	-25	3	251	-248	246	986	-740	105	19	86
2009	109	136	-27	54	81	-27	3	267	-264	163	726	-563	59	13	46
合計	2,337	6,000	-3,663	3,030	1,166	1,864	439	12,862	-12,423	3,165	11,110	-7,945	990	437	553

注) 表2の注に同じ。

表2-4 「業務上の負傷に起因する疾病」等の発生状況

分類	一 業務上の負傷に起因する疾病						二 物理的因子による疾病(がんを除く)								
	一-1			一-2			二-1			二-2			二-3		
	負傷による腰痛			1-1以外の「業務上の負傷に起因する疾病」			有害光線による疾病			電離放射線による疾病			異常気圧下における疾病		
	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1999	4,559	3,061	1,498	829	1,597	-768	7	5	2	3	3	0	10	18	-8
2000	4,622	2,749	1,873	783	1,595	-812	5	9	-4	3	3	0	7	14	-7
2001	4,793	3,106	1,687	859	1,494	-635	6	7	-1	1	0	1	5	11	-6
2002	4,334	3,170	1,164	943	1,480	-537	5	4	1	0	1	-1	3	16	-13
2003	4,765	3,280	1,485	1,096	1,367	-271	8	9	-1	0	3	-3	8	15	-7
2004	4,377	3,158	1,219	993	1,372	-379	7	6	1	0	2	-2	11	21	-10
2005	4,840	3,271	1,569	989	1,389	-400	7	10	-3	0	0	0	16	24	-8
2006	4,889	3,506	1,383	1,073	1,545	-472	6	3	3	0	0	0	20	25	-5
2007	5,230	3,727	1,503	1,022	1,367	-345	9	5	4	0	0	0	18	25	-7
2008	5,509	3,736	1,773	1,116	1,339	-223	7	11	-4	1	0	1	6	20	-14
2009	4,816	3,280	1,536	905	1,177	-272	9	11	-2	1	1	0	3	19	-16

分類	二 物理的因子による疾病(がんを除く)									四 化学物質等による疾病(がんを除く)					
	二-4			二-5			二-6			四-1			四-2		
	異常温度条件による疾病			騒音による耳の疾病			二-1～二-5以外の「物理的因子による疾病」			酸素欠乏症			4-1以外の「化学物質等による疾病」		
	公表	補償	格差	公表	補償	格差	届出	公表	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1999	332	157	175	8	499	-491	35	2	33	9	18	-9	229	182	47
2000	419	176	243	13	515	-502	14	1	13	21	25	-4	302	202	100
2001	478	272	206	9	532	-523	18	2	16	15	13	2	254	141	113
2002	407	235	172	9	498	-489	19	0	19	10	17	-7	287	186	101
2003	394	218	176	8	481	-473	29	4	25	5	8	-3	311	188	123
2004	467	277	190	9	453	-444	19	7	12	11	19	-8	284	199	85
2005	397	236	161	10	377	-367	29	2	27	9	27	-18	306	181	125
2006	422	273	149	12	314	-302	27	4	23	12	38	-26	320	260	60
2007	474	337	137	9	374	-365	42	6	36	12	13	-1	258	191	67
2008	463	278	185	9	295	-286	16	5	11	11	11	0	220	194	26
2009	288	169	119	10	276	-266	17	3	14	9	10	-1	191	185	6

注) 表2の注に同じ。

労働安全衛生をめぐる状況

表3-1 定期健康診断・特殊健康診断・じん肺健康診断の実施状況

年度	定期健康診断				特殊健康診断				
	実施事業場数	受診労働者数	有所見者数	有所見率	対象業務数	実施事業場数	受診労働者数	有所見者数	有所見率
1965		9,370,497	574,578	6.1%	24	8,927	226,979	24,048	10.6%
1970		11,199,917	562,894	5.0%	30	14,865	304,793	30,735	10.1%
1971		11,361,913	563,388	5.0%	49	16,786	346,830	31,769	9.2%
1972		10,692,430	547,896	5.1%	49	20,833	390,874	32,049	8.2%
1973		10,588,390	595,590	5.6%	51	22,998	422,076	25,123	6.0%
1974		10,847,458	668,509	6.2%	53	26,694	493,553	29,000	5.9%
1975		10,901,527	733,029	6.7%	67	30,446	557,224	29,962	5.4%
1976		11,081,169	850,818	7.7%	67	36,009	663,399	28,946	4.4%
1977		11,154,186	822,923	7.4%	67	40,028	715,842	30,241	4.2%
1978		11,132,487	895,605	8.0%	67	42,033	744,875	27,354	3.7%
1979		11,158,472	957,986	8.6%	67	66,285	1,146,421	30,930	2.7%
1980		11,306,990	990,149	8.8%	72	71,976	1,213,867	30,546	2.5%
1981		10,333,192	916,522	8.9%	72	74,710	1,256,283	31,710	2.5%
1982		10,408,511	953,393	9.2%	72	76,805	1,333,751	31,695	2.4%
1983		10,625,676	991,035	9.3%	72	78,031	1,342,082	27,498	2.0%
1984		10,618,339	970,752	9.1%	72	80,224	1,384,123	27,674	2.0%
1985		10,733,013	1,005,929	9.4%	72	81,689	1,436,463	24,429	1.7%
1986		10,900,258	1,065,354	9.8%	72	81,573	1,441,636	22,583	1.6%
1987		10,859,413	1,100,724	10.1%	72	81,245	1,425,720	21,447	1.5%
1988		10,586,406	1,123,126	10.6%	72	81,069	1,418,294	19,971	1.4%
1989	50,730	9,232,997	1,117,564	12.1%	72	80,242	1,415,940	25,015	1.8%
1990	55,178	10,009,681	2,367,251	23.6%	72	75,746	1,376,847	31,994	2.3%
1991	56,024	10,911,023	2,990,890	27.4%	72	73,617	1,385,573	41,844	3.0%
1992	54,916	10,825,454	3,483,525	32.2%	72	75,131	1,509,273	47,995	3.2%
1993	58,004	11,187,605	3,762,451	33.6%	72	76,986	1,553,650	52,353	3.4%
1994	59,555	11,317,518	3,920,311	34.6%	72	76,051	1,558,666	55,969	3.6%
1995	60,638	11,331,900	4,124,407	36.4%	72	76,021	1,536,772	78,198	5.1%
1996	61,305	11,284,849	4,288,473	38.0%	72	76,355	1,554,080	80,661	5.2%
1997	80,288	11,549,676	4,567,081	39.5%	72	77,503	1,585,063	84,125	5.3%
1998	83,458	11,158,358	4,595,662	41.2%	72	78,099	1,606,353	93,438	5.8%
1999	86,541	11,426,033	4,901,172	42.9%	72	79,421	1,608,603	94,686	5.9%
2000	87,797	11,451,050	5,097,590	44.5%	72	80,153	1,609,154	95,656	6.0%
2001	88,916	11,426,677	5,273,677	46.2%	72	79,628	1,596,593	92,718	5.8%
2002	93,416	11,886,644	5,552,412	46.7%	72	80,989	1,626,958	96,795	5.9%
2003	94,073	11,794,484	5,577,816	47.3%	72	79,055	1,637,878	97,328	5.9%
2004	95,795	11,933,703	5,683,544	47.6%	72	81,986	1,661,201	101,039	6.1%
2005	97,238	12,099,886	5,855,413	48.4%	72	85,938	1,739,513	107,777	6.2%
2006	101,294	12,547,368	6,162,931	49.1%	72	88,577	1,883,529	114,142	6.1%
2007	104,177	12,796,048	6,385,219	49.9%	72	88,556	1,955,230	123,809	6.3%
2008	112,180	14,005,978	7,181,567	51.3%	72	91,016	2,099,488	135,540	6.5%
2009	105,476	12,995,607	6,799,421	52.3%	72	86,879	1,985,552	122,841	6.2%

注) 健康診断結果調、特殊健康診断結果調(じん肺健康診断を除く)、じん肺健康診断結果調による。
1989年10月より、定期健康診断の項目等が改正。特殊健康診断では、1989年10月より、有機溶剤及び鉛健康診断の項目等が改正。
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表3-2 定期健康診断・特殊健康診断・じん肺健康診断の実施状況(続き)

年度	じん肺健康診断							
	受診労働者数	管理1有所見者	管理2	管理3	管理4	有所見率	合併症り患者数	有所見率
1965	162,467	8,996	3,973	850	415	14,234		8.8%
1970	173,331	10,010	3,639	736	257	14,642		8.4%
1971	185,441	14,133	4,400	864	364	19,761		10.7%
1972	186,632	12,705	4,729	998	301	18,733		10.0%
1973	210,758	11,304	4,779	1,092	274	17,449		8.3%
1974	204,496	13,901	5,373	1,112	309	20,695		10.1%
1975	203,709	12,716	5,055	1,080	318	19,169		9.4%
1976	224,892	12,503	5,291	1,112	287	19,193		8.5%
1977	225,964	13,786	4,923	1,233	368	20,310		9.0%
1978	216,915	7,108	9,921	2,792	286	20,107	66	9.3%
1979	246,829		27,808	7,571	198	35,577	209	14.4%
1980	259,899		34,133	8,132	122	42,387	172	16.3%
1981	271,775		36,872	7,787	148	44,807	177	16.5%
1982	265,720		38,099	8,010	126	46,235	147	17.4%
1983	260,565		37,183	7,120	137	44,440	133	17.1%
1984	262,024		34,958	6,231	81	41,270	102	15.8%
1985	260,629		33,391	5,905	80	39,376	87	15.1%
1986	251,822		34,232	5,614	75	39,921	140	15.9%
1987	237,310		29,111	4,645	93	33,849	104	14.3%
1988	228,425		27,164	4,209	64	31,437	60	13.8%
1989	219,624		25,364	3,864	66	29,294	63	13.3%
1990	216,420		22,184	3,557	74	25,815	93	11.9%
1991	229,139		22,799	3,475	50	26,324	47	11.5%
1992	220,988		18,782	3,249	52	22,083	63	10.0%
1993	219,607		19,888	3,138	36	23,062	27	10.5%
1994	215,174		19,107	2,969	43	22,119	54	10.3%
1995	212,586		16,304	2,761	110	19,175	71	9.0%
1996	209,520		15,958	2,520	42	18,520	32	8.8%
1997	214,819		14,626	2,087	30	16,743	40	7.8%
1998	206,138		13,514	1,993	23	15,530	20	7.5%
1999	191,432		13,143	1,677	12	14,832	58	7.7%
2000	187,323		10,610	1,421	22	12,053	24	6.4%
2001	191,707		9,880	1,375	21	11,276	14	5.9%
2002	190,946		8,170	1,120	20	9,310	9	4.9%
2003	183,961		6,380	912	12	7,304	8	4.0%
2004	202,885		6,279	827	7	7,113	8	3.5%
2005	196,841		5,245	713	14	5,972	7	3.0%
2006	225,183		5,167	729	12	5,908	10	2.6%
2007	224,651		4,637	620	7	5,264	7	2.3%
2008	244,993		4,146	592	14	4,752	4	1.9%
2009	213,784		3,951	494	10	4,455	4	2.1%

注) 1978年にじん肺管理区分が改正されている。じん肺管理区分の決定状況には、随時申請によるものは含まれていない。
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表3-3 定期健康診断実施結果(項目別の有所見率等)

(%)

年度	聴力 (1000Hz)	聴力 (4000Hz)	聴力(そ の他)	胸部X 線検査	喀痰 検査	血圧	貧血 検査	肝機能 検査	血中脂 質検査	血糖 検査	尿検査 (糖)	尿検査 (蛋白)	心電図 検査	有所見 者率
1990	5.1	8.2	0.9	1.6	1.0	7.1	4.2	8.7	11.1		2.7	1.8	6.2	23.6
1991	5.2	9.3	1.1	2.6	0.9	7.7	4.9	10.1	13.6		3.1	2.1	6.8	27.4
1992	5.2	9.9	0.9	2.1	0.9	8.1	5.0	11.3	15.8		3.1	2.3	7.6	32.2
1993	5.0	10.0	0.9	2.1	0.7	8.4	5.2	11.8	17.2		3.3	2.4	7.8	33.6
1994	4.9	9.9	0.9	2.3	0.8	8.5	5.8	11.8	18.3		3.2	2.7	8.0	34.6
1995	4.7	9.9	0.7	2.4	0.7	8.8	5.8	12.7	20.0		3.5	2.7	8.1	36.4
1996	4.5	9.8	0.8	2.6	0.9	9.2	5.8	12.6	20.9		3.4	2.8	8.3	38.0
1997	4.4	9.7	0.8	2.7	1.1	9.3	6.0	13.1	22.0		3.4	3.0	8.3	39.5
1998	4.4	9.4	0.8	2.9	1.9	9.7	6.2	13.7	23.0		3.5	3.3	8.5	41.2
1999	4.2	9.3	0.8	3.1	1.4	9.9	6.2	13.8	24.7	7.9	3.3	3.2	8.7	42.9
2000	4.1	9.1	0.8	3.2	1.5	10.4	6.3	14.4	26.5	8.1	3.3	3.4	8.8	44.5
2002	3.9	8.7	0.7	3.3	1.4	11.5	6.6	15.5	28.4	8.3	3.2	3.5	8.8	46.7
2003	3.8	8.5	0.7	3.4	1.6	11.9	6.5	15.4	29.1	8.3	5.1	3.2	8.9	47.3
2004	3.7	8.4		3.6	1.5	12.0	6.5	15.3	28.7	8.3	3.1	3.5	8.9	47.6
2005	3.7	8.2		3.7	1.5	12.3	6.7	15.6	29.4	8.3	3.1	3.5	9.1	48.4
2006	3.6	8.2		3.9	1.8	12.5	6.9	15.1	30.1	8.4	2.9	3.7	9.1	49.1
2007	3.6	8.1		4.0	2.0	12.7	7.0	15.1	30.8	8.4	2.8	4.0	9.2	49.9
2008	3.6	7.9		4.1	2.0	13.8	7.4	15.3	31.7	9.5	2.7	4.1	9.3	51.3
2009	3.6	7.9		4.2	1.8	14.2	7.6	15.5	32.6	10.0	2.7	4.2	9.7	52.3

注) 「有所見者率」は労働安全衛生規則第44条及び第45条で規定する健康診断項目のいずれかが有所見であった者(他覚所見のみを除く)の人数を受診者数で割った値である。

表4 業務上疾病の新規支給決定件数

分類			疾病分類項目	年度				
大	小	CODE		2005	2006	2007	2008	2009
一			業務上の負傷に起因する疾病	4,660	5,051	5,094	5,075	4,457
	13		頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	416	428	404	433	374
			[災害性脳血管疾患—全てCODE13に含まれるかどうかは定かではない]	(14)	(18)	(15)	(13)	(8)
			[災害性虚血性心疾患等—CODE24に含まれるものと思われる]	(5)	(3)	(2)	(3)	(2)
	14		脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸部臓器の疾患	67	89	72	60	69
	17		胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒着ヘルニア等)等の胸部臓器の疾患	203	227	190	187	166
	18		負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	3,271	3,506	3,727	3,736	3,280
	19		脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	66	100	68	65	54
	20		皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	96	118	141	132	117
	21		業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	462	483	415	393	334
	23		爆発その他事後的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	39	47	45	39	32
	24		(コード番号)13から23までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	40	53	32	30	31
二			物理的因子による次に掲げる疾病	649	619	747	609	479
			(有害光線による疾病)					
	1	25	紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	6	2	3	8	8
	2	26	赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	3		1	1	2
	3	27	レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	1			2	
	4	28	マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患		1	1		1
	5	29	電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害					1
			(皮膚障害)					
			(白内障)					
			(急性放射線症)					
			(再生不良性貧血)					
			(造血器障害)					
			(異常気圧による疾病)					
	6	31	高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	18	16	20	14	12
	7	32	気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	6	9	5	6	7
			(異常温度条件による疾病)					
	8	33	暑熱な場所における業務による熱中症	187	224	266	234	127
	9	34	高熱物体を取り扱う業務による熱傷	29	31	52	25	26
	10	35	寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	20	18	19	19	16
	11	36	著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	377	314	374	295	276
	12	38	超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死	1	1	1		1
	13	39	1から12 (CODE25から38) までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	1	3	5	5	2
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	1,223	1,449	1,494	1,465	1,223
	1	40	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓(腰痛を除く)	133	126	160	137	136
	2	41	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛	45	71	63	72	81
	3	42	さく岩機、鉦打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害	317	308	315	251	267
	4		せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群	711	924	940	986	726
	43		(手指の痙攣又は書痙)					

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	年度				
大	小		2005	2006	2007	2008	2009
	44	(手指、前腕、等の腱鞘若しくは腱周囲の炎症)					
	45	(頸肩腕症候群)					
5	46	1から4(CODE40から45)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病 その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	17	20	16	19	13
四		化学物質等による次に掲げる疾病	208	298	204	215	195
1	47	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)にさらされる 業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの(151項目の内訳は表7参照)	93	117	90	73	71
		[有機溶剤中毒—CODE47およびCODE55に含まれるものと思われる]	(3)				
		(合成樹脂の熱分解生成物による疾病)					
2		弗素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらさ れる業務による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患	5	4	1	3	
	48	(フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う 呼吸器疾患)	(3)	(3)	(1)	(3)	
	49	(塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務 による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患)	(2)	(1)			
3	50	すず、鉛、銅、油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に よる皮膚疾患	29	32	17	21	14
4	51	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等 の呼吸器疾患	5	9	12	4	1
5	52	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等 にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	4	6	7	3	5
6	53	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	8	10	10	15	13
7	54	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	27	38	13	11	10
8	55	1から7(CODE47から54)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病 その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	37	82	54	85	81
五	56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法(昭和35年法 律第30号)に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則(昭和35年労働省令 第6号)第1条各号に掲げる疾病	1,166	1,165	1,032	850	812
		(管理4)	(189)	(282)	(225)	(167)	(194)
		(肺結核)	(26)	(30)	(22)	(12)	(22)
		(結核性胸膜炎)	(5)	(3)	(13)	(12)	(5)
		(続発性気管支炎)	(803)	(698)	(610)	(544)	(458)
		(続発性気管支拡張症)	(6)	(15)	(8)	(6)	(8)
		(続発性気胸)	(35)	(31)	(37)	(24)	(32)
		(原発性肺がん)	(102)	(106)	(117)	(85)	(93)
六		細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	158	214	200	205	133
1	57	患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務 による伝染性疾患	88	130	105	127	74
		(B型肝炎)					
		(C型肝炎)					
		(その他の肝炎)					
2	60	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はほろ等の古物を取り扱う 業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	3	2	1	5	2
3	61	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	19	22	13	17	19
4	62	屋外における業務による恙虫病	9	4	10	6	6
5	63	1から4(CODE57から62)までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患 その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾 病	39	56	71	50	32
七		がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次 に掲げる疾病	738	1,810	1,021	1,080	1,033
1	64	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	4	5	5	6	2
2	65	パーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	2	5	5		2

大分類	小分類 CODE	疾病分類項目	年度				
			2005	2006	2007	2008	2009
3	66	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍					
4	68	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍					
5	69	ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん	1				1
6	70	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん					
7	71	石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	722	1,784	1,002	1,062	1,016
		(石綿に曝される業務による肺がん)	(503)	(783)	(502)	(503)	(480)
		(石綿に曝される業務による中皮腫)	(219)	(1,001)	(500)	(509)	(536)
8	72	ベンゼンにさらされる業務による白血病					
9	81	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫	1	1	1	1	
10	82	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん					1
		(電離放射線にさらされる業務による白血病)					
		(電離放射線にさらされる業務による肺がん)					
		(電離放射線にさらされる業務による皮膚がん)					
		(電離放射線にさらされる業務による骨肉腫)					
		(電離放射線にさらされる業務による甲状腺がん)					
11	83	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍					
12	84	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍					
13	85	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	3	12	6	9	7
14	86	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	5	3	1	1	3
		(クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん)					
		(クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による上気道のがん)					
15	87	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん					
		(ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん)					
		(ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による上気道のがん)					
16	90	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん			1	1	
		(砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん)					
		(砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による皮膚がん)					
17	91	すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん					
18	92	1から17 (CODE64から91) までは掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病				2	1
八	93	前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	0	0	0
九	93	その他業務に起因することの明らかな疾病	469	565	664	649	530
		[非災害性脳血管疾患]	(210)	(225)	(263)	(249)	(180)
		[非災害性虚血性心疾患等]	(120)	(130)	(129)	(128)	(113)
		[精神障害等]	(120)	(205)	(268)	(269)	(234)
		合計	9,271	11,171	10,456	10,148	8,729
		A: 具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計	8,708	10,445	9,646	9,338	8,070
		B: 包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	563	726	810	810	659
		A/(A+B)	93.9%	93.5%	92.3%	92.0%	92.5%

注) 「分類」の「CODE」は「傷病性質コード」。(1) 同一労働災害で異なる性質の疾病を受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上うけて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。(2) その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード(小さな番号)に分類する。(3) がんについては、すべて64から92までのいずれかに分類する。(4) 原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類する。

厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表5 業務上疾病の新規請求件数、支給・不支給決定件数(判明しているもののみ)

分類	疾病分類項目(労基則別表第1の2)	2007(平成19)年度			2008(平成19)年度			2009(平成20)年度		
		請求	支給	不支給	請求	支給	不支給	請求	支給	不支給
三	身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病		(1,494)			(1,465)			(1,223)	
2	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛	127	63	63	153	72	81	158	81	70
4	せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群	1,269	940	250	1,265	954	278	1,046	726	269
七	がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	1,149	1,019	185	1,289	1,080	165	1,135	1,033	132
1	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	7	5	2	5	6	2	2	2	0
2	ペーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	5	5	0	0	0	0	2	2	0
3	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0	2	1	0
6	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	石棉にさらされる業務による肺がん	590	502	120	643	503	109	540	480	96
7	石棉にさらされる業務中皮腫	537	500	60	627	559	48	571	536	34
8	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	0	0	1	0	0
9	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫	0	1	0	0	0	0	0	0	0
10	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん	0	0	0	0	0	0	2	1	0
11	オーランを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	6	6	0	6	6	0	8	7	0
14	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	2	1	1	5	3	1
15	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	0	0	0	1	0	0
18	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	4	0	3	4	2	7	1	1	1
九	その他業務に起因することの明らかな疾病		(664)			(649)			(529)	
	じん肺症患者に発生した肺がん(2003年度以降第五号へ以降)									
	非災害性脳血管疾患	642	263	464	585	262	420	501	180	416
	非災害性虚血性心疾患等	289	129		304	128		266	113	
	精神障害等	952	268	544	927	269	593	1,136	234	618
	請求・不支給件数が判明しているものの合計	4,428	2,682	1,506	4,523	2,765	1,537	4,242	2,367	1,505
		救済率①	救済率②		救済率①	救済率②		救済率①	救済率②	
		60.6%	64.0%		61.1%	64.3%		55.8%	61.1%	

表6 化学物質による業務上疾病(第四号1)の内訳別新規支給決定件数

分類			疾病分類項目	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	1996～ 合計
大	小	CODE												
四	1	枝番	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの	103	84	110	115	115	93	117	90	73	71	1,376
			(無機の酸及びアルカリ)											
		1	アンモニア	4	1	1			1	4	1	3	1	25
		2	塩酸(塩化水素を含む。)	2	2	3	1	1	2	9	7	3	4	45
		3	硝酸	4	2	2	3	3	2	1	2	1	1	33
		4	水酸化カリウム	1	4	2				1		4		13
		5	水酸化ナトリウム	6	5	12	16	16	12	6	11	5	13	134
		6	水酸化リチウム											0
		7	弗化水素酸(弗化水素を含む。以下同じ)	7	1	6	5	5	2	4	3	3	2	51
		8	硫酸	2	3	2	3	3	2	2	2	1	2	26
			(金属(セレン及び砒素を含む。))及びその化合物											
		9	亜鉛等の金属ヒューム	3	2	1	3	3	3	1		3		31
		10	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。以下同じ。)											0
		11	アンチモン及びその化合物											0
		12	塩化亜鉛	1	1		1	1		1				8
		13	塩化白金酸及びその化合物											0
		14	カドミウム及びその化合物											0
		15	クロム及びその化合物			2	2	2	2	2			1	15
		16	コバルト及びその化合物		1	1	1	1		1	1			9
		17	四アルキル鉛化合物											0
		18	水銀及びその化合物(アルキル水銀化合物を含む。)	1	1									12
		19	セレン及びその化合物(セレン化水素を除く。)		1									1
		20	セレン化水素											1
		21	鉛及びその化合物(四アルキル鉛化合物を除く。)			2	1	1	7	2	5	1	1	24
		22	ニッケルカルボニル							1				2
		23	バナジウム及びその化合物										1	1
		24	砒化水素		1					1				2
		25	砒素及びその化合物(砒化水素を除く。)				1	1					1	4
		26	ブチル錫		3	1	1	1	1		1			12
		27	ベリリウム及びその化合物							1			1	3
		28	マンガン及びその化合物			1			1	1	1			6
			(ハロゲン及びその無機化合物)											
		29	塩素	7	9	3	3	3	5	6	2	5	6	67
		30	臭素			2			1				1	8
		31	弗素及びその無機化合物(弗化水素酸を除く。)			3				2	1	3		14
		32	沃素											0
			(りん、硫黄、酸素、窒素及び炭素並びにこれらの無機化合物)											
		33	一酸化炭素	28	16	15	32	32	21	25	13	19	16	293
		34	黄りん											0
		35	カルシウムシアナミド											1
		36	シアン化水素、シアン化ナトリウム等のシアン化合物	1										6
		37*	二酸化硫黄	2	1							2		6

労働安全衛生をめぐる状況

大	小	分類	疾病分類項目	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	1996～ 合計
		CODE												
		38	二酸化窒素	1		1	6	6	2	2	1			20
		39	二酸化炭素				1	1			3			7
		40	ヒドラジン	1										5
		41	ホスゲン									2		4
		42	ホスフィン											1
		43	硫化水素	10	5	3	3	3	2	3	1	1		43
			(脂肪族化合物—脂肪族炭化水素及びそのハロゲン化合物)											
		44	塩化ビニル											0
		45	塩化メチル											0
		46	クロロブレン								1			1
		47*	クロロホルム		1					4				5
		48*	四塩化炭素											2
		49*	1,2-ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)											0
		50*	1,2-ジクロロエチレン(別名二塩化アセチレン)											1
		51*	ジクロルメタン		2	1	1	1		2		2	2	18
		52	臭化エチル											1
		53	臭化メチル	1	2		3	3						16
		54*	1,1,2,2-テトラクロルエタン(別名四塩化アセチレン)											0
		55*	テトラクロルエチレン(別名パークロルエチレン)								1			3
		56*	1,1,1-トリクロルエタン											5
		57*	1,1,2-トリクロルエタン											0
		58*	トリクロルエチレン	1		2			1	1		1		8
		59*	ノルマルヘキサン	1		4					2	1		10
		60	沃化メチル										1	1
			(脂肪族化合物—アルコール、エーテル、アルデヒド、ケトン及びエステル)											
		61	アクリル酸エチル											0
		62	アクリル酸ブチル											0
		63	アクロレイン							1				1
		64*	アセトン		1		1	1	4	2	1	1	1	15
		65*	イソアミルアルコール(別名イソペンチルアルコール)							1				2
		66*	エチルエーテル							1				1
		67	エチレンクロルヒドリン											0
		68*	エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)							1				1
		69*	酢酸アミル											0
		70*	酢酸エチル				1	1			2			5
		71*	酢酸ブチル		1									3
		72*	酢酸プロピル				1	1						2
		73*	酢酸メチル											0
		74	2-シアノアクリル酸メチル											0
		75	ニトログリコール				1	1						2
		76	ニトログリセリン											0
		77	2-ヒドロキシエチルメタクリレート							1			1	2
		78	ホルムアルデヒド			6			2	1				12
		79	メタクリル酸メチル			1								1
		80*	メチルアルコール			1	2	2	1	3			1	13
		81	メチルブチルケトン		1					1				2
		82*	硫酸ジメチル				1	1	1		1			4

分類		疾病分類項目	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	1996～ 合計
大	小	CODE											
		(その他の脂肪族化合物)											0
	83	アクリルアミド			1								1
	84	アクリルニトリル	1										1
	85	エチレンイミン				1	1		1			1	5
	86	エチレンジアミン				1	1	1					4
	87	エピクロルヒドリン	1					1	1	1			9
	88	酸化エチレン			3							1	10
	89	ジアゾメタン											0
	90	ジメチルアセトアミド			1			1	1				3
	91*	ジメチルホルムアミド				7	7			4		1	20
	92	ヘキサメチレンジイソシアネート										1	2
	93	無水マレイン酸											2
		(脂環式化合物)											
	94	イソホロンジイソシアネート				1	1						2
	95*	シクロヘキサノール							1				1
	96*	シクロヘキサン						1					2
	97	ジシクロヘキシルメタン-4,4'-ジイソシアネート			3						1		5
		(芳香族化合物—ベンゼン及びその同族体)											
	98*	キシレン	7	1	1	1	1	1	4	5	1		35
	99*	スチレン		2	1					1			5
	100*	トルエン	6	5	18	2	2	6	4	6	3	5	90
	101	パラ-tert-ブチルフェノール											0
	102	ベンゼン										2	2
		(芳香族化合物—芳香族炭化水素のハロゲン化合物)											
	103	塩素化ナフタリン											0
	104	塩素化ビフェニル(別名PCB)											0
	105*	ベンゼンの塩化物											2
		(芳香族化合物—芳香族化合物のニトロ又はアミノ誘導体)											
	106	アニシジン			1								3
	107	アニリン						1		1	1		5
	108	クロルジニトロベンゼン											0
	109	4,4'-ジアミノジフェニルメタン											0
	110	ジニトロフェノール		1									1
	111	ジニトロベンゼン											0
	112	ジメチルアニリン		1									1
	113	トリニトロトルエン(別名TNT)										1	1
	114	2,4,6-トリニトロフェニルメチルニトロアミン(別名テトリル)											0
	115	トルイジン											0
	116	パラ-ニトロアニリン								4			4
	117	パラ-ニトロクロルベンゼン											2
	118	ニトロベンゼン								1			1
	119	パラ-フェニレンジアミン		1		2	2	2	1		2		13
	120	フェネチジン											0
		(その他の芳香族化合物)											
	121*	クレゾール			1								2
	122	クロルヘキシジン											0
	123	トリレンジイソシアネート(別名TDI)	3		1	1	1	3		2			12
	124	1,5-ナフチレンジイソシアネート											0

労働安全衛生をめぐる状況

大	分類		疾病分類項目	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	1996～ 合計
	小	CODE												
		125	ビスフェノールA型及びF型エポキシ樹脂		2		1	1	1	2		2		10
		126	フェニルフェノール											0
		127	フェノール(別名石炭酸)							1			1	8
		128	オルト-フタロジニトリル											0
		129	ベンゾトリクロライド											0
		130	無水トリメリット酸											0
		131	無水フタル酸											0
		132	メチレンビスフェニルイソシアネート(別名MDI)	1	1		1	1		1	1	1		10
		133	4-メトキシフェノール											0
		134	りん酸トリ-オルト-クレジル											1
		135	レゾルシン		1									3
			(複素環式化合物)											
		136*	1,4-ジオキサン											0
		137*	テトラヒドロフラン				1	1					1	3
		138	ピリジン											1
			(農薬その他の薬剤の有効成分)											
	139		有機りん化合物(ジチオリン酸O-エチル=S・S-ジフェニル(別名EDDP)、ジチオリン酸O・O-ジエチル=S・(2-エチルチオエル)(別名エチルチオメトン)、チオリン酸O・O-ジエチル=O-2-イソプロピル-4-メチル6-ピリミジニル(別名ダイアジノン)、チオリン酸O・O-ジメチル=O-4-ニトロ-メタートリル(別名MEP)、チオリン酸S-ベニル=O・O-ジイソプロピル(別名IBP)、フェニルホスホノチオン酸O-エチル=O-パラ-ニトロフェニル(別名EPN)、りん酸2・2-ジクロロビニル=ジメチル(別名DDVP)及びりん酸パラ-メチルチオフェニル=ジプロピル(別名プロパホス))		2	1	2	2		5		1		20
	140		カーバメート系化合物(メチルアルバミド酸オルト-セコンダリーブチルフェニル(別名BPMC)、メチルカルバミド酸メタートリル(別名MTMC)及びN-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミド酸S-メチル(別名メソミル)								1			2
	141		2,4-ジクロロフェニル=パラ-ニトロフェニル=エーテル(別名NIP)											0
	142		ジチオカーバメート系化合物(エチレンビス(ジチオカルバミド酸)亜鉛(別名ジネブ)及びエチレンビス(ジチオカルバミド酸)マンガン(別名マンネブ))											0
	143		N-(1・1・2・2-テトラクロロエチル)-4-シクロヘキサン-1・2-ジカルボキシミド(別名ダイホルタン)											0
	144		トリクロロニトロメタン(別名クロロピクリン)											0
	145		二塩化1・1'-ジメチル-4・4'-ビピリジニウム(別名パラコート)											3
	146		パラ-ニトロフェニル=2・4・6-トリクロロフェニル=エーテル(別名CNP)											0
	147		プラストサイジンS											0
	148		6・7・8・9・10・ヘキサクロール-5・5a・6・9・9a-ヘキサヒドロ-6・9-メタノ-2・4・3-ベンゾジオキサチエピン3-オキシド(別名ベンゾエピン)											0
	149		ペンタクロロフェノール(別名PCP)											0
	150		モノフルオール酢酸ナトリウム											0
	151		硫酸ニコチン											0

注) *: 有機溶剤中毒予防規則該当物質。合計には1996～1997年度分も含まれている。
厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表7-1 傷病別長期療養者推移状況(2009年度)

区分	療養開始後1年以上経過した者の推移						本年度療養中の内訳			
傷病名	前年度末療養中	新規該当者 (再発を含む)	治癒又は 中断者	死亡	傷病(補償)年金 移行	本年度末療養中	1年以上 1年6か月未満	1年6か月 以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上
じん肺患者	9,762	833	87	653	357	9,498	317	343	602	8,236
せき髄損傷患者	406 (64)	414 (74)	369 (68)	8 (-)	76 (8)	367 (62)	123 (18)	86 (15)	68 (13)	90 (16)
外傷性の脳中枢 損傷患者	744 (242)	680 (224)	625 (193)	16 (5)	67 (27)	716 (241)	174 (52)	163 (62)	192 (63)	187 (64)
頭頸部外傷症 候群患者	512 (139)	446 (147)	442 (143)	2 (1)	8 (3)	506 (139)	117 (31)	93 (32)	111 (34)	185 (42)
頭肩腕症候群 患者	160	70	72	-	-	158	13	20	19	106
腰痛患者	654	550	532	-	-	672	139	143	135	255
一酸化炭素 中毒患者	5	2	2	-	-	5	-	-	-	5
振動障害 患者	7,043	272	516	76	-	6,723	130	86	270	6,237
その他の患者	17,113 (2,825)	20,117 (3,506)	19,945 (3,508)	265 (7)	105 (10)	16,915 (2,806)	5,268 (947)	3,900 (668)	3,576 (647)	4,171 (544)
骨折	8,700 (2,035)	11,815 (2,603)	12,020 (2,666)	15 (4)	21 (5)	8,459 (1,963)	3,281 (732)	2,114 (457)	1,775 (459)	1,289 (315)
切断	455 (7)	583 (15)	576 (10)	2 (-)	3 (-)	457 (12)	168 (3)	118 (4)	98 (3)	73 (2)
関節の障害	1,937 (240)	2,475 (364)	2,434 (324)	4 (1)	3 (-)	1,971 (279)	586 (87)	513 (67)	506 (81)	366 (44)
打撲傷	1,221 (214)	1,249 (244)	1,281 (247)	2 (-)	7 (3)	1,180 (208)	317 (55)	297 (63)	278 (43)	288 (47)
創傷	711 (73)	996 (87)	984 (83)	3 (1)	1 (1)	719 (75)	241 (25)	200 (22)	144 (17)	134 (11)
その他	4,089 (256)	2,999 (193)	2,650 (178)	239 (1)	70 (1)	4,129 (269)	675 (45)	658 (55)	775 (44)	2,021 (125)
合計	36,399 (3,270)	22,384 (3,951)	22,590 (3,912)	1,020 (13)	613 (48)	35,560 (3,248)	6,281 (1,048)	4,834 (777)	4,973 (757)	19,472 (666)

注) ()は通勤災害に係る件数で内数である。

厚生労働省労働基準局「労災保険事業年報 平成21年度」により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表7-2 年度別・傷病別長期(1年以上)療養者数

	じん肺 患者	せき髄 損傷 患者	外傷性の 脳中枢 損傷患者	頭頸部外 傷症候群 患者	頭肩腕 症候群 患者	腰痛 患者	一酸化 炭素中 毒患者	振動障 害患者	その他の 患者	骨折	切断	関節の 障害	打撲傷	創傷	その他	合計
2000	8,603	451	806	612	146	606	4	8,846	17,326	9,802	554	1,557	1,264	903	3,246	37,400
2001	9,049	427	757	614	138	632	6	8,861	17,078	9,592	572	1,617	1,275	842	3,180	37,562
2002	9,160	411	749	614	123	671	9	8,799	16,242	9,207	546	1,511	1,149	749	3,080	36,778
2003	9,166	327	700	601	118	615	7	8,624	16,315	9,303	536	1,528	1,050	766	3,132	36,473
2004	9,262	376	702	580	121	611	4	8,452	16,264	9,228	550	1,557	1,091	782	3,056	36,372
2005	9,628	362	734	603	127	551	7	8,119	16,644	9,348	486	1,698	1,208	762	3,142	36,775
2006	9,917	445	780	631	126	656	9	7,689	17,517	9,495	471	1,822	1,309	794	3,626	37,770
2007	9,869	439	743	567	153	713	8	7,363	17,512	9,040	464	1,934	1,285	801	3,988	37,367
2008	9,764	405	743	512	160	654	5	7,043	17,111	8,700	456	1,936	1,221	712	4,086	36,397
2009	9,498	367	716	506	158	672	5	6,723	16,915	8,459	457	1,971	1,180	719	4,129	35,560

注) 厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表8-1 都道府県別の死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数(2009年度)

都道府県	労災保険適用事業場数	労災保険適用労働者数	死亡災害発生状況	死傷災害発生状況(休業4日以上)	労災保険新規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償)年金新規受給者数	障害・傷病新規受給者数合計
						新規受給者数	一時金	年金		
北海道	135,115	1,866,926	69	6,392	28,172	1,120	1,005	115	74	1,194
青森	29,419	405,598	16	1,132	3,591	112	97	15	4	116
岩手	26,418	417,266	13	1,201	5,293	125	99	26	4	129
宮城	42,859	762,905	23	2,078	9,237	300	253	47	6	306
秋田	23,847	346,548	11	964	3,525	123	105	18	4	127
山形	26,049	374,805	10	1,020	5,506	125	117	8	2	127
福島	40,187	679,217	18	1,761	7,335	273	243	30	6	279
茨城	47,349	914,255	28	2,538	9,140	453	394	59	11	464
栃木	36,170	679,520	16	1,722	6,609	278	247	31	14	292
群馬	40,125	774,225	27	2,090	9,309	421	386	35	12	433
埼玉	93,277	1,814,680	41	5,491	28,980	887	804	83	18	905
千葉	78,902	1,572,737	42	4,964	21,927	786	700	86	10	796
東京	381,715	13,025,029	53	9,101	78,055	1,984	1,745	239	29	2,013
神奈川	127,599	2,613,169	52	6,215	32,641	1,501	1,377	124	25	1,526
新潟	56,632	893,164	25	2,398	11,169	398	365	33	15	413
富山	26,145	439,604	10	1,159	4,404	196	176	20	5	201
石川	28,196	438,797	20	1,084	4,555	165	150	15	3	168
福井	21,274	302,914	12	735	2,896	146	126	20	3	149
山梨	17,170	260,428	9	686	3,048	111	101	10	2	113
長野	49,656	774,513	18	1,850	8,297	275	237	38	4	279
岐阜	45,120	709,314	22	1,968	9,294	429	384	45	22	451
静岡	85,664	1,485,784	31	4,042	18,726	744	663	81	9	753
愛知	136,280	3,385,189	50	6,238	30,474	1,412	1,276	136	25	1,437
三重	37,324	625,093	18	2,243	9,085	505	465	40	8	513
滋賀	26,555	463,464	18	1,300	6,411	427	391	36	7	434
京都	55,058	965,457	23	2,362	10,127	850	793	57	7	857
大阪	201,169	4,535,254	72	8,529	41,483	2,464	2,262	202	55	2,519
兵庫	96,819	1,744,149	45	4,568	20,176	1,380	1,276	104	28	1,408
奈良	23,636	294,077	12	1,411	5,034	311	292	19	4	315
和歌山	26,206	300,068	11	1,203	4,271	286	262	24	4	290
鳥取	13,034	180,391	6	452	2,018	79	73	6	2	81
島根	18,476	241,000	13	749	2,969	132	118	14	3	135
岡山	42,013	696,647	19	1,819	8,372	522	465	57	8	530
広島	63,799	1,148,773	19	2,962	13,055	739	664	75	15	754
山口	31,792	492,272	22	1,311	5,286	298	264	34	13	311
徳島	18,022	231,070	8	809	2,775	250	236	14	4	254
香川	22,190	377,004	8	1,182	4,288	271	251	20	7	278
愛媛	33,184	511,147	15	1,440	5,161	381	350	31	7	388
高知	18,208	234,397	14	990	3,898	227	206	21	3	230
福岡	102,932	1,941,458	39	4,864	20,462	1,109	1,004	105	24	1,133
佐賀	17,013	249,735	5	940	3,151	140	129	11	15	155
長崎	29,913	411,182	17	1,404	4,814	216	193	23	12	228
熊本	37,257	573,111	21	1,741	6,198	242	218	24	25	267
大分	25,590	391,109	19	1,252	3,945	273	249	24	3	276
宮崎	24,756	340,079	9	1,329	5,577	239	222	17	3	242
鹿児島	34,928	517,081	12	1,615	6,005	295	263	32	9	304
沖縄	26,301	388,076	14	848	2,879	127	117	10	5	132
合計	2,621,343	52,788,681	1,075	114,152	539,623	24,127	21,813	2,314	578	24,705

注) 表1注参照(死傷災害はここでは労働者死傷病報告による)。厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表8-2 都道府県別の死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数(2009年度)(続き)

都道府県	葬祭料・ 葬祭給付 受給者数	遺族(補償)給付			新規年金 受給者数 合計	合計	各年度末年金受給者数					
		新規受給 者数	一時金	年金			計	傷病(補償)年金			障害(補 償)年金	遺族(補 償)年金
								じん肺	せき損	その他		
北海道	292	328	83	245	434	15,664	819	703	43	73	5,858	8,987
青 森	29	23	7	16	35	2,012	64	15	33	16	766	1,182
岩 手	34	34	5	29	59	2,428	90	20	56	14	911	1,427
宮 城	60	75	21	54	107	3,267	160	21	103	36	1,196	1,911
秋 田	17	19	4	15	37	2,234	67	29	21	17	870	1,297
山 形	23	32	4	28	38	2,055	95	47	34	14	805	1,155
福 島	47	55	13	42	78	3,805	137	49	53	35	1,384	2,284
茨 城	70	84	28	56	126	4,235	117	51	28	38	1,846	2,272
栃 木	48	53	15	38	83	3,519	203	122	48	33	1,332	1,984
群 馬	55	57	14	43	90	3,662	211	130	47	34	1,583	1,868
埼 玉	114	107	19	88	189	6,726	138	27	53	58	3,544	3,044
千 葉	100	116	22	94	190	6,409	130	17	53	60	3,148	3,131
東 京	290	335	74	261	529	16,138	263	76	92	95	7,803	8,072
神奈川	207	218	48	170	319	9,560	216	84	61	71	4,657	4,687
新 潟	64	68	10	58	106	5,114	242	94	99	49	1,974	2,898
富 山	33	40	8	32	57	2,748	96	52	34	10	1,059	1,593
石 川	28	27	5	22	40	2,007	41	35	4	2	761	1,205
福 井	30	41	9	32	55	1,833	62	28	21	13	670	1,101
山 梨	23	32	1	31	43	1,471	69	33	23	13	533	869
長 野	55	72	20	52	94	3,961	136	91	22	23	1,510	2,315
岐 阜	57	67	10	57	124	4,837	258	187	37	34	2,016	2,563
静 岡	99	120	32	88	178	7,456	186	131	29	26	3,882	3,388
愛 知	181	213	51	162	323	12,351	315	226	45	44	6,338	5,698
三 重	64	74	16	58	106	4,409	432	380	23	29	1,794	2,183
滋 賀	33	39	8	31	74	2,488	123	60	41	22	1,076	1,289
京 都	67	59	12	47	111	4,482	172	110	27	35	2,119	2,191
大 阪	248	292	73	219	476	17,481	425	214	99	112	9,115	7,941
兵 庫	199	264	52	212	344	10,559	288	156	64	68	4,479	5,792
奈 良	26	24	7	17	40	2,034	64	36	18	10	900	1,070
和歌山	40	46	8	38	66	2,530	147	109	14	24	1,015	1,368
鳥 取	10	10	3	7	15	1,204	31	10	13	8	518	655
島 根	29	33	5	28	45	1,691	47	33	7	7	687	957
岡 山	116	137	42	95	160	5,051	402	320	45	37	1,689	2,960
広 島	113	147	40	107	197	6,976	234	73	73	88	3,154	3,588
山 口	64	77	18	59	106	3,558	117	58	33	26	1,330	2,111
徳 島	23	18	4	14	32	1,872	60	17	25	18	793	1,019
香 川	34	47	9	38	65	2,382	117	27	53	37	965	1,300
愛 媛	47	50	9	41	79	3,359	150	35	63	52	1,221	1,988
高 知	42	49	13	36	60	2,101	92	20	40	32	852	1,157
福 岡	161	172	43	129	258	9,629	538	294	127	117	3,605	5,486
佐 賀	17	28	9	19	45	1,665	124	54	54	16	551	990
長 崎	97	109	21	88	123	3,661	568	492	55	21	934	2,159
熊 本	60	74	14	60	109	3,717	519	396	56	67	1,097	2,101
大 分	53	58	10	48	75	2,857	184	122	43	19	961	1,712
宮 崎	28	29	5	24	44	2,215	162	73	65	24	834	1,219
鹿児島	39	50	8	42	83	2,768	134	41	62	31	1,051	1,583
沖 縄	25	22	9	13	28	958	71	17	34	20	424	463
合 計	3,591	4,124	941	3,183	6,075	223,139	9,316	5,415	2,173	1,728	95,610	118,213

注) 表1注参照(死傷災害はここでは労働者死傷病報告による)。厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表9-1 都道府県別の業務上疾病の新規支給決定件数(2009年度)

分類			疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
大	小	CODE		北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
一			業務上の負傷に起因する疾病	233	27	41	74	28	41
	13		頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	24	5	8	3	3	4
			[災害性脳血管疾患—全てCODE13に含まれるかどうかは定かではない]	2	0	0	0	0	0
			[災害性虚血性心疾患等—ここに記載したが、CODE24に含まれるものと思われる]	0	0	0	0	0	0
	14		脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	5	1	1	0	0	
	17		胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	10	1	0	2	1	0
	18		負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	168	17	28	64	23	33
	19		脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	4	0	1	0	0	0
	20		皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	10	0	1	0	1	0
	21		業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	10	2	1	2	0	1
	23		爆発その他事後的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	2	0	1	3	0	0
	24		CODE13から23までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	0	1	0	0	0	2
二			物理的因子による次に掲げる疾病	21	2	5	1	2	5
			(有害光線による疾病)						
1	25		紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
2	26		紫外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
3	27		レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
4	28		マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患	0	0	0	0	0	0
5	29		電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害	0	0	0	0	0	0
			(皮膚障害)						
			(白内障)						
			(急性放射線症)						
			(再生不良性貧血)						
			(造血器障害)						
			(異常気圧による疾病)						
6	31		高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜病又は潜水病	1	0	0	0	0	0
7	32		気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	0	0	0	0	0	0
			(異常温度条件による疾病)						
8	33		暑熱な場所における業務による熱中症	3	0	1	1	0	3
9	34		高熱物体を取り扱う業務による熱傷	0	0	0	0	0	0
10	35		寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	2	1	2	0	0	0
11	36		著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	15	1	2	0	2	2
12	38		超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死	0	0	0	0	0	0
13	39		1から12(CODE25から38)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	139	8	3	12	5	9
1	40		重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱	19	1	1	0	1	0
2	41		重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛	1	0	0	0	0	0
3	42		さく岩機、鉋打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害	72	4	1	5	1	4
4			せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群	47	3	1	7	3	5
	43		(手指の痙攣又は書痙)						

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
55	103	35	54	441	178	282	212	53	23	65	15	21	94	62	84	152	72
6	6	7	7	25	8	21	24	9	2	8	1	1	5	6	4	14	3
0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	1	1	4	7	3	5	0	0	0	2	0	1	0	0	6	0
3	4	1	5	7	10	12	20	0	1	4	0	0	2	2	2	12	5
35	82	19	33	370	122	213	137	40	16	29	12	20	77	43	63	92	53
1	0	2	1	4	3	0	5	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1
1	1	2	1	8	2	16	6	1	2	0	0	0	0	2	3	4	2
6	10	3	5	21	22	13	13	2	2	24	0	0	5	7	8	22	6
1	0	0	1	1	0	3	1	0	0	0	0	0	1	0	3	2	0
2	0	0	0	1	4	1	1	0	0	0	0	0	3	1	0	0	2
4	5	6	3	7	11	29	32	21	4	1	13	2	2	12	12	23	9
0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
1	5	3	1	4	3	13	9	5	1	1	0	0	0	0	4	10	0
0	0	0	1	0	5	3	1	0	0	0	1	1	0	0	0	4	1
0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
3	0	1	1	0	2	6	18	15	3	0	12	1	2	12	7	7	7
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	29	3	20	17	60	145	91	54	9	5	12	6	23	10	36	36	8
6	3	1	1	7	3	9	19	2	0	0	0	1	3	1	7	2	1
3	0	0	0	1	7	27	3	1	1	0	0	0	0	1	1	2	1
0	0	1	0	1	0	2	1	7	1	1	12	0	5	3	3	3	1
8	26	1	19	8	49	105	64	43	6	4	0	5	15	5	25	29	5

労働安全衛生をめぐる状況

表9-2 都道府県別の業務上疾病の新規支給決定件数(2009年度)(続き)

分類			疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
大	小	CODE		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
一			業務上の負傷に起因する疾病	45	133	465	146	60	38
	13		頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	7	14	20	18	8	5
			[災害性脳血管疾患—全てCODE13に含まれるかどうかは定かではない]	0	0	1	1	0	0
			[災害性虚血性心疾患等—ここに記載したが、CODE24に含まれるものと思われる]	0	0	0	1	0	0
	14		脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	2	6	7	1	4	0
	17		胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒着ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	11	6	8	8	2	1
	18		負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	16	94	384	103	35	25
	19		脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	1	2	4	1	0	2
	20		皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	1	4	11	4	2	2
	21		業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	6	4	28	9	9	2
	23		爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	1	1	2	2	0	0
	24		CODE13から23までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	0	2	1	0	0	1
二			物理的因子による次に掲げる疾病	4	7	13	38	6	6
			(有害光線による疾病)						
1	25		紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	1	1	0	0	0	0
2	26		赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
3	27		レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
4	28		マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患	0	0	0	0	0	0
5	29		電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害	0	0	0	0	0	0
			(皮膚障害)						
			(白内障)						
			(急性放射線症)						
			(再生不良性貧血)						
			(造血器障害)						
			(異常気圧による疾病)						
6	31		高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	0	0	1	1	0	0
7	32		気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	0	0	0	0	0	1
			(異常温度条件による疾病)						
8	33		暑熱な場所における業務による熱中症	2	1	7	11	2	2
9	34		高熱物体を取り扱う業務による熱傷	0	2	1	1	1	0
10	35		寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	0	0	2	1	0	1
11	36		著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	1	3	2	23	3	2
12	38		超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死	0	0	0	1	0	0
13	39		1から12(CODE25から38)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	22	54	79	50	12	13
1	40		重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱	0	5	8	6	0	0
2	41		重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛	4	12	2	5	0	0
3	42		さく岩機、鉋打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害	0	13	2	9	1	6
4			せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群	18	23	67	30	11	7
	43		(手指の痙攣又は書痙)						

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合計
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
15	27	43	131	47	42	45	89	52	263	33	59	80	50	51	54	64	4,477
0	1	3	8	2	4	3	8	4	23	4	8	9	6	6	1	8	374
0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	8
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
1	1	0	0	1	0	1	0	1	2	0	1	0	0	0	3	0	69
0	3	0	3	1	0	0	0	3	3	3	2	2	2	1	3	0	166
13	14	34	100	33	36	34	71	42	200	22	31	47	35	35	36	51	3,280
0	1	1	5	0	0	0	0	0	2	1	0	7	0	0	2	0	54
1	1	0	3	2	0	1	2	0	5	0	4	1	2	4	2	2	117
0	6	4	9	4	2	6	7	1	28	2	12	12	4	4	7	3	354
0	0	0	1	2	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	32
0	0	1	2	2	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	0	0	31
1	5	5	13	5	4	18	21	9	14	1	16	8	16	12	15	10	479
																	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	1	12
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	7
0	0	3	4	0	0	2	2	0	8	1	2	1	1	1	4	5	127
0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	26
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	16
1	4	0	9	4	4	16	19	9	3	0	12	7	13	11	10	1	276
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
3	4	6	40	4	4	5	16	14	32	6	12	23	24	31	8	4	1,223
0	0	0	10	1	0	1	1	1	1	1	4	0	2	6	1	0	136
0	1	1	5	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	81
0	3	0	7	0	4	2	12	10	3	1	2	22	13	23	6	0	267
3	0	5	17	3	0	2	3	3	26	4	5	1	9	2	1	3	726

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
大	小		北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
	44	(手指、前腕、等の腱鞘若しくは腱周囲の炎症)						
	45	(頸肩腕症候群)						
5	46	1から4(CODE40から45)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
四		化学物質等による次に掲げる疾病	9	3	1	4	5	1
1	47	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの(151項目の内訳は表7参照—都道府県別データは示していない)	5	2	1	0	1	0
		[有機溶剤中毒—CODE47およびCODE55に含まれるものと思われる]						
		(合成樹脂の熱分解生成物による疾病)						
2		弗素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患						
	48	(フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による寒寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患)	0	0	0	0	0	0
	49	(塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患)	0	0	0	0	0	0
3	50	すす、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	0	0	0	1	1	0
4	51	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	1	0	0	0	0	0
5	52	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	0	0	1	0
6	53	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	2	0	0	0	0	0
7	54	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	1	0	0	1	2	0
8	55	1から7(CODE47から54)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	1	0	2	0	1
五	56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法(昭和35年法律第30号)に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)第1条各号に掲げる疾病	120	3	1	14	2	11
		(管理4)	35	0	0	6	0	3
		(肺結核)	5	0	0	0	0	0
		(結核性胸膜炎)	1	0	0	0	0	0
		(続発性気管支炎)	59	3	0	7	1	8
		(続発性気管支拡張症)	2	0	0	0	1	0
		(続発性気胸)	6	0	0	0	0	0
		(原発性肺がん)	12	0	1	1	0	0
六		細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	6	0	1	1	1	1
1	57	患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	4	0	0	1	0	1
2	60	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はほろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	1	0	0	0	0	0
3	61	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	0	0	0	0	0	0
4	62	屋外における業務による恙虫病	0	0	0	0	1	0
5	63	1から4(CODE57から62)までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	1	0	1	0	0	0
七		がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	47	2	6	15	2	4
1	64	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
2	65	ペーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
3	66	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
4	68	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
5	69	ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0



7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
0	0	0	0	0	1	2	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
1	5	0	6	8	7	18	8	3	1	3	0	0	3	0	2	10	6
1	4	0	3	2	2	8	1	0	0	3	0	0	1	0	1	5	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	1	0	0	1	0	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
0	0	0	0	4	5	6	6	2	1	0	0	0	0	0	0	3	2
19	8	8	11	28	2	64	28	21	4	1	4	4	13	31	15	50	9
4	6	6	4	9	2	10	5	3	1	0	0	3	4	3	0	24	0
0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	1	1	5	11	0	49	20	13	3	1	4	1	9	18	12	10	8
2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
0	1	0	0	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	2	0	5	1
2	0	1	2	7	0	2	1	3	0	0	0	0	0	6	3	9	0
1	1	1	3	4	8	22	13	1	1	0	0	1	0	2	1	7	3
1	0	0	2	3	1	14	6	0	1	0	0	1	0	0	1	4	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	1	1	0	1	2	2	0	0	0	0	0	0	2	0	3	0
0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	1	0	0	1	5	5	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
9	5	3	4	33	38	138	78	17	19	3	4	4	7	11	20	38	8
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
大	小		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
	44	(手指、前腕、等の腱鞘若しくは腱周囲の炎症)						
	45	(頸肩腕症候群)						
5	46	1から4(CODE40から45)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	0	1	0	0	0	0
四		化学物質等による次に掲げる疾病	6	6	16	13	3	0
1	47	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの(151項目の内訳は表7参照—都道府県別データは示していない)	0	2	3	2	1	0
		[有機溶剤中毒—CODE47およびCODE55に含まれるものと思われる]						
		(合成樹脂の熱分解生成物による疾病)						
2		弗素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患						
	48	(フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による寒寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患)	0	0	0	0	0	0
	49	(塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患)	0	0	0	0	0	0
3	50	すす、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	1	0	1	0	0	0
4	51	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
5	52	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	1	0	0	1	0	0
6	53	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	0	1	0	2	0	0
7	54	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	0	0	2	0	0	0
8	55	1から7(CODE47から54)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	4	3	10	8	2	0
五	56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法(昭和35年法律第30号)に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)第1条各号に掲げる疾病	3	5	38	23	5	6
		(管理4)	0	1	13	0	0	3
		(肺結核)	0	0	0	2	1	0
		(結核性胸膜炎)	0	0	1	0	0	0
		(続発性気管支炎)	2	4	17	12	3	0
		(続発性気管支拡張症)	0	0	0	0	0	0
		(続発性気胸)	0	0	1	1	0	0
		(原発性肺がん)	1	0	6	8	1	3
六		細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	0	7	13	8	2	1
1	57	患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	0	2	8	7	1	1
2	60	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はほろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	0	0	0	0	0	0
3	61	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	0	0	3	0	1	0
4	62	屋外における業務による恙虫病	0	0	1	0	0	0
5	63	1から4(CODE57から62)までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	5	1	1	0	0
七		がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	10	11	98	96	12	9
1	64	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	1
2	65	ペーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	1
3	66	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
4	68	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
5	69	ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0	1	0	0	0

31 鳥取	32 島根	33 岡山	34 広島	35 山口	36 徳島	37 香川	38 愛媛	39 高知	40 福岡	41 佐賀	42 長崎	43 熊本	44 大分	45 宮崎	46 鹿児島	47 沖縄	合計
																	0
																	0
0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	13
2	1	6	4	4	1	2	1	2	11	1	2	1	0	4	4	1	195
2	0	0	2	3	1	0	0	1	6	0	2	0	0	2	1	1	71
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	14
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
0	1	5	2	1	0	2	1	1	5	1	0	1	0	1	0	0	81
2	6	50	16	10	8	6	17	8	38	8	45	13	16	8	7	3	812
0	1	8	6	1	4	1	1	0	11	6	3	2	3	1	0	1	194
0	0	2	0	2	0	0	0	0	2	0	1	1	0	1	0	0	22
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	5
2	4	34	5	5	3	5	13	5	15	1	37	10	11	6	7	2	458
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
0	0	4	1	1	0	0	1	1	2	0	1	0	0	0	0	0	32
0	1	2	4	1	1	0	2	2	7	0	3	0	0	0	0	0	92
0	0	1	5	3	0	0	0	0	4	1	1	1	1	4	0	2	133
0	0	1	2	2	0	0	0	0	3	1	0	1	1	3	0	0	74
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	19
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	32
0	5	37	47	25	5	19	18	4	43	3	41	7	13	6	4	5	1,033
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
大	小 CODE		北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
	6 70	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
	7 71	石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	44	2	6	15	2	4
		(石綿に曝される業務による肺がん)						
		(石綿に曝される業務による中皮腫)						
	8 72	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	0	0
	9 81	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫	0	0	0	0	0	0
	10 82	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん	1	0	0	0	0	0
		(電離放射線にさらされる業務による白血病)						
		(電離放射線にさらされる業務による肺がん)						
		(電離放射線にさらされる業務による皮膚がん)						
		(電離放射線にさらされる業務による骨肉腫)						
		(電離放射線にさらされる業務による甲状腺がん)						
	11 83	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
	12 84	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
	13 85	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	2	0	0	0	0	0
	14 86	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
		(クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん)						
		(クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による上気道のがん)						
	15 87	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
		(ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん)						
		(ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による上気道のがん)						
	16 90	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	0	0	0	0
		(砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん)						
		(砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による皮膚がん)						
	17 91	すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	0	0	0
	18 92	1から17 (CODE64から91) までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
八	93	前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	0	0	0	0
九	93	その他業務に起因することの明らかな疾病	24	1	2	17	4	2
		[非災害性脳血管疾患]	11	0	0	2	1	0
		[非災害性虚血性心疾患等]	2	1	0	3	0	1
		[精神障害等]	11	0	2	12	3	1
		[その他]	0	0	0	0	0	0
		合計	599	46	60	138	49	74
		A：具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計	574	44	57	119	45	71
		B：包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	25	2	3	19	4	3
		A/(A+B)	95.8%	95.7%	95.0%	86.2%	91.8%	95.9%

注) 「分類」の「CODE」は「傷病性質コード」。(1) 同一労働災害で異なる性質の疾病を受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上うけて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。(2) その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード(小さな番号)に分類する。(3) がんについては、すべて64から92までのいずれかに分類する。(4) 原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類する。

厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。



7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	5	3	4	33	38	137	77	17	19	3	4	4	7	11	20	38	8
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	6	1	11	19	25	79	45	8	2	1	3	3	5	9	14	25	6
4	1	0	5	7	10	32	16	1	0	1	0	0	1	3	4	6	2
1	2	0	3	7	4	13	14	2	2	0	1	2	0	0	2	5	1
3	3	1	3	5	11	33	15	4	0	0	2	1	4	6	8	14	3
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
114	162	57	112	557	329	777	507	179	63	79	51	41	147	137	184	341	121
106	155	56	101	533	293	684	448	167	59	78	48	38	142	128	170	313	112
8	7	1	11	24	36	93	59	12	4	1	3	3	5	9	14	28	9
93.0%	95.7%	98.2%	90.2%	95.7%	89.1%	88.0%	88.4%	93.3%	93.7%	98.7%	94.1%	92.7%	96.6%	93.4%	92.4%	91.8%	92.6%

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
大	小		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
	6 70	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
	7 71	石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	10	11	97	95	12	6
		(石綿に曝される業務による肺がん)						
		(石綿に曝される業務による中皮腫)						
	8 72	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	0	0
	9 81	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫	0	0	0	0	0	0
	10 82	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん	0	0	0	0	0	0
		(電離放射線にさらされる業務による白血病)						
		(電離放射線にさらされる業務による肺がん)						
		(電離放射線にさらされる業務による皮膚がん)						
		(電離放射線にさらされる業務による骨肉腫)						
		(電離放射線にさらされる業務による甲状腺がん)						
	11 83	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
	12 84	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
	13 85	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	0	0	0	1	0	0
	14 86	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	1
		(クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん)						
		(クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による上気道のがん)						
	15 87	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
		(ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん)						
		(ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による上気道のがん)						
	16 90	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	0	0	0	0
		(砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん)						
		(砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による皮膚がん)						
	17 91	すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	0	0	0
	18 92	1から17 (CODE64から91) までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
八	93	前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	0	0	0	0
九	93	その他業務に起因することの明らかな疾病	3	19	51	23	6	5
		[非災害性脳血管疾患]	1	4	17	7	2	2
		[非災害性虚血性心疾患等]	2	3	7	5	0	2
		[精神障害等]	0	12	26	11	4	1
		[その他]	0	0	1	0	0	0
		合計	93	242	773	397	106	78
		A：具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計	86	214	711	365	98	73
		B：包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	7	28	62	32	8	5
		A/(A+B)	92.5%	88.4%	92.0%	91.9%	92.5%	93.6%

注) 「分類」の「CODE」は「傷病性質コード」。(1) 同一労働災害で異なる性質の疾病を受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上うけて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。(2) その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード(小さな番号)に分類する。(3) がんについては、すべて64から92までのいずれかに分類する。(4) 原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類する。

厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。



31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合計
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	5	37	47	25	4	19	18	4	37	3	41	7	13	6	4	5	1,016
																	0
																	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
																	0
																	0
																	0
																	0
																	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	7
0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
																	0
																	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
																	0
																	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
																	0
																	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
																	0
																	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
2	1	10	10	5	3	4	3	2	17	5	4	11	5	6	6	9	530
2	1	2	6	2	1	2	2	1	4	1	2	4	2	1	2	5	180
0	0	2	2	1	1	1	0	1	6	2	1	5	1	2	2	1	113
0	0	6	2	2	1	1	1	0	7	2	1	2	2	3	2	3	234
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
25	49	158	266	103	67	99	165	91	422	58	180	144	125	122	98	98	8,883
23	47	143	251	96	64	93	161	88	398	52	176	132	120	114	92	86	8,224
2	2	15	15	7	3	6	4	3	24	6	4	12	5	8	6	12	659
92.0%	100%	90.5%	94.4%	93.2%	95.5%	93.9%	97.6%	96.7%	94.3%	89.7%	97.8%	91.7%	96.0%	93.4%	93.9%	87.8%	92.6%

労働安全衛生をめぐる状況

表10 都道府県別・傷病別長期(1年以上)療養者数(2009年度末)

	じん肺 患者	せき髄 損傷 患者	外傷性の 脳中枢 損傷患者	頭頸部外 傷症候群 患者	頸肩腕 症候群 患者	腰痛 患者	一酸化 炭素中 毒患者	振動障 害患者	その他 の患者	骨折	切断	関節の 障害	打撲傷	創傷	その他	合計
北海道	1,273	16	36	32	6	41		1,124	905	432	28	177	44	20	204	3,433
青 森	57	7	8	2		1		36	156	83	6	17	14	11	25	267
岩 手	57	6	22	8		3		13	190	101	3	19	4	11	52	299
宮 城	230	12	14	10	1	5	1	25	310	147	7	38	21	12	85	608
秋 田	60	3	7	2		4		25	132	70	2	2	3	5	50	233
山 形	125	3	6	3				31	130	64	7	20	2	8	29	298
福 島	229	4	13	5		1		32	121	55	5	7	2	7	45	405
茨 城	214	8	20	5	2	12		10	202	101	13	27	7	5	49	473
栃 木	72	7	15	3	1	8		8	186	103	7	19	8	16	33	300
群 馬	103	4	6	1	4	3		35	257	133	8	29	35	16	36	413
埼 玉	84	18	29	23	11	39		33	819	421	28	99	48	44	179	1,056
千 葉	59	12	63	81	14	114	1	17	1,186	545	25	201	144	44	227	1,547
東 京	264	22	87	61	41	41		69	1,449	760	33	173	78	60	345	2,034
神奈川	247	24	56	32	11	84	1	65	1,092	548	33	130	55	46	280	1,612
新 潟	287	10	9	5	1	4		112	298	151	13	26	3	12	93	726
富 山	136	1	4	2		5		53	96	41	2	4	9	7	33	297
石 川	41	5	3	2				17	103	58	6	15	5	1	18	171
福 井	111	2	4	2		2		78	90	48	4	6		4	28	289
山 梨	45	3	1			2		22	109	50	2	1	21	3	32	182
長 野	189	12	20	19		12		115	345	176	5	44	26	24	70	712
岐 阜	301	5	12	1		7		109	218	134	5	23	7	7	42	653
静 岡	138	11	30	28	2	11		70	511	277	7	41	24	34	128	801
愛 知	178	20	25	10	1	4		45	886	499	18	62	78	65	164	1,169
三 重	34	2	4	2		3		78	156	55	6	19	17	5	54	279
滋 賀	69	5	8	42	20	57		60	303	114	5	61	40	10	73	564
京 都	179	4	12	7	7	10	2	207	266	145	2	14	11	2	92	694
大 阪	262	25	39	16	16	45		111	1,861	855	59	263	232	92	360	2,375
兵 庫	488	25	27	25	9	63		175	856	441	26	78	42	34	235	1,668
奈 良	124	1	8	5				57	148	96	10	15	6	2	19	343
和歌山	78	1	2	3				66	159	55		13	20	8	63	309
鳥 取	30		2	1				12	33	10		5	1		17	78
鳥 根	59	2				1		56	37	19	1	4	1	1	11	155
岡 山	628	5	9	9		2		66	256	129	10	24	3	10	80	975
広 島	399	13	25	20	3	23		166	633	310	13	69	33	14	194	1,282
山 口	205	6	4	1		5		55	268	121	5	17	17	13	95	544
徳 島	96	2	3			1		274	72	36	1	3	5	2	25	448
香 川	87	3	8	7		5		72	149	70	7	10	6	2	54	331
愛 媛	277	13	13	5		7		738	287	146	8	25	13	8	87	1,340
高 知	191	5	8	8	3	23		893	173	85	3	34	12	7	32	1,304
福 岡	426	14	27	3		1		54	537	291	6	56	12	17	155	1,062
佐 賀	53		4	2				23	68	39	1	4	2	4	18	150
長 崎	570	6	7					40	147	74	6	8	3		56	770
熊 本	98	2	1	3		1		243	114	71	2	9	7	2	23	462
大 分	372	10	4	4		7		482	226	112	11	28	28	5	42	1,105
宮 崎	94	4	3		5	1		403	91	33	2	5	7	8	36	601
鹿児島	156	4	6	5		8		224	190	107	2	13	17	5	46	593
沖 縄	23		2	1		6		24	94	48	4	14	7	6	15	150
合 計	9,498	367	716	506	158	672	5	6,723	16,915	8,459	457	1,971	1,180	719	4,129	35,560

注) 厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働基準行政関係通達等

2010年度

2010. 4. 1 基発0401第4号「『労働時間等設定改善関係事業等の実施について』の一部改正について」●
2010. 4. 1 基発0401第5号「労働時間等設定改善対策の推進について」★
2010. 4. 1 基発0401第13号「労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令の施行等について」●
2010. 4. 1 基発0401第15号「当面の労働時間対策の具体的推進について」★
2010. 4. 1 基発0401第16号「『労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令』の施行について」●
2010. 4. 1 基発0401第18号「『非正規雇用労働条件改善指導員の配置について』の一部改正について」★
2010. 4. 1 基監発0401第3号「『非正規雇用労働条件改善指導員の配置等に関して留意すべき事項について』の一部改正について」★
2010. 4. 1 基監発0401第4号「非正規雇用労働条件改善指導員の一層の活用について」★
2010. 4. 1 基監発0401第6号「平成22年度労働時間等相談センター事業の実施に当たって留意すべき事項について」☆
2010. 4. 1 基監発0401第7号「平成22年度新規起業事業場就業整備事業の実施に当たって留意すべき事項について」☆
2010. 4. 1 基発0401第23号「労災療養介護金支給要綱の一部改正について」●
2010. 4. 1 基労補発0401第1号「労災診療費算定基準等の一部改定について」☆
2010. 4. 1 補償課長補佐(医療福祉担当)事務連絡「労災診療審査体制等充実強化対策事業に係る留意事項等について」★
2010. 4. 1 職業病認定対策室長事務連絡「石綿確定診断等事業の委託先について」★
2010. 4. 6 基安安発0406第1号「工業標準の制定について(公示)」☆
2010. 4. 6 基安化発0406第1～4号「新規化学物質の無届製造及び無届輸入について」★
2010. 4. 7 基安化発0407第1号「職場における化学物質のリスク評価推進事業について(通知)」☆
2010. 4. 12 基監発0412第1号「業務上疾病にかかった労働者の賃金額が不明である場合の平均賃金の算定において離職時の標準報酬月額が明らかである場合の取扱いについて」★
2010. 4. 22 基安安発0422第1号「機械の包括的な安全基準に関する指針に基づく機械製造業者への指導の実施について」☆
2010. 4. 22 基安安発0422第2号「OA機器、家電製品等のリサイクル施設等における粉じん爆発災害の防止について」●※
2010. 4. 27 基安安発0427第1号・基安化発第0427第1号「工業標準の制定及び改正について(公示)」☆
2010. 4. 28 基発0428第4号「義肢等補装具支給要綱の一部改正について」●
2010. 4. 28 基労補発0428第1号「義肢、装具及び座位保持装置等支給事務取扱要領の一部改正について」●
2010. 4. 28 基労補発0428第2～5号「義肢等補装具支給要綱等の一部改正に伴う周知について」★
2010. 4. 28 基発0428第6・7号「電離放射線等に係る疾病の業務上外の認定について(回答)」★
2010. 4. 30 基発0430第2号・職発0430第7号「『職場におけるエイズ問題に関するガイドラインについて』の一部改正について」●※

2010年度 労働基準行政関係通達

2010. 4. 30 基安安発0430第1号「派遣労働者に係る労働者死傷病報告の提出の徹底について」★
42010. 5. 7 基発0507第3号「労働基準法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」●
2010. 5. 7 基労補発0507第1号「労働基準法施行規則の一部を改正する省令の施行について」★
2010. 5. 7 職業病認定対策室長補佐事務連絡「労働基準法施行規則の一部を改正する省令に係る周知用資料について」★
2010. 5. 10 基安安発0510第1号「『「ボイラー等の開放検査周期認定要領」に関する質疑応答』の一部改正について」☆
2010. 5. 14 補償課長補佐(医療福祉担当)・労災保険業務室長補佐(短期給付担当)事務連絡「『平成21年度振動障害者社会復帰援護金等支給状況調べ』及び『平成21年度機械処理決算(機械処理数値確定作業)』について」★
2010. 5. 17 基安安発0517第2号「船舶内工務・作業に関する事故防止対策について」☆
2010. 5. 18 基発0518第1号「労働基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係通達の整備について」★
2010. 5. 18 基監発0518第1号「労働基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係通達の整備について」★
2010. 5. 20 基発0520第5号「『健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施の運営について』の一部改正について」●※
2010. 5. 26 基発0526第3号「口蹄疫被害に係る労働保険料等の納付の猶予について」★
2010. 5. 28 基発0528第2号「平成22年度外国人労働者問題啓発月間について」☆
2010. 5. 28 基発0528第3号「平成22年度『外国人労働者問題啓発月間』実施に対する協力要請について」☆
2010. 5. 28 基監発0528第5号「平成22年度『外国人労働者問題啓発月間』の実施に当たって留意すべき事項について」★
2010. 5. 28 基監発0528第2号「警察庁、法務省及び厚生労働省の三省庁による『不法就労等外国人対策に係る具体的施策について』の策定について」☆
2010. 5. 28 補償課長補佐(業務担当)事務連絡「醜状障害の障害等級認定に係る調査について」★
2010. 5. 31 補償課長補佐(業務担当)事務連絡「未手続事業主に対する費用徴収(法第31条第1項第1号事業)のうち、100/100徴収事案に係る報告について」★
2010. 6. 4 基安労発0604第1号「酸素欠乏症の労働災害発生状況について」※
2010. 6. 10 基安労発0610第1号「熱中症による死亡災害発生状況(平成21年分)について」※
2010. 6. 10 補償課長補佐(業務担当)・労災保険審理室長補佐事務連絡「外ばうに係る醜状障害の取り扱いについて」★
2010. 6. 17 基安労発0617第1・4号「平成22年度『メンタルヘルス対策支援センター事業』の実施について」★
2010. 6. 17 基安労発0617第2・5号「平成22年度『精神科医等を対象とした研修事業』の実施について」★
2010. 6. 17 基安労発0617第3・6号「平成22年度『労働者の健康の保持増進対策』の実施について」★
2010. 6. 17 基労保発0617第2号「労災年金等及び労災診療費に係る債権管理の事務引継について」★
2010. 6. 18 基安化発0618第1号「業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止に関する関係団体等に対する注意喚起の実施について」●※
2010. 6. 22 基発0622第2・3号「クロム又はその化合物による疾病の業務上外について」★
2010. 6. 22 基発0622第5・6号「タール様物質による疾病の業務上外について」★
2010. 6. 22 補償課長補佐(業務担当)事務連絡「船員に係る保険給付の請求人等の負担軽減のための全国健康保険協会との連携について」★
2010. 6. 23 基発0623第1・2号「電離放射線業務に従事した労働者に発症した『悪性リンパ腫』に係る業務上外の認定について(回答)」★
2010. 6. 23 基労発0623第1号「労災補償行政において電子的に保有する個人情報の厳正な管理の徹底について」★
2010. 6. 24 基安安発0624第1号「静電気帯電防止靴に関する日本工業規格の改正に伴う爆発危険個所における静電気帯電防止用作

業靴の使用等における留意事項について」

●※

2010. 6. 24 基安安発0624第2号「静電気帯電防止靴に関する日本工業規格の改正について」

☆

2010. 6. 24 基安労発0624第1号「じん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定におけるDR(FPD)写真及びCR写真の取扱い等について」●※

2010. 6. 24 基労補発0624第1号「船員保険と労災保険統合に伴う連携に係る事務処理について」★

2010. 6. 24 基労補発0624第2号「船員についての保険給付に係る関係機関への照会について」★

2010. 6. 28 基発0628第2・3号「変異原性が認められた化学物質の取扱いについて」●

2010. 6. 28 基安化発0628第1・2号「変異原性が認められた化学物質に関する情報について」●※

2010. 6. 28 基発0628第5号「じん肺法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」●

2010. 6. 28 基発0628第6号「じん肺法における肺機能検査及び検査結果の判定等について」●※

2010. 6. 28 基安労発0628第1号「じん肺法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行及びじん肺法における肺機能検査及び検査結果の判定等に係る留意事項について」☆

2010. 6. 29 基安労発0629第1号「『船員における健康管理手帳制度について』の一部改正について」☆

2010. 7. 1 基発0701第1号「厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」●

2010. 7. 1 基発0701第10号「石綿による疾病の認定基準の改正について」●

2010. 7. 1 基労補発0701第1号「石綿による疾病の認定基準の一部改正に係る運用に関し留意すべき事項について」●

2010. 7. 1 基労補発0701第3号「石綿による疾病の業務上外の認定のための調査実施要領の一部改正について」★

2010. 7. 1 基発0701第11号「『特別遺族給付金に

係る対象疾病の認定について』の一部改正について」●

2010. 7. 1 基労補発0701第2号「『特別遺族給付金に係る対象疾病の認定について』の一部改正に係る運用に関し留意すべき事項について」●

2010. 7. 1 基労補発0701第3号「石綿による疾病の業務上外の認定のための調査実施要領の一部改正について」★

2010. 7. 1 基労補発0701第4号「石綿による疾病の業務上外の認定のための調査実施要領(特別遺族給付金関係)の一部改正について」★

2010. 7. 7 基労補発0707第1・2号「『労災診療費算定マニュアル(平成22年度版)』の送付について」★

2010. 7. 9 補償課長補佐(業務担当)事務連絡「労働組合等の常勤役員に係る特別加入Q&Aの送付について」★

2010. 7. 12 補償課長補佐(業務担当)事務連絡「外はうの醗状障害に係る認定状況等について」★

2010. 7. 14 基安発0714第1号「建設業等において『携帯用丸のこ盤』を使用する作業に従事する者に対する安全教育の徹底について」●※

2010. 7. 15 基発0715第7号「算定期間中に使用者の責めに帰すべき事由によって休業した期間がある場合の平均賃金の算定について」★

2010. 7. 15 基監発0715第1号「建設業における足場からの墜落防止措置の実施状況の把握等について」★

2010. 7. 15 職業病認定対策室長補佐事務連絡「石綿による疾病の認定基準の一部改正に伴う周知用資料について」★

2010. 7. 21 化学物質対策課長事務連絡「土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査の協力について」●※

2010. 7. 23 基監発0723第2号「今後における企画業務型裁量労働制に関する決議届等に係る報告について」★

2010. 7. 23 基労保発0723第1号「『スライド率等の改定等による変更決定通知書』及び『年金額等変更リスト』に係る事務処理について」★

2010. 7. 26 基監発0726第1号「障害者虐待防止対策支援事業に係る都道府県との連携につ

2010年度 労働基準行政関係通達

- いて」☆
2010. 7. 27 基監発0727第2号「平成22年10月から適用される社内預金の下限利率について」★
2010. 7. 27 基安労発0727第1・2号「職場における熱中症予防対策の徹底について」●※
2010. 7. 28 補償課長補佐（業務担当）事務連絡「炭鉱災害による一酸化炭素中毒に係るアフターケア健康管理手帳の更新時の留意点について」★
2010. 7. 29 基発0729第3号「労災保険柔道整復師施術料金算定基準の一部改正について」☆
2010. 7. 29 基労補発0729第1・2号「労災保険柔道整復師施術料金算定基準の一部改定に係る通知について」☆
2010. 7. 29 基発0729第4号「労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の一部改正について」☆
2010. 7. 29 基労補発0729第3～7号「労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の一部改定に係る通知について」☆
2010. 7. 29 基発0729第9号「労災保険業務機械処理事務手引（年金・一時金システム）等の一部改正について」★
2010. 7. 29 基労保発0729第1号「『労災保険業務機械処理事務手引（年金・一時金システム）』等の一部改正に伴う機械処理事務の留意点について」★
2010. 7. 30 基安労発0730第1・2号「平成22年度中小規模事業場を対象として危険性又は有害性等の調査等普及推進等事業実施細目について」☆
2010. 7. 30 職業病認定対策室長補佐事務連絡「平成21年度石綿ばく露作業に係る認定事業場の公表に関する作業について」★
2010. 8. 3 基安安発0803第1号「陸上貨物運送事業における交通労働災害防止の徹底について（緊急要請）」●
2010. 8. 4 基発0804第1号「『労働基準局の内部組織に関する細則』の一部改正について」★
2010. 8. 4 基労保発0804第3号「次期労働基準行政システム及び次期労災行政情報管理システムの第2期開発の概要（第2版）【特別加入、第三者行為災害、義肢等関係】の意見・要望に対する検討結果及び第2期開発に係る稼働」★
2010. 8. 4 労災保険審理室長事務連絡「労災保険に係る訴訟に関する対応の強化について」★
2010. 8. 5 基発0805第1号「労働基準局の組織の変更等について」☆
2010. 8. 9 基労補発0809第1・2号「石綿関連疾患に罹患した労働者及びその遺族等に係る労災補償制度等の積極的な周知の実施について」★
2010. 8. 18 基監発0819第1号「ユニバーサル・オペレーションサービス㈱の許可取消し等に伴う派遣労働者等への支援について」☆
2010. 8. 23 基安安発0823第1号「日本工業規格の確認について（公示）」☆
2010. 8. 24 基発0824第2号「電気機械器具防爆構造規格における可燃性又は引火性の物の蒸気に係る防爆構造の規格に適合する電気機械器具と同等以上の防爆性能を有するものの基準等について」●※
2010. 8. 24 基労補発0824第1号「業務上疾病の労災補償状況調査について」★
2010. 8. 24 職業病認定対策室長事務連絡「厚生労働大臣の指定する単体化学物質及び化合物による疾病並びに『その他に包括される疾病』に係る統計調査について」★
2010. 8. 24 労働保険徴収課長補佐（業務担当）事務連絡「行政文書の開示請求がなされた際の留意点について」★
2010. 8. 24 労働保険徴収課長補佐（業務担当）事務連絡「労災保険料の還付処理に係る適正な管理について」
2010. 8. 25 基安安発0825第2号「陸上貨物運送事業における交通労働災害防止の徹底について」●
2010. 8. 30 基安安発0830第1号「移動式クレーン製造許可に係る疑義について」☆
2010. 9. 1 基発0901第3号「技能実習生の労働条件確保のための集中的な取組について」★
2010. 9. 1 基監発0901第1号「技能実習生に係る法定労働条件の履行確保のための監督指導等の実施に当たって留意すべき事項について」★
2010. 9. 1 基安安発0901第4号「林業における死亡災害の増加への対応について」☆
2010. 9. 2 基監発0902第号「技能実習生の労働条件確保のための集中的な取組に当たっての留意事項について」★

2010. 9. 1 基発0901第4号「『技能実習生の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度について』の一部改正について」★

2010. 9. 1 基監発0901第3号「『技能実習生の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度の運用について』の一部改正について」★

2010. 9. 2 基発0902第2・3号「電離放射線に係る疾病の業務上外について(回答)」★

2010. 9. 2 基安安発0902第2号「警備業における労働災害防止の徹底について(緊急要請)」●

2010. 9. 3 労働保険徴収課長補佐(業務担当)・労働保険徴収業務室長補佐事務連絡「『労災保険未手続の可能性のある事業場一覧』の作成について」★

2010. 9. 6 基発0906第1・2号「死亡災害の増加に対応した労働災害防止対策の徹底について」☆

2010. 9. 7 基安安発0907第3号「死亡災害の増加に対応した労働災害防止対策の実施に関し留意すべき事項について」☆

2010. 9. 9 基発0909第1号「労災保険におけるHIV感染症の取扱いについて」●

2010. 9. 9 基労補発0909第1号「労災保険におけるHIV感染症の取扱いに係る留意点について」●

2010. 9. 9 基安安発0909第1号・国総建第112号・環境産発第100909001号「再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止等の徹底について」●◎※

2010. 9. 9 基安安発0909第2号「再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止等の徹底について」●◎※

2010. 9. 9 基監発0909第1号「再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止等の周知徹底について」☆

2010. 9. 10 補償課長補佐(医療福祉担当)事務連絡「労災保険診療費審査業務の国への集約化について」★

2010. 9. 21 基発0921第7号「『労働基準局の内部組織に関する細則』の一部改正について」★

2010. 9. 27 基安安発0927第1号「防爆構造電気機械器具に係る型式検定の検査関係書類書面審査の運用について」☆

2010. 9. 28 基発0928第3号「『労災保険審査請求事務取扱手引』の一部改正について」★

2010. 9. 27 基労保発0927第1号「労働基準監督署、公共職業安定所の再編整理及び管轄区域の変更に伴う労働保険番号の変更処理及びその取扱いについて」★

2010. 9. 28 基労補発0928第1号「不支給決定を行った場合の分かりやすい説明の実施等について」●

2010. 9. 28 基労補発0928第2号「『労災保険審査請求事務取扱手引』の一部改正に伴う留意事項について」★

2010. 9. 28 基安安発0928第1号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部改正に関するWTO事務局への通報について(依頼)」☆

2010. 9. 28 基安安発0928第2号「構造規格を具備していない防爆構造電気機械器具の回収・交換及び再発防止策の徹底について」☆

2010. 9. 28 補償課長補佐(医療福祉担当)事務連絡「労災診療費事務処理体制検討WGにおける検討の実施について」★

2010. 9. 28 労災保険審査室事務連絡「改正後の『労災保険審査請求事務取扱手引』の送付について」★

2010. 9. 28 労災保険審査室長補佐事務連絡「審査請求人に対する原処分意見書の提示に係る処理状況の把握について」★

2010. 9. 29 基発0929第3号「雇用保険法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の公布及び雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」●

2010. 10. 1 基発1001第5号「『徴収関係事務取扱手引1(徴収・収納)』の改訂について」★

2010. 10. 1 補償課長補佐(業務、医療福祉担当)事務連絡「療養(補償)給付の迅速な処理について」★

2010. 10. 1 基発1001第12号「改正次世代育成支援対策推進法の履行確保に向けた取組の推進について」☆

2010. 10. 5 基発1005第3号「防爆構造電気機械器具の型式の取扱いについて」●※

2010. 10. 12 基監発1012第1号「平成22年度『労働時間適正化キャンペーン』期間における重点監督の実施について」★

2010. 10. 13 基安安発1013第1号「平成21年度リスク評価対象物質に係る労働者の健康障害防止対策の徹底について」☆

2010. 10. 18 基発1018第1号「労働時間の適正化に

2008年度 労働基準行政関係通達

- 関する要請について」★
2010. 10. 19 基安安発1019第3号「平成21年度特定自主検査実施状況報告の集計結果の送付について」★
2010. 10. 20 基発1020第2号「『企業における自主的安全衛生管理活動促進のための監督指導について』の一部改正について」★
2010. 10. 22 基発1022第8号「義肢等補装具支給要綱の一部改正について」●
2010. 10. 22 基労補発1022第4～7号「義肢等補装具支給要領の一部改正に伴う周知について」★
2010. 10. 25 基政発1025第1号「平成21年度に業務上と認定された脳・心臓疾患事案（負傷に起因するものを除く。）の収集について」★
2010. 10. 25 補償課長補佐（業務担当）・職業病認定対策室長補佐事務連絡「脳・心臓疾患等にかかる長時間労働対策に関する調査への協力依頼について」★
2010. 10. 28 基安労発1028第6号「『船員に係る健康管理手帳制度について』の一部改正について」●※
2010. 10. 29 基安安発1029第1号「郵便事業株式会社における労働災害防止の取組の促進について」★
2010. 11. 4 補償課長補佐（業務担当）事務連絡「農林水産省における農業者の労災特別加入促進の取組への協力について」★
2010. 11. 15 基安安発1115第1号「労働安全衛生法第88条に基づく計画届の免除認定に係る計画認定事業場管理簿について」☆
2010. 11. 16 基安安発1116第1・2号「日本工業規格の改正について（公示）」☆
2010. 11. 29 基発1129第1号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」●
2010. 11. 30 基発1130第3・4号「変異原性が認められた化学物質の取扱いについて」●
2010. 11. 30 基安化発1130第1・2号「変異原性が認められた化学物質に関する情報について」●※
2010. 12. 3 基安安発1203第2号「指定外国検査機関の指定について」●
2010. 12. 9 基発1209第8号「労働時間等設定改善指針の一部改正について」●
2010. 12. 10 基発1210第6号「石綿による疾病の認定基準の一部改正について」★
2010. 12. 10 基労補発1210第1号「石綿による疾病の認定基準の一部改正の背景について」★
2010. 12. 13 基発1213第1号「『監督業務運営要領の改善について』の一部改正について」★
2010. 12. 16 基安労発1216第1号「『じん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定におけるDR（F PD）写真及びCR写真の取扱い等について』の一部改正について」●※
2010. 12. 16 基安化発1216第1号「『労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書の交付制度の改善関係）に係る留意事項について』の改正について」●
2010. 12. 21 基監発1221第1号「本年度における最低賃金の履行確保に係る主眼監督の実施について」★
2010. 12. 22 基安発1222第2号「インジウム・スズ酸化物等取扱い作業による健康障害防止対策の徹底について」●◎※
2010. 12. 24 基発1224第1号「労災診療費の適正払いの徹底について」★
2010. 12. 24 基発1224第6号「労働基準法施行規則の一部改正について」●
2010. 12. 24 基安化発1224第1号「再生砕石に混入するアスベスト対策のパトロール及び立入検査の実施結果について」☆
2010. 12. 24 基安労発1224第1号「委託事務処理マニュアルの廃止について」☆
2010. 12. 27 基発1227第1号「社会復帰促進等事業の支給、不支給決定の処分性について」●
2010. 12. 27 基労発1227第1号「労災保険関係書類等のリスク評価に基づく対策の導入について」●
2010. 12. 27 基労補発1227第3号「労災保険関係の書類等のリスク評価に基づく対策の留意点について」●
2010. 12. 27 基労補発1227第1号「義肢等補装具支給要綱の改正等に伴う運用上の留意事項についての一部改正について」●
2010. 12. 27 基労補発1227第2号・基労業発1227第1号「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領及びアフターケア通院費支給要綱の一部改正に伴う運用上の留意事項について」●
2010. 12. 28 基発1228第2号「労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の適用について」●※
2010. 12. 28 基安発1228第1号「平成23年有害物ばく

露作業報告対象物について」●

2010. 12. 28 基安発1228第2号「有害物ばく露作業報告制度の周知徹底について」●※

2010. 12. 28 医事係長事務連絡「アフターケア制度の周知用リーフレットの送付について」★

2011. 1. 6 基安発0106第1号・基労発0106第1号「石綿ばく露作業による労災認定等事業場に就労した労働者等への健康管理手帳及び労災補償・特別遺族給付金制度の周知について」●

2011. 1. 12 基安安発0112第2号「指定外国検査機関の名称変更について」●

2011. 1. 13 基発0113第1号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」●

2011. 1. 13 基発0113第2号「『労働保険適用関係事務処理手引・労働保険料算定基礎調査実施要領』の改訂について』の一部改正について」●

2011. 1. 13 基監発0113第1号「平成23年4月から適用される社内預金の下限利率について」★

2011. 1. 14 基安化発0114第1号「業務用ガス給湯器（厨房換気ダクト直結型）による一酸化炭素中毒事故の防止に関する関係団体等に対する注意喚起の実施について」●

2011. 1. 14 職業病認定対策室長補佐事務連絡「『業務上疾病の労災補償状況調査結果（全国計）』について」★

2011. 1. 24 基労保発0124第1号「労災保険給付等の本省払い化に伴う機械処理等について」★

2011. 1. 25 基監発0125第7号「平成22年度中央労働基準監察結果の概要について」★

2011. 1. 25 基安安発0125第1号「安全管理者選任時研修の講師要件『同等以上の知識経験を有するもの』について」●

2011. 1. 27 基安発0127第1・2号「石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について」●◎※

2011. 1. 27 基安化発0127第1・2号・環水大大発第110127002・3号「石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業等における集じん・排気装置の保守点検の徹底等について」●※

2011. 1. 27 基労補発0127第1号「石綿による疾病の業務上外の認定のための調査実施要領

（特別遺族給付金関係）の一部改正について」★

2011. 1. 27 基労補発0127第2号「労災診療費点検事務の補助に係る委託事業の廃止による都道府県労働局への集約化について」★

2011. 1. 28 基監発0128第1号「申告新規受理件数の報告の廃止について」★

2011. 1. 28 基安労発0128第1号「労働安全衛生規則第62条に基づく別表第四第一種衛生管理者免許の項下欄第三号に該当する学科等について」●

2011. 1. 28 基労補発0128第1号「労災診療費審査業務の国への集約化について」★

2011. 1. 28 補償課長補佐（医療福祉担当）事務連絡「労災診療費審査業務の労働局集約化時期及び当該業務に必要な庁舎等の準備における必要面積算定基礎となる職員数について」★

2011. 1. 31 基発0131第1号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」●

2011. 2. 1 基発0201第1号「労働基準法施行規則及び労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」●

2011. 2. 1 基労補発0201第1号「外貌の醜状障害に関する障害等級認定基準の施行に当たって留意すべき事項について」●

2011. 2. 1 基労補発0201第2号「外貌の醜状障害に関する障害等級認定基準の施行について」●

2011. 2. 4 基発0204第4号「労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」●◎

2011. 2. 4 基発0204第8号「石綿等の全面禁止に係る労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の施行等について」☆

2011. 2. 4 基発0204第9号「労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令の周知について」●◎※

2011. 2. 10 基発0210第1号・職発0210第1号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する件の適用について」●

2011. 2. 10 基安労発0210第1号「地域産業保健事業の運営について」☆

2011. 2. 15 基発0215第1号「電離放射線業務に従

2010年度 労働基準行政関係通達

- 事した労働者に発症した『慢性放射線皮膚炎及び両手指皮膚がん』に係る業務上外の認定について(回答)★
2011. 2. 15 基発0215第2号「電離放射線に係る疾病の業務上外の認定について(回答)★
2011. 2. 16 基発0216第3号「『過重労働による健康障害防止のための総合対策について』の一部改正について」☆
2011. 2. 16 基監発0216第1号・基政発0216第1号・基安発0216第1号「『過重労働による健康障害防止のための総合対策の具体的な実施に当たって留意すべき事項について』の一部改正について」★
2011. 2. 16 基発0216第4号「『今後における一般労働条件の確保・改善対策の推進に関する基本方針について』の一部改正について」★
2011. 2. 16 基発0216第5号「『一般労働条件の確保・改善対策に係る監督指導の実施要領について』の一部改正について」★
2011. 2. 16 基発0216第6号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」★
2011. 2. 16 基安安発0216第1号「食品加工機械による労働災害発生状況について」●
2011. 2. 17 基労補発0217第1号「労災診療費請求チェックリストの送付について」★
2011. 2. 18 基発0218第2号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」●※
2011. 2. 18 基発0218第3号「動力プレス機械構造規格の一部を改正する件及びプレス機械又はシャーの安全装置構造規格の一部を改正する件の適用について」●※
2011. 2. 18 基安発0218第1号「『再任用短時間勤務地方産業安全専門官の所掌事務棟について』の発出について」★
2011. 2. 18 基労補発0218第1号「振動障害に係る適正給付対策の第9次3か年計画の策定について」★
2011. 2. 23 基安安発0223第1号の4「プレス機械等に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の周知について」●※
2011. 2. 25 基労発0225第1号「労災業務OJTマニュアルについて」★
2011. 2. 25 基労発0225第2号「労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について」●
2011. 3. 3 基発0303第5号「重大災害等における緊急薬品等の配布の廃止について」●
2011. 3. 11 基発0311第3号「新たな監督指導手法の実施について」★
2011. 3. 11 基監発0311第1号「労働条件集合監督の実施に当たって留意すべき事項について」★
2011. 3. 11 基監発0311第2号「労働条件集合監督における是正勧告等について」★
2011. 3. 11 基監発0311第3号「企業単位監督の実施に当たって留意すべき事項について」★
2011. 3. 11 基監発0311第4号「チーム監督の実施に当たって留意すべき事項について」★
2011. 3. 11 基監発0311第5号「『中小企業における労働条件の確保・改善に関する公正取引委員会・経済産業省との通報制度等の運用について』の一部改正について」★
2011. 3. 11 基監発0311第6号「『監督指導業務の行政実績の把握について』の一部改正について」★
2011. 3. 11 基労補発0311第1号「労災診療費等の審査点検事務処理手引(案)について」★
2011. 3. 11 基労補発0311第9号「東北地方太平洋沖地震に伴う労災保険給付の請求に係る事務処理について」●◎
2011. 3. 13 基発0313第1号「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に対する『特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律』の適用について」☆
2011. 3. 14 基発0314第1号「東北地方太平洋沖地震に係る労働保険料等の納期限の延長等について」●◎
2011. 3. 14 基安発0314第1号「東北地方太平洋沖地震による労働安全衛生法関係免許試験の取扱いについて」★
2011. 3. 14 基安化発0314第1・2号「東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」☆
2011. 3. 14 基安安発0314第7号「東北地方太平洋沖地震に伴う特定機械等の検査証有効期間の延長措置について」※☆
2011. 3. 14 基労補発0314第1号「東北地方太平洋沖地震に伴う労災診療の取扱いについて」●◎
2011. 3. 14 基労徴発0314第1号「東北地方太平洋沖地震による労働保険料等に係る対応について」★
2011. 3. 15 基発0315第7号「平成23年東北地方太

平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令の施行について」●

2011. 3. 15 基監発0315第1号「計画停電が実施される場合の労働基準法第26条の取扱いについて」●

2011. 3. 15 基労徴発0315第1・2号「東北地方太平洋沖地震に係る労働保険料等の納期限の延長等について」★

2011. 3. 15 基安安発0315第1号「工業標準の制定について(公示)」☆

2011. 3. 16 基安労発0316第2号「産業保健推進センター等における健康相談について」●◎

2011. 3. 16 基労発0316第1号「『徴収関係事務取扱手引1(徴収・収納)』の改訂について」★

2011. 3. 18 基安安発0318第1・2号・基安化発0318第8・9号「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」●◎※

2011. 3. 18 基安安発0318第3号・基安労発0318第1号・基安化発0318第10号「東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧工事に係る労働安全衛生法第88条に基づく計画の届出について」●※

2011. 3. 18 基安安発0318第4号・基安労発0318第2号・基安化発0318第11号「東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧工事に係る労働安全衛生法第88条に基づく計画届の審査に当たって留意すべき事項について」★

2011. 3. 23 基発0323第3・4号「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う未払賃金の立替払事業の運営について」●◎

2011. 3. 23 基発032第5号「東北地方太平洋沖地震に係る緊急薬品等の配布(岩手県)について」★

2011. 3. 23 基安労発0323第2号「呼吸用保護具の増産について」☆

2011. 3. 23 基労補発032第1号「平成23年度『石綿確定診断等事業』の企画競争の結果について」★

2011. 3. 24 基発0324第1～3号「『青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件』の制定等について」●◎

2011. 3. 24 基労徴発0324第1号「『青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を

延長する件』の具体的取扱いについて」★

2011. 3. 24 補償課長事務連絡「東北地方太平洋沖地震に伴う労災保険給付に係る相談・請求等の把握について」★

2011. 3. 24 労災管理課長・補償課長・労災保険業務課長事務連絡「『東北地方太平洋沖地震労災保険Q&A』の送付について」◎

2011. 3. 24 基労徴発0324第2号「『青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件』の制定等について」☆

2011. 3. 24 基発0324第3号「『労働基準局の内部組織に関する細則』の一部改正について」★

2011. 3. 24 基安労発0324第1号「健康診断個人票の様式の任意性について」☆

2011. 3. 24 基安労発0324第2号「健康診断個人票の様式の任意性の周知について」●

2011. 3. 24 基労管発0324第1号・基労補発0324第2号「東北地方太平洋沖地震による被災者の業務上外の判断等について」●◎

2011. 3. 25 基発0325第6号「特別加入者の承認及び変更に係る手続等の見直しについて」●

2011. 3. 25 基労発0325第1号「中小事業主等の特別加入者の範囲の一部見直しについて」●

2011. 3. 25 基労補発0325第1号「特別加入者の承認及び変更に係る手続等の見直しを踏まえた対応について」●

2011. 3. 25 基発0325第10号「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する緊急相談窓口の開設について」◎

2010. 3. 25 基安計発0325第1号・基労管0325発第1号「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する緊急相談窓口の開設に当たって留意すべき事項について」☆

2011. 3. 25 基発0325第14号「交流アーク溶接機用自動電撃装置構造規格の一部を改正する告示の適用について」●※

2011. 3. 25 基労補発0325第2号「今後における労災保険の窓口業務等の改善の取組について」●

2011. 3. 25 基労補発0325第3号「国民の皆様の声の組織的な共有等による業務等の改善の取組について」●

2011. 3. 28 基安安発0328第2号・基安労発0328第

2010年度 労働基準行政関係通達

- 1号・基安化発0328第2号「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について(その2)」●◎※
2011. 3. 29 発基0329第10号「『過重労働防止対策アドバイザー規定を廃止する訓令』について」☆
2011. 3. 29 基発0329第2号「労働保険適用指導員規程の一部を改正する訓令の施行について」
2011. 3. 29 基発0329第28号「作業環境測定基準の一部を改正する告示等の施行等について」●※
2011. 3. 29 職業病認定対策室長補佐事務連絡「脳・心臓疾患及び精神障害等に係る処理経過簿の掲載並びに審査請求等による原処分取消事案に係る報告について(依頼)」★
2011. 3. 29 職業病認定対策室長補佐事務連絡「平成22年度における石綿関連疾患に係る給付の請求・決定状況に関する統計情報の精査作業について」★
2011. 3. 30 基発0330第1号「労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令の施行について」●※
2011. 3. 30 基発0330第11号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」●※
2010. 3. 30 基安計発0330第1号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行に伴う黒枠帳票の取扱いについて」★
2011. 3. 30 基発0330第13号「東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費等の請求の取扱いについて」●◎
2011. 3. 30 基労補発0330第1号「審査請求における原処分庁意見書の記載例の送付について」★
2011. 3. 30 基労補発0330第2号「行政機関個人情報保護法開示請求に係る本省協議の見直しについて」★
2011. 3. 30 基発0330第16・17号「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第24号第1項ただし書き及び第25条の厚生労働大臣が指定する機関の指定について」☆
2011. 3. 30 基安発0330第1号「『新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策』に係る措置について」☆
2011. 3. 30 基安安発0330第1号「『新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策に係る措置の実施について』の発出について」☆
2011. 3. 30 労災保険審理室長事務連絡「審査請求関係書類の個人情報管理の徹底について」★
2011. 3. 31 厚生労働省訓第16号「化学物質命名専門員規程」●
2011. 3. 31 基発0331第1号「『労災防止指導員規程』の廃止について」★
2011. 3. 31 基発0331第2号「1上肢を手関節以上で失った者に対する筋電動義手の研究用支給についての一部改正について」●
2011. 3. 31 基発0331第3号「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システムに係る機械処理事務手引について」★
2011. 3. 31 基発0331第4号「都道府県労働局労働基準部健康安全課及び健康課の設置について」☆
2011. 3. 31 基発0331第5号「労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令の一部を改正する政令及び労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令の制定について」●
2011. 3. 31 基発0331第10号「『移動式クレーンのジブ又はフックの相互利用について』の一部改正について」☆
2011. 3. 31 基発0331第20号「『改正じん肺法の施行について』の一部改正について」●
2011. 3. 31 基安発0331第1号「安全衛生業務の効果的・効率的な推進について」★
2011. 3. 31 基労補発0331第1号・基安労発0331第1号「石綿ばく露作業による労災認定等事業場の公表に係る石綿肺の取扱い等について」★
2011. 3. 31 基労補発0331第5号・基労保発0331第1号「東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費等の請求に係る事務処理について」●
- ★ 開示請求により入手したもの
- ☆ 「行政サービス」として提供させ入手したもの
- ※ (財)安全衛生情報センター「法令情報」に掲載されているもの (<http://www.jaish.gr.jp/user/anzen/hor/horei01.html>)
- 厚生労働省ホームページ「法令等データシステム」に掲載されているもの (<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/html/tsuchi/contents.html>)
- ◎ 厚生労働省ホームページ「報道発表資料」「トピックス」等に掲載されているもの

全国安全センターの 活動報告と方針案

1. 東日本大震災

2011年3月11日に東日本を襲った大地震・大津波は、労働安全衛生・環境面でも未曾有の影響をもたらしている。

警察庁緊急災害警備本部による8月16日現在の「被害状況」は死者15,700人、行方不明者4,659人、負傷者5,717人にのぼっているが、労働災害・通勤災害の該当者がどれだけになるかは判明していない。厚生労働省は就労人口や稼働率を踏まえ遺族給付の請求を岩手・宮城・福島3県で4,800件と見込んでいたが、8月15日現在の請求件数は1,535件で約32%という状況である。

福島第一原発においては、放射線被爆による急性障害は確認されていないものの、収束作業に就いて3日の臨時労働者(60歳)が心筋梗塞で死亡(遺族が労災申請)、熱中症の発生が疑いも含めて7月9日までに28件にのぼっている。

復旧・復興作業に関連した死傷者数(休業4日以上)は、6月7日現在で173人。これには、福島第一原発3号機が水素爆発した際に負傷した2人の原発作業員も含まれ、建設業112人、製造業28人、商業11人、陸上貨物運送業6人、その他18人。内死亡は7人で、3件は山積しがれきや屋根からの墜落・転落。次いで、飛来・落下、崩壊・当落、はさまれ・巻き込まれであった。

過労死弁護団全国連絡会議が6月18日に行った「震災後の過重労働・過労死・過労自殺110番」には、31件の労災補償相談があった。被災地の応援に派遣された公務員がうつ病になって自殺した

り、社内の災害対策本部で長時間労働した課長が突然死するなど、全国各地から事例がある。

熱中症についても、被災地での炎天下復旧・復興作業や原発作業ばかりでなく、震災の影響で節電が求められるなかでの増加が懸念されている。

震災・原発事故が経済や雇用に及ぼす影響が長期化・複雑化するにつれて、働く者の安全と健康に対する影響も深刻化してくるに違いない。

そもそも、福島第一原発事故による放射線の量とその影響が最大の関心事になっているとはいっても、地震・津波によって工場等からどれだけの有害化学物質が環境中に流出したのか、建築物や船舶等のアスベストががれきの中にどれくらい存在するのかなどの実態も明らかになってはいない。

放射線(文部科学省・環境省)、ダイオキシン類やPCB等の有害物質等(環境省)、アスベスト(厚生労働省・環境省)等について環境モニタリングが実施されつつあるものの、厚生労働省・環境省による東日本大震災アスベスト対策合同会議以外は、モニタリングや対策をチェックする仕組みすらできていないように思われる。同会議には、石綿対策全国連絡会議を代表するかたちで東京労働安全衛生センターの外山尚紀さんが委員になっている。

東日本大震災が日本社会を変えたことは間違いないが、労働安全衛生・環境面の教訓は、少なくとも上述のような多岐にわたる影響を検証するなかで引き出されなければならないと考える。

2. 石綿健康被害救済法の見直し

2011年3月末に法施行後5年の見直し期限を迎

える石綿健康被害救済法の見直しは、この間の最重要課題のひとつだった。

2009年8月の衆議院総選挙による政権交代のもとで、同年11月27日に環境省が中央環境審議会環境保健部会に設置した石綿健康被害救済小委員会には、石綿対策全国連の古谷杉郎事務局長（全国安全センター事務局長）が委員に加わった。同小委員会では、前段で指定疾病の追加について、後段で制度のあり方について検討することとされ、前段では、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の中村實寛会長と中皮腫・じん肺・アスベストセンターの名取雄司所長のヒアリングが行われ、後段冒頭のヒアリングでも、全建総連・尼崎市の代表とともに、患者と家族の会尼崎支部の飯田浩事務局長（尼崎労働者安全衛生センター事務局長）と小嶋右春さんが意見表明を求められた。結果は、前段で「著しい呼吸機能障害を伴う」石綿肺及びびまん性胸膜肥厚が指定疾病に追加されたものの、後段では、最大の獲得目標であった給付の内容・水準の改善及び健康管理制度の導入を含め法令の改正は提言されなかった。

2010年5月の泉南アスベスト国賠訴訟大阪地裁判決への対応や7月の参議院選挙等の影響も含めて、官僚の姿勢は後退し、政府にもそれを打破するまでの構えがなかったこと。われわれがその状況を変えられなかったということである。

小委員会の流れがみえてからは、請求期限の延長を中心政治主導で法改正を実現させることに焦点を絞り、民主党、自民党、公明党等を中心に働きかけた結果、8月末の国会閉会間際に全会派の支持を得て法改正を実現させることができた。

われわれは今回の見直しに当たって、「いかなる政権のもとであっても実現させるべき課題」を整理・確認してその実現をめざしてきたわけであるが、2008年と今回、（いずれも参議院がねじれた）異なる政権のもとで救済法改正を実現させたことは、今後に生かすべき最大の教訓とすべきだろう。

とはいえ、審議会に代表を送るという条件のもとでも当初の獲得目標を実現できなかったことも重視しなければならない。法律に基づく審議会と「行政運営上の会合」とされる検討会等、いずれも「隠

れみのになっているのではとの批判を招いたり、縦割り行政を助長し散るなどの弊害を指摘され」、それ自体の改革とともに、「国民や有識者の意見を聴くに当たっては、可能な限り、意見提出手続きの活用、公聴会や聴聞の活用、関係団体の意見の聴取等によること」等の改革が言われてきたが、まだまだ改革の余地がある。審議会や検討会の改革とその一層の活用、及び、それ以外のアプローチいずれにおいても、われわれの経験と能力を高めていく必要があると考える。

再三強調しているように、毎回の小委員会に各地の患者・家族の代表や石綿対策全国連関係者らが多数傍聴したことの意義を強調しすぎることはない。小委員会の結論は変えられなかったとはいえ、各政党を法改正に動かした原動力も患者・家族の訴えだった。

3. メンタルヘルス対策等

昨年の総会議案では、他の労災職業病・安全衛生をめぐる諸課題においても、政権交代の影響が顕著に現われているわけではないが、例えば、職場におけるメンタルヘルス対策検討会における議論も興味深い、と指摘した。

「自殺対策」は現政権の「いのちを守る」施策の目玉のひとつであり、従来の枠組みや省庁の縦割りを超えた取り組みが行われている。

厚生労働省においても、2010年5月に「自殺・うつ病等対策プロジェクトチームのとりまとめ」が公表されたのに続き、前記検討会が設置された。官僚が予定したのは、定期健康診断へのメンタルヘルス項目追加を中心としたものだったが、健康診断や環境測定中心の労働安全衛生対策からの抜本的脱却を問う議論が続出。日本産業衛生学会が事業場健診へのうつ病スクリーニング実施に反対という見解を表明するという事態にもなった。

9月にまとめられた報告書ではトーンダウンはしたものの、一般定期健診とは別に医師がストレス関連症状・不調を確認し、労働者の申出を条件に面接指導等を行う「新たな枠組み」が提案され、労働安全衛生法改正が予定されているが、批判は

残されているとともに、議論のなかで出されたより必要とされる諸対策の実行が必要である。

他方で10月からは、精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会がはじまった。前述の検討会同様、毎回傍聴者が多いだけでなく、多くの団体から意見要望が提出され、それらが検討会資料としても配布された。また、要望を受けるかたちで、2011年2月から検討会内にセクシュアルハラスメント事案に係る分科会が設けられ、こちらでは支援・相談団体の代表らのヒアリングも実施された。

2011年7月4日に分科会報告書がまとめられ、検討会全体の報告をまっけて、精神障害等の労災認定基準(心理的負荷評価表等)の見直しが予定されている。認定の迅速化・効率化が検討の主たる目的だが、セクシュアルハラスメント事案や長時間労働の取り扱い等の改正に、どれだけ現場の声が反映されることになるかが注目される。

さらに7月8日には、職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議が開催された。ワーキング・グループ(WG)を設置して論点整理等を行った後、2012年3月を目途に「職場のいじめ・嫌がらせ問題の防止等に向けた提言」(仮称)をとりまとめる予定で、7月11日に第1回WG一が開催されたが、個別事案の情報等を取り扱うことが想定されるので、議事は原則非公開とされている。検討経過の透明性の確保や関係団体の意見要望、ヒアリング等の取り扱いがどうなるかなどもさることながら、かねてから提起してきたように、いじめ・嫌がらせ問題を職場の安全衛生問題ととらえること、予防法または少なくとも予防対策ガイドライン策定の方角につなげられるかどうか最大の焦点である。

全国安全センターでは第19回総会を契機にメンタルヘルス・ハラスメント局の活動が積み重ねられ、2010年11月にはいじめ・メンタルヘルス労働者支援センター(IMC)の設立につながった。この間、検討会の傍聴・要望書提出や厚生労働省交渉等を通じて新たな流れをつくる一翼を担ってきたほか、シンポジウム、ホットライン、パンフレット「あきらめないで! 職場のいじめNO!」(相談の取り組み事例と予防対策ガイドライン)の作成等、精力的にキャンペーンを開始している。とくに現場の実例を踏まえ

た職場のいじめ・嫌がらせ予防対策ガイドラインの具体案を提示していることを、今後の取り組みに生かしていきたい。

4. 原発事故に伴う放射線問題

なんといっても福島第一原発事故にともなう放射線被ばく問題は人々の最大の関心事である。一刻も早い事故の収束が求められるとはいえ、予防することが可能な労働者その他の者の健康や命がなおざりにすることがあってはならない。

わが国には原発労働者のがんが職業病と認定された例が10件あるが、その3件以上を全国安全センターの関係者が支援した。とくに多発性骨髄腫は2004年、悪性リンパ腫は2008年に各々初めて労災認定された後、2010年に改正された職業病リストでも明記されたのだが、2010年度に各々2件目の認定があったようである(他の6件は白血病)。

そうした経験からも福島第一原発で働く労働者の安全衛生の確保について、全国安全センターとして問題提起すべき使命があると考えられた。最初は2011年5月2日付け全国安全センター単独で厚生労働省宛てに要請書を送り、5月16日に交渉を実施。その後、原子力資料情報室やヒパク反対キャンペーン等も連名に加わり、また経済産業省、文部科学省も宛先に加え、6月17日、7月27日と継続して交渉を行っている。

その結果、緊急やむを得ない措置として実施されたはずの電離放射線障害防止規則の緊急作業被ばく線量限度の100mSvから250mSvへの引き上げの根拠や経過の不透明さが浮き彫りになっている。加えて福島第一原発での緊急作業による被ばくを50mSv/1年の線量限度の別枠扱いにするさらなる規制緩和がなしくずしに行われる一方で、いまだに緊急作業従事者とその被ばく線量の把握もできていないことや6月以降も東電に法違反の是正勧告や指導を頻発しなければならない事態は、安易な規制緩和がずさんな対策しか生まないことを明らかにしている。また、これまでの労働安全衛生監督のあり方がそのような事態を助長してきたことも指摘して、労働者の安全と健康の保護と

いう原点に立ち返るよう求めているところである。

6月27日から東電福島第一原発作業員の長期健康管理に関する検討会もはじまっているが、緊急作業従事労働者の実態把握と合わせて、継続的に取り組んでいきたいと考えている。

5. 活動・専従体制、財政の強化

その他、地方公務員災害補償基金とのはじめての交渉も2011年8月3日に行う予定でいる。

懸案であった全国安全センターの専従スタッフを、2010年7月から1名増員した。全国安全センターとしての活動を強化するとともに、これまで以上に各地にも出かけていけるようにしたい。

現場に密着した地域安全センターの全国ネットワークであるという全国安全センターの強みを生かして、労働基準監督署・都道府県労働局とのやりとりを踏まえた毎年の厚生労働省交渉や全国一斉ホットライン等の取り組みの継続と、審議会・検討会その他の政権・省庁等への新たなアプローチの拡大・結合を追及していきたい。

『安全センター情報』は、財政基盤であるとも

に、全国安全センター及び他団体と協力した取り組みの最大の財産であり、継続発刊とともに質の維持・向上を図る。

インターネット上には、以下のような情報源が加わっているものの、まったく更新されてこなかった全国安全センターのウェブサイト自体の改善を図っていききたい。

- ・全国安全センター・ウェブサイト
<http://www.joshrc.org/>
- ・全国安全センター・ブログ
<http://ameblo.jp/joshrc/>
- ・全国安全センター・情報公開推進局
<http://www.joshrc.org/~open/>
- ・いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター(IMC)
<http://ijimemental.web.fc2.com/>
<http://ijimemakenai.blog84.fc2.com/>
<http://d.hatena.ne.jp/yokito5656/>

一方で、財政的にそのための裏付けが確保できているわけではないので、短期的には寄付金へのご協力もお願いしながら、可能な限り早期に会費の増加等による財政の確立に努めていきたい。



震災とアスベスト

編著 NPO法人ひょうご労働安全衛生センター

震災とアスベストを考えるシンポジウム実行委員会

定価 1,200円+税 【2010年9月発行】

発行 アットワークス

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-3 天満橋千代田ビル8階

TEL (06)6920-8626

URL <http://http://www.atworx.co.jp/>

はじめに(神田雅之)／震災から見えてくるアスベスト対策(飯田勝泰)
被災地でのマスク配布の経験から(マリ・クリスティーズ)／阪神淡路大
震災とアスベスト飛散(寺園淳)／阪神大震災で住民とボランティアが行ったこと(中地重晴)／アスベスト濃
度測定法の現状と課題(小坂浩)／既存建築物等における石綿障害予防規則レベル1及び2石綿の調査・分
析・管理・除去の促進(名取雄司)／パネルディスカッション(中地重晴、名取雄司、小坂浩、寺園淳、西山和
宏)／地震・石綿・マスク支援プロジェクトの提案(永倉冬史)／アスベスト被害のない社会を！2010・1・16
震災から15年神戸宣言／おわりに(古谷杉郎)



2010年度収支決算案

2010年4月1日から2011年3月31日まで

1) 収入の部

勘定科目	決 算 額	前年度決算額	増 減	予 算 額	増 減
地域C会費	1,580,000	1,750,000	▲ 170,000	2,000,000	▲ 420,000
賛 助 会 費	2,915,000	4,995,000	▲ 2,080,000	5,500,000	▲ 2,585,000
購 読 会 費	231,800	616,200	▲ 384,400	700,000	▲ 468,200
寄付金収入	7,456,928	5,345,000	2,111,928	8,000,000	▲ 543,072
資料頒布費	5,600	26,000	▲ 20,400	100,000	▲ 94,400
雑 収 入	529,203	266,944	262,259	500,000	29,203
前期繰越金	5,354,982	470,855	4,884,127	5,355,982	▲ 1,000
合 計	18,073,513	13,469,999	4,603,514	22,155,982	▲ 4,082,469

2) 支出の部

勘 定 科 目	決 算 額	前年度決算額	増 減	予 算 額	増 減
人 件 費	6,936,150	3,666,102	3,270,048	6,500,000	436,150
活 動 費	1,968,837	1,044,048	924,789	2,000,000	▲ 31,163
印 刷 費	2,739,230	2,189,088	550,142	2,800,000	▲ 60,770
通信運搬費	782,001	747,272	34,729	800,000	▲ 17,999
什器備品費	421,981	128,593	293,388	700,000	▲ 278,019
図書資料費	49,270	86,279	▲ 37,009	100,000	▲ 50,730
消 耗 品 費	95,152	154,233	▲ 59,081	200,000	▲ 104,848
会 議 費	562,719	0	562,719	500,000	62,719
頒布資料費	0	0	0	100,000	▲ 100,000
雑 費	226,700	98,402	128,298	200,000	26,700
予 備 費	0	0	0	8,255,982	▲ 8,255,982
小 計	13,782,040	8,114,017	5,668,023	22,155,982	▲ 8,373,942
次期繰越金	4,291,473	5,355,982	▲ 1,064,509		
合 計	18,073,513	13,469,999	4,603,514		

貸借対照表(2011年3月31日)

1) 資産の部

勘 定 科 目	金 額	前年度末現在金額
現 金	57,673	198,912
預 金		
普通預金(東京労働金庫)	3,754,490	4,314,763
普通預金(富士銀行)	53,260	34,047
郵便振替	426,050	807,260
資 産 合 計	4,291,473	5,354,982

2) 負債及び正味財産の部

勘 定 科 目	金 額	前年度末現在金額
借 入 金	0	0
未 払 金	0	0
負 債 合 計	0	0
次 期 繰 越 金	4,291,473	5,354,982
正 味 財 産 合 計	4,291,473	5,354,982
負債及び正味財産合計	4,291,473	5,354,982

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、各地の地域安全(労災職業病センター)を母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月12日に設立されました。

①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労働災害・職業病等の被災者やその家族からの相談に対応、③安全・健康な職場づくりのための現場の取り組みの支援、④学習会やトレーニングの開催や講師の派遣等、⑤働く者の立場にたった調査・研究・提言、⑥関係諸分野の専門家等のネットワーキング、⑦草の根国際交流の促進、などさまざまな取り組みを行っています。いつでもお気軽にご相談、お問い合わせください。

「労災職業病なんでも相談専用のフリーダイヤル:0120-631202」は、全国どこからでも無料で、最寄りの地域センターにつながります。

「情報公開推進局ウェブサイト: <http://www.joshrc.org/~open/>」では、ここで見られない情報を掲載しているほか、情報公開の取り組みのサポートも行っています。

● 購読会費(年間購読料):10,000円(年度単位(4月から翌年3月)、複数部数割引あり)

● 読者になっていただけそうな個人・団体をご紹介下さい。見本誌をお届けします。

○ 中央労働金庫亀戸支店「(普)7535803」

郵便払込講座「00150-9-545940」

名義はいずれも「全国安全センター」

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

PHONE(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881

安全
センター
情報

セン

2011年度収支予算案

2011年4月1日から2012年3月31日まで

1) 収入の部

勘定科目	予 算 額	前年度決算額	増 減	前年度予算額	増 減
地域C会費	2,000,000	1,580,000	420,000	2,000,000	0
賛 助 会 費	4,500,000	2,915,000	1,585,000	5,500,000	▲ 1,000,000
購 読 会 費	700,000	231,800	468,200	700,000	0
寄付金収入	7,000,000	7,456,928	▲ 456,928	8,000,000	▲ 1,000,000
資料頒布費	100,000	5,600	94,400	100,000	0
雑 収 入	800,000	529,203	270,797	500,000	300,000
前期繰越金	4,291,473	5,354,982	▲ 1,063,509	5,355,982	▲ 1,064,509
合 計	19,391,473	18,073,513	1,317,960	22,155,982	▲ 2,764,509

2) 支出の部

勘定科目	予 算 額	前年度決算額	増 減	前年度予算額	増 減
人 件 費	7,200,000	6,936,150	263,850	6,500,000	700,000
活 動 費	2,000,000	1,968,837	31,163	2,000,000	0
印 刷 費	2,800,000	2,739,230	60,770	2,800,000	0
通信運搬費	800,000	782,001	17,999	800,000	0
什器備品費	700,000	421,981	278,019	700,000	0
図書資料費	100,000	49,270	50,730	100,000	0
消 耗 品 費	200,000	95,152	104,848	200,000	0
会 議 費	500,000	562,719	▲ 62,719	500,000	0
頒布資料費	100,000	0	100,000	100,000	0
雑 費	200,000	226,700	▲ 26,700	200,000	0
予 備 費	4,791,473	0	4,791,473	8,255,982	▲ 3,464,509
合 計	19,391,473	13,782,040	5,609,433	22,155,982	▲ 2,764,509

2011年度役員体制案

議 長	天明佳臣	(社団法人神奈川労災職業病センター所長、医師)
副 議 長	浜田嘉彦	(財団法人高知県労働安全衛生センター専務理事)
	平野敏夫	(NPO法人東京労働安全衛生センター代表、医師)
運 営 委 員	西 畠 正	(三多摩労働安全衛生センター議長、弁護士)
	西 田 隆 重	(社団法人神奈川労災職業病センター専務理事)
	白 石 昭 夫	(NPO法人愛媛労働安全衛生センター事務局長)
	飯 田 浩	(尼崎労働者安全衛生センター事務局長)
事 務 局 長	古 谷 杉 郎	(専従、神奈川労災職業病センター出向)
事務局次長	澤 田 慎一郎	(専従)
	西 野 方 庸	(関西労働者安全センター事務局長)
	飯 田 勝 泰	(NPO法人東京労働安全衛生センター事務局長)
会 計 監 査	榊 原 悟 志	(情報公開推進局)
	片 岡 明 彦	(関西労働者安全センター事務局次長)
顧 問	五 島 正 規	(前衆議院議員)
	原 田 正 純	(熊本学園大学助教授、熊本県労働安全衛生センター副理事長)

全国安全センターウェブサイト

<http://www.joshrc.org/>

全国安全センター・ブログ

<http://ameblo.jp/joshrc/>

安全センター情報目次

2010年度

特集目次

■1990年度特集目次

- 6・7月号 全国安全センター結成総会／脳・心臓疾患
- 8月号 精神障害・自殺の労災認定／振動病
- 9月号 夜勤・交代制労働
- 10月号 アスベストによる健康被害
- 11月号 出稼ぎ過労死は業務上災害
- 12月号 改正労災保険法施行通達
- 1月号 なくせじん肺全国キャラバン／アスベスト規制法／外国人労働者をめぐる諸問題
- 2月号 対談：将来を見据えた労災保険・労働行政のあり方を提起しよう
- 増刊号 じん肺合併肺がん問題資料集
- 3月号 外国人労働者の労災白書
- 増刊号 脳・心臓疾患の労災認定問題資料集

■1991年度特集目次

- 4月号 労働相談活動の中の労災問題
- 5月号 労働時間をめぐる問題
- 6月号 アスベスト規制法制定をめざす
- 7・8月号 全国安全センター第2回総会／改正労災保険法第3次分施行
- 9月号 参加型安全衛生活動の考え方・進め方
- 10月号 過労死労災闘争の相次ぐ勝利
- 11月号 派遣労働をめぐるトラブル
- 12月号 じん肺裁判判決
- 1月号 ILOマニュアルの活用
- 2月号 アジアの職業病・公害病を考える
- 3月号 腰痛予防ベルト／虚偽報告・労災隠し

■1992年度特集目次

- 4月号 労災補償制度の改革
- 5月号 外国人労働者の労災白書 92年版
- 6月号 労災補償制度の改革 2
- 7月号 アスベスト110番・規制法

- 8月号 追悼・佐野辰雄先生
- 9月号 快適職場形成促進事業
- 10月号 職場の化学物質対策
- 11・12月号 総特集：職場改善トレーニング
- 1月号 建設業の労災防止対策
- 2月号 「産業被害と人権」国際民衆法廷
- 3月号 エイズを知る

■1993年度特集目次

- 4月号 産業医のあり方を考える
- 5月号 労働安全衛生法と労働者の権利
- 6月号 外国人労働者の労働災害93
- 増刊号 化学物質危険有害性表示制度
- 7月号 第13回世界労働安全衛生会議
- 付録 全国安全センター第4回総会議案
- 8月号 外国人労働者の雇用・労働条件指針
- 9月号 原発労災／騒音障害防止ガイドライン
- 10月号 行政監察結果に基づく勧告
- 11・12月号 職場改善の国際経験／企業のアアルコール・ドラッグ対策
- 1月号 第1回日韓共同セミナー
- 2月号 レーヨン工場の二硫化炭素中毒
- 3月号 農業労働災害／アスベスト

■1994年度特集目次

- 4月号 感染症の労災認定
- 5月号 週40時間労働制の実施へ
- 6月号 長崎じん肺最高裁判決
- 7月号 参加型講座モデル・プログラム
- 7月増刊号 全国安全センター第5回総会議案
- 8月号 ヘルス・プロモーション
- 9月号 慢性期振動病の実像に迫る
- 10月号 職場が変わるか①PL法
- 11月号 職場が変わるか②ISO9000
- 12月号 職場が変わるか③環境管理・監査システム
- 増刊号 職場における腰痛予防対策指針
- 1・2月号 災害補償の官民格差
- 3月号 阪神大震災

安全センター情報目次

■1995年度特集目次

- 4月号 脳・心臓疾患認定基準
- 5月号 鍼灸治療制限撤廃へ
- 6月号 アスベストをめぐる国際状況
- 7月号 産業保健のあり方
- 7月増刊号 全国安全センター第6回総会議案
- 8月増刊号 韓国の過労死
- 8・9月号 総特集:第2回日韓共同セミナー
- 10月号 行政手続法と労働基準行政
- 11月号 改正労災保険法
- 12月号 頸肩腕症候群予防対策
- 1・2月号 アジアの産業災害
- 3月号 小規模事業場の産業保健

■1996年度特集目次

- 4月号 国際規格化と労働安全衛生
- 5月号 介護補償給付の創設
- 6月号 行政機関との交渉報告
- 7月号 指曲がり症の不服審査
- 8月号 「労働者」の判断基準
- 9月号 全国安全センター第7回総会議案
- 10月号 外国人労災損害賠償裁判判決
- 11月号 改正労働安全衛生法
- 12月号 国際規格化と労働安全衛生 2
- 1・2月号 VDT労働ホットライン／電磁波
- 増刊号 改正労働安全衛生法ハンドブック
- 3月号 時効問題／上肢障害認定基準の改正

■1997年度特集目次

- 4月号 改正健康保持増進指針
- 5月号 じん肺をめぐる課題
- 6月号 化学物質管理の新たな動向
- 7月号 石綿じん肺訴訟／過労死審査会裁決
- 8月号 ダイオキシンとホルモン様物質
- 9月号 労基法施行50周年と労働行政
- 10月号 労働安全衛生をめぐる状況 1996→1997
- 11月号 人間工学からみた交通事故対策
- 12月号 職場のストレス対策
- 1・2月号 アジア・ヨーロッパ情報
- 3月号 第9次労働災害防止計画

■1998年度特集目次

- 4月号 全国安全センターの労働省交渉
- 5月号 過労自殺の労災認定
- 6月号 POSITIVEセミナー
- 7月号 労働安全衛生をめぐる状況 1997→1998
- 8月号 船舶解撤作業の安全・健康対策
- 9月号 第7回田尻賞表彰式
- 10月号 働く女性の健康が危ない
- 11月号 21世紀をめざす参加型安全衛生活動

- 12月号 アスベスト禁止に向かうヨーロッパ
- 1・2月号 粉じんの発がん性—木材・シリカ
- 3月号 中央労働基準審議会の建議

■1999年度特集目次

- 4月号 全国安全センターの労働省交渉
- 5月号 焼却場労働者のダイオキシンの曝露
- 6月号 働く女性の健康と権利
- 7月号 労働安全衛生をめぐる状況 1998→1999
- 8月号 労働安全衛生マネジメントシステム
- 9月号 2000年問題と職場の安全・健康
- 10月号 被災者のための医療機関—アジア
- 増刊号 働く女性の健康と権利緊急討論集会報告
- 11月号 精神障害・自殺の労災(公災)認定基準
- 12月号 ヨーロッパ労災職業病会議
- 1・2月号 筋骨格系疾患と人間工学基準
- 3月号 労災保険審議会の建議

■2000年度特集目次

- 4月号 介護労働と健康／アジア・ネットワーク
- 5月号 全国安全センターの労働省交渉
- 6月号 労災補償制度改革への提言
- 7月号 職場のストレス対策
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 1999→2000
- 9月号 労働安全衛生の国際潮流
- 10月号 第9回田尻賞表彰式／じん肺肺がん問題の新たな展開
- 11月号 腰痛公務災害認定で最高裁判決
- 12月号 世界アスベスト会議
- 1・2月号 労災時効裁判横浜地裁判決／欧米の筋骨格系障害対策
- 3月号 21世紀の労働衛生研究戦略

■2001年度特集目次

- 4月号 なくせ「労災隠し」
- 5月号 労働基準行政と情報公開
- 6月号 厚生労働省交渉／改正労災保険法
- 7月号 「指曲がり症」判決と労災認定
- 8月号 機械の包括的な安全基準
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2000→2001
- 10月号 じん肺と肺がんに関するシンポジウム
- 11月号 安全衛生委員会活性化の提言
- 12月号 ILOのOSH-MSガイドライン
- 1・2月号 職業病の労災補償
- 3月号 情報公開法の活用

■2002年度特集目次

- 4月号 脳・心認定基準専門検討会資料を読む
- 5月号 情報公開法の活用(続)／VDT作業ガイドライン
- 6月号 「労災隠し」と労災職業病の記録・届出

- 7月号 アスベスト被害の将来予測
- 8月号 アジア・ネットワーク
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2001→2002
- 10月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 11月号 参加型安全衛生活動の到達点と課題
- 12月号 労災職業病ホットライン／第11回田尻賞
- 1・2月号 アメリカの労働安全衛生運動
- 3月号 アスベスト禁止への軌跡 2002年

■2003年度特集目次

- 4月号 改正じん肺法施行規則等の施行
- 5月号 指曲がり症認定闘争の成果と展望
- 6月号 第10次労働災害防止計画とILO報告
- 7月号 ストレス対策の最新動向
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2002→2003
- 9月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 10月号 PRTR情報とその活用
- 11月号 労災保険の民営化論議
- 12月号 「原則禁止」導入後のアスベスト問題
- 1・2月号 三池炭じん爆発40周年／はつり労働者の健康問題
- 3月号 EAP/MAPのエッセンス

■2004年度特集目次

- 4月号 労働安全衛生法の見直しに向けて
- 5月号 多発性骨髄腫初発の労災認定
- 6月号 GAC2004プレイベント
- 7月号 労働安全衛生をめぐる状況 2003→2004
- 8・9月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 10月号 労災職業病相談マニュアル草稿
- 11月号 職場のメンタルヘルス対策
- 12月号 台湾過労死会議／新局面迎えた石綿対策
- 1・2月号 時短・安衛・労災法改正の建議
- 3月号 GAC2004：世界アスベスト会議

■2005年度特集目次

- 4月号 労災保険率
- 5月号 労働安全衛生の枠組み
- 6月号 ワーカーズ・メモリアルデー
- 7月号 ストレス対策の新アプローチ
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2004→2005
- 9・10月号 弾けた時限爆弾：アスベスト
- 11月号 アスベスト対策基本法
- 12月号 韓国の炭鉱地帯・中国の労働NGO
- 1・2月号 メンタルヘルス／アスベスト新法批判
- 3月号 石綿健康被害救済新法成立

■2006年度特集目次

- 4月号 石綿健康被害補償・救済の手引き
- 5月号 改正労働安全衛生法読本
- 6月号 尼崎クボタ・アスベスト公害の新局面

- 7月号 労働契約・労働時間法制の見直し
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2005→2006
- 9・10月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 11月号 労働時間規制の撤廃反対!
- 12月号 日本版エグゼンプション反対
- 1・2月号 日本版エグゼンプション／日本の教訓をアジア・世界に発信
- 3月号 日本版エグゼンプション法案見送り

■2007年度特集目次

- 4月号 労働関連筋骨格系障害の「流行」
- 5月号 石綿健康被害救済法一周年
- 6月号 ワーカーズ・メモリアルデー
- 7月号 脳・心、精神障害労災認定／“労働ビッグバン”
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2006→2007
- 9月号 クボタ・ショック2周年尼崎集会
- 10月号 リスクマネジメントの原則
- 11月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 12月号 AMRC30周年・ANROAV会議
- 1・2月号 アスベスト被害と情報公開
- 3月号 横浜・国際アスベスト会議

■2008年度特集目次

- 4月号 第11次労働災害防止計画
- 5月号 労災不服審査制度／石綿救済法2周年
- 6月号 労働時間等見直しガイドライン／労災隠し／石綿健康被害救済法
- 7月号 職場の暴力・ハラスメント
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2007→2008
- 9月号 石綿健康被害救済法改正
- 10月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 11月号 BANKO発足とAAC2009
- 12月号 「名ばかり管理職」通達迷走
- 1・2月号 過労死・過労自殺が問いかけられるもの
- 3月号 ナノ物質安全管理の現状と問題点

■2009年度特集目次

- 4月号 欧州におけるストレス対策／派遣労働者
- 5月号 心理的負荷による精神障害等
- 6月号 石綿健康被害救済法3周年行動
- 7月号 AAC2009とA-BANの発足
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2008→2009
- 9月号 被害者補償・救済制度の比較
- 10月号 総選挙後の課題／欧州における職業病
- 11月号 ANROAV・A-BANカンボジア会議
- 12月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 1・2月号 石綿健康被害補償・救済状況の検証と課題
- 3月号 厚生労働省との再交渉

■2010年度特集目次

- 4月号 韓国で石綿被害救済法が成立
- 5月号 中国・寧波の量じん肺
- 6月号 環境・職業がんの疾病負荷
- 7月号 泉南アスベスト国賠訴訟大阪地裁判決
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2008→2009
- 9月号 石綿救済法指定疾病の追加等
- 10月号 ILO職業病リストの改訂
- 11月号 石綿健康被害補償・救済状況の検証
- 12月号 職場におけるメンタルヘルス対策
- 1・2月号 アスベスト国際連帯2010
- 3月号 アジアのアスベスト禁止最新情報

2010年 4月号 (通巻370号)
2010年3月15日発行 60頁 800円

■特集／韓国で石綿被害救済法が成立

- 韓国で石綿救済法成立
 - 初の公害健康被害救済法
 - BANKOは1年間で9万3千余の署名集約 ……2
- 韓国・石綿被害救済法全文 ……7
- 各国の非職業性曝露による
 - 石綿被害救済制度の国際比較
 - 環境再生保全機構が国際シンポジウム ……17
 - 職業病リストに7疾病追加
 - 対象業務の追加等も2疾病
 - 化学物質に関する分科会設置も提言 ……26
 - 救済法指定疾病に2疾病追加
 - 呼吸機能の評価にダブルスタンダード
 - 環境省・石綿健康被害救済小委員会報告案 ……33
 - 石綿健康被害救済制度における
 - 指定疾病に関する考え方について(案) ……36
 - 尼崎クボタ環境曝露による石綿肺
 - 鶴谷詔量さんが環境省に送った手紙 ……41
- 【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】
 - インドはアスベスト首相を拒否 ……43
 - イギリス:よいニュースと悪いニュース ……46
- 【各地の便り／世界から】
 - 阪神大震災から15年でキャンペーン
 - 兵庫●シンボとマスク支援プロジェクト ……48
 - 震災復興のがれき解体作業1年
 - 兵庫●石綿健康管理手帳を交付 ……52
 - 化学物質過敏症後遺障害認定
 - 神奈川●中枢性眼球運動障害で11級 ……53
 - 「復職」を急ぐ会社の本音はどこ?
 - 千葉●日系ペルー労働者の金型挟まれ事故 ……54
 - 九州と北海道における取り組み

- 福岡・北海道●アスベストユニオン ……56
- 青函トンネル工事でじん肺
 - 青森●管理3+続発性気管支炎 ……57
- これからのアスベスト対策で集会
 - 奈良●国会議員・自治体職員ら多数参加 ……58

2010年 5月号 (通巻371号)
2010年4月15日発行 60頁 800円

■特集／中国・寧波の量じん肺

- 中国・寧波における量じん肺
 - 労働者と職業病予防の現状
 - AMRC・忠県自強中心のレポート…2
- 救済法見直し期限まで1年
 - 石綿対策再検討いよいよ本番
 - 石綿全国連が救済法四周年行動 ……16
 - 石綿対策全国連絡会議第22回総会議案 ……21
 - 2010年度労災補償業務運営留意事項通達 ……35
- 【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】
 - 世界銀行が国際クリソタイル協会に反論 ……47
 - 白石綿繊維の安全で責任ある管理された使用 ……48
 - 韓国:旧三星本館周辺石綿基準値2~5倍 ……44
 - とび職の石綿肺がん認める初めての判決 ……50
- 【各地の便り／世界から】
 - 労災不支給時の健康保険給付
 - 愛知●協会けんぽ傷病手当請求書不受理事件…51
 - 過労自殺を公務災害認定
 - 兵庫●芦屋市職員、震災後の過重労働で ……53
 - 元日本通運労働者遺族が提訴
 - 兵庫●日本通運とクボタに損害賠償求める ……58
 - 所有者・近鉄の賠償額大幅増加
 - 大阪●吹付け石綿中皮腫裁判・高裁判決 ……55
 - 慢性胸膜炎と診断された建設労働者
 - 東京●びまん性胸膜肥厚で労災認定 ……55
 - 介護労働者の外傷性頸肩腕症候群
 - 兵庫●審査請求で逆転労災認定 ……56
 - 外傷による鎖骨下盗血症候群
 - 東京●再審査請求中のイラン人労働者 ……58
 - サムソンと韓国政府の責任を要求
 - 韓国●さらにがんで死亡、政府は活動家を逮捕 ……59

2010年 6月号 (通巻372号)
2010年5月15日発行 60頁 800円

■特集／環境・職業がんの疾病負荷

- 肺がんが職業がん負荷の過半
 - 石綿が単一の最重要な曝露

WHOの世界疾病負荷プロジェクトから…2	
環境リスクファクターに起因する疾病負荷の定量化…3	
疾病別の環境の寄与割合の推計の分析ーがん…6	
職業性発がん物質ー国・地方レベルにおける	
疾病環境負荷の評価 ……8	
職業がんの負荷 ……20	
アスベストに起因するがん死亡(2004年) ……21	
イギリスにおける職業がんの負荷ー中皮腫 ……24	
指定疾病追加は7月1日施行	
じん肺検査判定基準も改正へ	
環境省小委員会答申と厚労省検討会報告 ……27	
じん肺法におけるじん肺健康診断等に	
関する検討会報告書 ……31	
じん肺法施行規則及び労働安全衛生規則の	
一部を改正する省令(案)等の概要 ……38	
2010年度監督指導業務運営留意事項通達 ……40	
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】	
欧州諸国は環境保健の改善に合意 ……46	
グローバル・ユニオンズがカナダ政府に要請 ……47	
フィリピン:アーティストたちが壁画を作成 ……49	
【各地の便り／世界から】	
化学物質過敏症救済阻む個別症例検討会	
東京●「業務起因性に関する意見」は不開示 ……50	
給付基礎日額裁判実質勝訴	
岡山●現行制度の改善が必要 ……53	
誤り認めた厚生労働大臣の採決	
静岡●算定不能な平均賃金の決定方法 ……54	
みえ労災職業病センター正式設立	
三重●10年あまりの準備会を経て ……56	
基地問題解決へ要請行動	
沖縄●連合沖縄等が石綿問題講演会 ……56	
肺がんの不支給じれを見直す	
沖縄●厚労省交渉の結果、沖縄労働局 ……58	
日米地位協定に基づく損害賠償認定	
沖縄●元基地従業員の石綿被害者遺族 ……59	
CRPS障害が12級から9級に変更	
神奈川●介護老人保健施設の労災事故 ……59	
23年目の出稼ぎ検診に区切り	
首都圏●出稼ぎ検診ネットワーク ……60	

2010年 7月号 (通巻373号)

2010年6月15日発行 58頁 800円

■特集／泉南アスベスト国賠訴訟大阪地裁判決

国の責任認めた大阪地裁判決と
控訴断念・解決求めた東京行動
泉南被害の解決を対策見直しの出発点に！…2

大阪地裁判決の要旨 ……11	
脳・死蔵疾患、精神傷害等とも認定率減少	
就業形態別データ初公表	
中分類の上位15業種・職種も公表 ……15	
自殺・うつ病対策PTが報告	
定期健診項目で不調者把握？	
職場メンタルヘルス対策検討会立ち上げ ……22	
誰もが安心して生きられる、	
暖かい社会づくりを目指してーPT報告 ……25	
自殺未遂による傷病の保険給付等 ……37	
職場における受動喫煙防止対策検討会報告書 ……38	
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】	
マレーシア:4.28にアスベスト・ワークショップ ……45	
台湾:世界的禁止台北宣言に160名が署名 ……46	
香港:宅地開発業者の違法な解体作業 ……47	
【各地の便り／世界から】	
小学校教師の中皮腫を認定	
滋賀●体育館の吹き付け石綿に曝露 ……49	
地方公務員の石綿被害21件	
地方公務員●認定状況初めて明らかに ……51	
教員自殺相次ぐ公務災害認定	
東京・大阪●審査会や裁判で原処分撤回 ……53	
春の外国人労働者層行動	
東京●外国人労働者問題関係省庁と交渉 ……53	
ビルマ人労働者の腰痛に業務外	
東京●ランチタイムホール業務で腰痛・下肢痛 ……56	
石綿工場跡地の土壤汚染	
東京●リスクコミュニケーションが不可欠 ……57	

2010年 8月号 (通巻374号)

2010年7月15日発行 72頁 800円

■特集／日本の労働安全衛生

労働安全衛生をめぐる状況 2009年→2010年

1. 労働災害・職業病の統計データ ……2	
2. 労働災害・職業病の発生状況 ……6	
3. 労働安全衛生対策 ……9	
4. 労災補償対策 ……11	
統計資料 ……13	
2009年度労働基準行政関係通達 ……47	

■全国安全センター第19回総会議案

第1号議案:活動報告と方針案 ……56	
第2号議案:2009年度収支決算案 ……59	
第3号議案:2010年度収支予算案 ……61	
第4号議案:2010年度役員体制案 ……62	
安全センター情報2009年度目次 ……63	
全国安全センター規約・規定 ……70	

2010年 9月号 (通巻375号)

2010年8月15日発行 66頁 800円

脳・心、精神障害に新たな号数

精神障害の標準処理期間8か月

職業病リストの改正、認定基準に変更なし ……2

■特集／石綿救済法指定疾病の追加等

石綿肺・びまん性胸膜肥厚を追加

関連制度の判定・認定基準も改定

2010年7月1日施行の救済法施行令の改正等…7

環境省・石綿健康被害救済法関係 ……11

厚生労働省・石綿疾患労災認定基準関係 ……42

厚生労働省・労災時効救済関係 ……50

厚生労働省・じん肺法関係 ……53

厚生労働省・石綿確定診断等事業関係 ……56

【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】

メルコスル関係諸国保健大臣のアスベスト宣言 …60

アジア閣僚フォーラムでアスベスト会議 ……61

【各地の便り／世界から】

うつ病スクリーニングに不賛成

産衛学会●厚労省検討会に見解送付 ……62

ニチアス団交命令取り消す

中労委●退職労働者の団体交渉権 ……62

中皮腫被害者遺族が証言

大阪地裁●日通・ニチアス相手の損賠裁判 ……64

グッド・プラクティス奨励賞受賞

産衛学会●東京労働安全衛生センター ……66

日本サムスン本社に申し入れ

東京●半導体工場の白血病等多発問題 ……66

2010年 10月号 (通巻376号)

2010年9月15日発行 64頁 800円

■特集／ILO職業病リストの改訂

「精神及び行動の障害」を明示

シカ、電磁場等は合意に至らず

改訂作業に5年—今後の定期的見直しに注目 …2

ILO職業病リスト(2010年改訂) ……6

2010年の理事会報告 ……9

2009年の疾病組み入れの判断基準…11

2009/2005年の専門家会合報告 ……16

安全衛生対策で相次ぎ報告書

労働者の「知る権利」拡大等

リスクマネジメントアプローチの一層の貫徹を ……38

化学物質管理のあり方検討会報告書 ……40

機械譲渡時の情報提供に関する検討会報告書 ……48

【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】

石綿のない環境をめざしたアスベスト・サミット ……55

スペインの裁判所が画期的なアスベスト判決 ……57

厚労・環境・国交省合同発表

再生砕石に混入するアスベスト対策について ……58

【各地の便り／世界から】

リサイクルされる石綿含有建材

東京・埼玉●再生砕石への混入 ……60

ノザワで26人目の石綿被害

埼玉●療養中の中皮腫被害者の労災認定…61

掃海艇建造作業で振動病

神奈川●電動ホーコンノミ等の振動工具 ……62

社会保険審査会で逆転認定

熊本●いかつり漁船機関長の石綿肺 ……63

ラオスでポジティブトレーニング

ラオス●地方都市でコアトレーナー養成 ……64

2010年 11月号 (通巻377号)

2010年10月15日発行 60頁 800円

■特集／石綿健康被害補償・救済状況の検証

救済率は中皮腫で56.5%

石綿肺がんの救済は著しく低調

検証結果の救済法改正への反映必要 ……2

調査地域の自治体・住民も

健康管理制度の確立を要望 ……28

第2期石綿の健康リスク調査計画書(案) ……40

救済制度の在り方審議へ

主な論点整理、法的整理中

環境省・石綿健康被害救済小委員会 ……45

「緩慢なる惨劇」は続いている

救済制度改善求める尼崎宣言

クボタ・ショックから5年 尼崎集会 ……47

【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】

アスベストの安全な使用に関するILOの立場 ……51

ILOは「アスベストの墓墳」をつくった、ITUC ……52

【各地の便り／世界から】

出稼ぎ総括で大仙市を訪問

秋田●20数年にわたる健診活動に区切り ……54

再生砕石アスベスト混入問題

神奈川●川崎市・神奈川県が立入調査 ……56

間質性肺炎ではなく石綿肺

北海道●審査会が不支給処分取り消す裁決 ……57

申請後半年間、調査がストップ

兵庫●全国健康保険協会船員保険部 ……59

団体交渉で補償交渉が解決

長崎●遺族に謝罪し、補償制度確立を約束 ……60

2010年 12月号 (通巻378号)

2010年11月15日発行 66頁 800円

■特集／職場におけるメンタルヘルス対策

どんな議論が行われたのか、私たちはどう取り組むか？
厚生労働省の検討会と報告書をめぐって

東京センター事務局長・飯田勝泰…2

職場におけるメンタルヘルス対策検討会報告書 …23
過労死、過労自殺問題にどう取り組むか？

過労死弁護団全国連絡会議代表幹事・松丸正…31

過労死等防止対策基本法制定を

全国過労死家族の会が国会院内集会 ……41

東京労働局：過労死・過労自殺等を発生させた

事業場に対する監督指導結果について ……44

【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】

2023年までにアスベストのない欧州実現を ……48

【各地の便り／世界から】

パニック障害審査請求で認定

愛知●仕事で発症、その後躁うつ病と診断 ……57

不正行為の内部告発後にうつ

兵庫●労働保険審査会で逆転認定 ……59

中国人技能実習生の過労死

千葉●遺品のタイムカードが認定の決め手 ……60

日系ブラジル人の騒音性難聴

群馬●「言葉の壁」無視した検査で不支給 ……62

また日系ペルー人頸肩腕障害

東京●佐川急便宅配集荷センター ……64

鉄道公社のアスベスト問題

韓国●労働市民団体が隠蔽批判・調査要求 ……66

2011年 1・2月号 (通巻379号)

2011年1月15日発行 100頁 1,600円

■特集／アスベスト国際連帯2010

インドネシア・ネットワーク結成

ANROAVバンドン宣言、A-BAN第2回会議も

全国安全センター事務局長・古谷杉郎…2

新たな石綿鉱山開発中止を求めてアジアから派遣団

全国安全センター事務局長・古谷杉郎…19

国際的な市民連帯強化、日韓被害者が共同会見

全国安全センター事務局次長 澤田慎一郎…52

中央労働政策審議会が建議

今後の職場における安全衛生対策について ……56

事業場の産業保健活動拡充検討会報告書 ……61

ストレス症状・不調確認項目調査研究報告書 ……69

最近の行政通達 ……77

【各地の便り／世界から】

ニチアス石綿被害損害賠償訴訟

北海道・岐阜・奈良●三つの地裁に一斉提訴 ……81

中労委命令取消し求め提訴

東京●退職労働者の団体交渉権 ……89

審査請求で労働者性を確認

大阪●労基署段階で十分な調査が必要 ……92

書類の確認処理で頸肩腕障害

東京●郵便・宅急便の仕分け、配送作業 ……93

椎間板ヘルニアの後遺障害

大阪●生殖器障害で第9級と認定 ……94

2008年からポジティブを導入

ラオス●コア・トレーナー養成WSに参加 ……96

労災多発事業場名を公表

韓国●地方自治体が多数含まれる ……98

全国石綿被害者大会を開催

韓国●石綿救済法の改善を要求 ……99

白血病で業務上災害認定

韓国●密閉された室内で有害物質使用 ……99

2011年 3月号 (通巻380号)

2011年2月15日発行 60頁 800円

■特集／アジアのアスベスト禁止最新情報

モンゴル・トルコが禁止、タイでは消費者団体が活躍

全国安全センター事務局長・古谷杉郎…2

広がる鉱山開発反対、政府はインドに使節団を派遣

全国安全センター事務局長・古谷杉郎…20

【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】

IMO：船舶へのアスベスト使用全面禁止 ……33

デジタルじん肺標準X線画像検討会報告書 ……34

石綿救済給付と他法令との併給調整の取扱い ……41

有害物曝露作業報告対象物質の追加 ……45

インジウム・スズ酸化物健康障害防止対策 ……46

【各地の便り／世界から】

いじめ メンタルヘルス労働者支援センター

東京●年末ら活動開始、全国からの相談に対応 …47

自殺防止に地域から取り組む

山梨●労組・医師・弁護士ら参加で考える集い …51

原処分庁が自庁取り消し！

大阪●若年労働者の心筋梗塞の労災認定 ……53

本田技研に損害賠償の判決

東京地裁●子会社元整備工の羽根英成さん ……55

鉄骨運搬で腰椎椎間板ヘルニア

栃木●イラン人労働者の労災 ……58

三星半導体問題の国政監査

韓国●労災申請不承認問題など追及 ……59

全国安全センター規約・規定

規 約

第1章 総 則

第1条 このセンターは、全国労働安全衛生センター連絡会議(略称・全国安全センター)という。

第2条 このセンターは、事務所を東京都に置く。

第3条 このセンターは、地域安全(労災職業病)センター相互の交流・連携・共同の取り組みを通じて、労働災害・職業病の絶滅、労働安全衛生対策の充実及び被災労働者に対する十分な補償の実現をはかり、もって働く者の安全と健康、福祉の向上に寄与することを目的とする。

第4条 このセンターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 労災補償、安全衛生等に関する制度の改善を許さず、働く者の立場に立った制度・政策の確立のための取り組み
- (2) 労働安全衛生活動の交流、相談
- (3) 地域安全(労災職業病)センター活動の拡大のための取り組み
- (4) 資料の収集と提供、機関紙等の発行
- (5) 労働安全衛生等に関する教育、研究
- (6) 内外の関係諸団体、医師、専門家等との協力、提携
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

第5条 このセンターの会員は、次の3種とする。

- (1) 地域センター会員 このセンターの目的に賛同して入会した地域安全(労災職業病)センター又はこれに準じた団体
- (2) 賛助会員 このセンターの目的に賛同し、

事業の推進を援助するために入会した者

- (3) 名誉会員 このセンターに功労があった者又は学識経験者で、総会において推薦された者

第6条 地域センター会員及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書を議長に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

第7条 地域センター会員及び賛助会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

第8条 会員は、次の一に該当したときその資格を失う。

- (1) 会員自ら退会を申し出たとき。
- (2) 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。
- (3) 地域センター会員及び賛助会員で、理由なく会費を1年以上納入しないとき。
- (4) その他総会の議決で会員として適当でないとして決定したとき。

第9条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役 員

第10条 このセンターに次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 議長 | 1名 |
| (2) 副議長 | 若干名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 事務局次長 | 若干名 |
| (5) 運営委員 | 若干名 |
| (6) 監事 | 2名 |

第11条 議長は、このセンターを代表し、会務を統括する。

副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、これを代行する。

事務局長は、常時会務を処置する。

運営委員は、運営委員会を構成し、会務の執

行を決定する。

監事は、このセンターの経理を監査する。

第12条 役員は、総会において会員のうちから選任する。役員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

第13条 議長は、運営委員会の議を経て、顧問を委嘱することができる。顧問は、会務に関し、運営委員会の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第14条 このセンターの事務を処理するために、事務局長及び事務局次長その他の事務局員からなる事務局を置く。その他事務局員は、運営委員会の議を経て、議長が任免する。

第15条 議長は、運営委員会の議を経て、専門委員会や特別調査会等の機関を設けることができる。

第4章 総会及び運営委員会

第16条 総会は、会員をもって構成する。

総会は、通常総会及び臨時総会とし、議長が召集する。

通常総会は、毎年1回開催し、活動方針及び予算の決定、役員の選出、活動報告及び決算の承認その他このセンターの運営に関し重要な事項を議決する。

臨時総会は、議長が必要と認めたとき又は総会員の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

第17条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

総会に出席することのできない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、総会の成立及び議決については、出席者とみなす。

第18条 運営委員会は、議長、副議長、事務局長、事務局次長及び運営委員をもって構成する。

運営委員会は、総会の議決した事項の執行に関すること、総会に付議すべき事項、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項について議決する。

運営委員会は、議長が召集し、その運営は総会に準ずる。

第5章 会 計

第19条 このセンターの経費は、会費、寄付金、事業収入、及びその他の収入によってまかなう。

第20条 このセンターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条 このセンターの決算は、総会の承認を得なければならない。

附 則

第22条 この規約の改廃は、総会の議を経なければならない。

第23条 この規約は1990年5月12日より実施する。

会費規定

全国労働安全衛生センター連絡会議は、規約第7条の規定のに基づき、会員の会費に関する規定を次のとおり定める。

第1条 地域センター会員の会費は、年額1口1万円で1口以上とする。

第2条 賛助会員の会費は、年額1口1万円で1口以上とする。

第3条 地域センター会員会費及び賛助会員会費には、機関紙の購読料が含まれるものとする。

附 則 この会費規定は1990年5月12日より実施する。1991年6月2日一部改正。

購読会費規定

第1条 全国労働安全衛生センター連絡会議の機関紙「安全センター情報」の購読会費を次のとおりとする。

1部	年額10,000円	6部	年額45,000円
2部	年額19,000円	7部	年額49,000円
3部	年額27,000円	8部	年額52,000円
4部	年額34,000円	9部	年額54,000円
5部	年額40,000円		
10部以上	1部につき年額6,000円		

第2条 購読会員は、規約第5条の会員には含まれない。

附 則 この会費規定は1991年6月2日より実施する。

明日への伝言

アスベストショックからノンアスベスト社会へ

編
中皮腫・アスベスト疾患
患者と家族の会 尼崎支部

尼崎労働者安全衛生センター

未曾有のアスベスト被害「クボタショック」
助けてほしい、命と、心と、家族を……
「緩慢なる惨劇」に立ち向かう患者と家族の手記

明日への伝言

アスベストショックからノンアスベスト社会へ



中皮腫・アスベスト疾患
患者と家族の会 尼崎支部
尼崎労働者安全衛生センター



あやまれ・つぐなえ
アスベスト

アスベスト

定価 1800円＋税

A5判・318頁・ソフトカバー

主な内容

- 弟は「無念」の言葉を残して去った
- 私たちが自身が動かなければ
- 病状に適した病院選び
- 免疫療法を受けました。
- 汚染された空気を吸わなければ
- 一日でも長く生き抜きたいです
- 長く苦しかった日々
- 中皮腫という経験を経て
- アスベストに汚された懐かしい風景
- “俺、何か悪い事したか？”
- 失対で久保田神崎工場に行った
- 兄の石綿死 クボタショックと私
- 誠意の感じられぬクボタの姿勢
- なんでもこんな恐ろしい病気に……
- 残りの人生
- アスベストで、夫と娘を失った家庭です
- 左悪性胸膜中皮腫と診断されて

発売

株式会社 アットワース

大阪市中央区谷町1-7-3 天満橋千代田ビル8階

TEL:06-6920-8626 FAX:06-6944-9807 <http://atworx.co.jp/works/pub/73.html>



- 本書は、全国最寄りの書店・インターネットショップでご注文・お買い求め下さい。
- 書店にて本書をご注文の際は、このチラシをご持参ください。

注文カード

取扱い
流通センター
取扱い

貴店名(貼合)

年月日

注文書

書名

著者名

発行所

品名

数量

単価

金額

備考

送料

合計

印

日

月

年

日

時

分

秒

分

秒

分

秒

分

秒

分

秒

分

秒

分

秒

分

秒



9784939042737

ISBN978-4-939042-73-7

C0036 ¥1800E

書店担当者様

本書は、地方・小出版流通センターの取扱図書です。
注文制です。左の注文カード
をご利用ください。

地方・小出版流通センター
FAX:03-3235-6182
TEL:03-3260-0355

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会で取り扱っています
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
PHONE(03)3637-5052 FAX(03)3637-5052

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

TEL (03)3636-3882 FAX (03)3636-3881 E-mail: joshrc@jca.apc.org

URL: <http://www.joshrc.org/> <http://www.joshrc.org/~open/> <http://ameblo.jp/joshrc/>

- | | |
|--|--|
| 北海道 ● NPO法人 北海道勤労者安全衛生センター | E-mail safety@rengo-hokkaido.gr.jp |
| 〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろビル4階 | TEL (011)272-8855 / FAX (011)272-8880 |
| 東京 ● NPO法人 東京労働安全衛生センター | E-mail center@toshc.org |
| 〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 | TEL (03)3683-9765 / FAX (03)3683-9766 |
| 東京 ● 三多摩労働安全衛生センター | |
| 〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5 | TEL (042)324-1024 / FAX (042)324-1024 |
| 東京 ● 三多摩労災職業病研究会 | |
| 〒185-0012 国分寺市本町4-12-14 三多摩医療生協会館内 | TEL (042)324-1922 / FAX (042)325-2663 |
| 神奈川 ● 社団法人 神奈川労災職業病センター | E-mail k-oshc@jca.apc.org |
| 〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーボ豊岡505 | TEL (045)573-4289 / FAX (045)575-1948 |
| 群馬 ● ぐんま労働安全衛生センター | E-mail qm3c-sry@asahi-net.or.jp |
| 〒370-0846 高崎市下和田町5-2-14 | TEL (027)322-4545 / FAX (027)322-4540 |
| 新潟 ● 一般財団法人 ささえあいコープ新潟 | E-mail KFR00474@nifty.com |
| 〒950-2026 新潟市西区小針南台3-16 | TEL (025)265-5446 / FAX (025)230-6680 |
| 静岡 ● 清水地域勤労者協議会 | |
| 〒424-0812 静岡市清水小芝町2-8 | TEL (0543)66-6888 / FAX (0543)66-6889 |
| 愛知 ● 名古屋労災職業病研究会 | E-mail roushokuken@be.to |
| 〒466-0815 名古屋市長和区山手通5-33-1 | TEL (052)837-7420 / FAX (052)837-7420 |
| 三重 ● みえ労災職業病センター | E-mail QYY02435@nifty.ne.jp |
| 〒514-0003 津市桜橋3丁目444番地 日新ビル | TEL (059)228-7977 / FAX (059)225-4402 |
| 京都 ● 京都労働安全衛生連絡会議 | E-mail kyotama@mbox.kyoto-inet.or.jp |
| 〒601-8015 京都市南区東九条御霊町64-1 アンビシャス梅垣ビル1F | TEL (075)691-6191 / FAX (075)691-6145 |
| 大阪 ● 関西労働者安全センター | E-mail koshc2000@yahoo.co.jp |
| 〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602 | TEL (06)6943-1527 / FAX (06)6942-0278 |
| 兵庫 ● 尼崎労働者安全衛生センター | E-mail a4p8bv@bma.biglobe.ne.jp |
| 〒660-0802 尼崎市長洲中通1-7-6 | TEL (06)4950-6653 / FAX (06)4950-6653 |
| 兵庫 ● 関西労災職業病研究会 | |
| 〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付 | TEL (06)6488-9952 / FAX (06)6488-2762 |
| 兵庫 ● ひょうご労働安全衛生センター | E-mail npo-hoshc@amail.plala.or.jp |
| 〒650-0026 神戸市中央区古湊通1-1-17 西浦ビル2階 | TEL (078)382-2118 / FAX (078)382-2124 |
| 広島 ● 広島労働安全衛生センター | E-mail hirosima-raec@leaf.ocn.ne.jp |
| 〒732-0825 広島市南区金屋町8-20 カナヤビル201号 | TEL (082)264-4110 / FAX (082)264-4123 |
| 鳥取 ● 鳥取県労働安全衛生センター | |
| 〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内 | TEL (0857)22-6110 / FAX (0857)37-0090 |
| 徳島 ● NPO法人 徳島労働安全衛生センター | E-mail rengo-tokushima@mva.biglobe.ne.jp |
| 〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内 | TEL (088)623-6362 / FAX (088)655-4113 |
| 愛媛 ● NPO法人 愛媛労働安全衛生センター | E-mail npo_eoshc@yahoo.co.jp |
| 〒793-0051 西条市安知生138-5 | TEL (0897)47-0307 / FAX (0897)47-0307 |
| 高知 ● 財団法人 高知県労働安全衛生センター | |
| 〒780-0011 高知市薊野北町3-2-28 | TEL (088)845-3953 / FAX (088)845-3953 |
| 熊本 ● 熊本県労働安全衛生センター | |
| 〒861-2105 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レクタウンクリニック | TEL (096)360-1991 / FAX (096)368-6177 |
| 大分 ● 社団法人 大分県勤労者安全衛生センター | E-mail OITAOSHC@elf.coara.or.jp |
| 〒870-1133 大分市宮崎953-1 (大分協和病院3階) | TEL (097)567-5177 / FAX (097)503-9833 |
| 宮崎 ● 旧松尾鉱山被害者の会 | E-mail aanhyuga@mnet.ne.jp |
| 〒883-0021 日向市財光寺283-211 長江団地1-14 | TEL (0982)53-9400 / FAX (0982)53-3404 |
| 鹿児島 ● 鹿児島労働安全衛生センター準備会 | E-mail aunion@po.synapse.ne.jp |
| 〒899-5215 始良郡加治木町本町403有明ビル2F | TEL (0995)63-1700 / FAX (0995)63-1701 |
| 沖縄 ● 沖縄労働安全衛生センター | |
| 〒902-0061 那覇市古島1-14-6 | TEL (098)862-3990 / FAX (098)862-3990 |
| 自治体 ● 自治体労働安全衛生研究会 | E-mail sh-net@ubcnet.or.jp |
| 〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階 | TEL (03)3239-9470 / FAX (03)3264-1432 |



安全センター情報 2011年9月号(通巻第386号) 2011年8月15日発行(毎月1回15日発行)
1979年12月28日第三種郵便物認可 800円
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階 全国労働安全衛生センター連絡会議
TEL(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881
Japan Occupational Safety and Health Resource Center
5F, 7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan
TEL: 3636-3882 Fax +81-3-3636-3881
URL: http://www.jca.apc.org/joshrc/

JOSHRC
 一情報2011年9月号(通巻第386号) 2011年9月28日
 1979年12月28日第三種郵便物認可
 0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 全国労働安全衛生センター
 TEL (03) 3636-3882 FAX (03) 3636-3881
 JOSHRC: Japan Occupational Safety and Health Resource Center
 Z Bldg., 5F, 7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan
 Phone +81-3-3636-3882 Fax +81-3-3636-3881
 E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: <http://www.jca.apc.org/joshrc/>